

令和2年第4回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

令和2年12月1日 開会

}

令和2年12月15日 閉会

吉田町議会

令和2年第4回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月1日)

| | |
|-------------------------|----|
| ○町長挨拶 | 1 |
| ○開会の宣告 | 1 |
| ○会議録署名議員の指名 | 1 |
| ○会期の決定 | 2 |
| ○諸報告について | 2 |
| ○議会閉会中の委員会活動報告 | 9 |
| ○議案第96号～議案第104号の一括上程、説明 | 13 |
| ○散会の宣告 | 26 |

第 2 号 (12月9日)

| | |
|------------------------|----|
| ○開議の宣告 | 28 |
| ○議事日程の報告 | 28 |
| ○議案第100号の質疑 | 28 |
| ○議案第101号の質疑 | 31 |
| ○議案第102号の質疑 | 31 |
| ○発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、表決 | 40 |
| ○散会の宣告 | 42 |

第 3 号 (12月10日)

| | |
|-------------------|-----|
| ○開議の宣告 | 43 |
| ○一般質問 | 43 |
| 福世義己 | 43 |
| 大石巖 | 50 |
| 平野積 | 62 |
| 中田博之 | 74 |
| 山内均 | 85 |
| ○議案第105号の上程、説明、質疑 | 102 |
| ○散会の宣告 | 108 |

第 4 号 (12月11日)

| | |
|----------|-----|
| ○開議の宣告 | 109 |
| ○議事日程の報告 | 109 |
| ○一般質問 | 109 |
| 盛純一郎 | 109 |
| 楠元由美子 | 122 |
| 蒔田昌代 | 133 |
| ○散会の宣告 | 141 |

第 5 号 (12月15日)

| | |
|-------------------|-----|
| ○開議の宣告 | 142 |
| ○議事日程の報告 | 142 |
| ○議案第100号の討論、採決 | 142 |
| ○議案第101号の討論、採決 | 142 |
| ○議案第102号の討論、採決 | 143 |
| ○議案第105号の討論、採決 | 145 |
| ○議案第96号の質疑、討論、採決 | 146 |
| ○議案第97号の質疑、討論、採決 | 146 |
| ○議案第98号の質疑、討論、採決 | 149 |
| ○議案第99号の質疑、討論、採決 | 149 |
| ○議案第103号の質疑、討論、採決 | 150 |
| ○議案第104号の質疑、討論、採決 | 150 |
| ○選挙管理委員会委員及び補充員選挙 | 151 |
| ○議員派遣について | 152 |
| ○議会閉会中の継続調査について | 152 |
| ○町長挨拶 | 153 |
| ○議長挨拶 | 155 |
| ○閉会の宣告 | 155 |

開会 午前 9時00分

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和2年第4回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いします。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 開会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 本当に今年は、コロナで明けて、コロナで暮れる1年となりました。議会も本当にその通りだったと思いますけれども、議会の皆様はどのように考えておられるか分かりませんが、町長として本当に例年と同じように、思う存分の様々な行動が取れなかったという意味においては、本当に悔やんでおります。本当に、悔いを残す1年となりますけれども、せめてこの今定例会、きれいに決めて年を越したいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

◎開会の宣告

○議長（増田剛士君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、令和2年第4回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士君） 日程第1、会議録署名の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、3番、盛 純一郎君、4番、中田博之君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（増田剛士君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日12月1日から12月15日までの15日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日12月1日から12月15日までの15日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（増田剛士君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査、財政的援助団体監査等の監査結果報告が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議会閉会中の系統議長会関係、その他に関することについてであります。9月16日水曜日、令和2年度静岡県町村議会議長会総会が静岡市内で開催されました。

審議事項では、1、令和元年度静岡県町村議会議長会事業報告、2、令和元年度静岡県町村議会議長会一般会計歳入歳出決算、3、令和3年度国の施策・予算に対する要望・提言事項、4、令和3年度県の施策・予算に対する要望・提言事項等について、それぞれ審議を行い、いずれも承認されました。

10月20日火曜日、令和2年度静岡県町村議会議長会総会が静岡市内で開催されました。

初めに、令和2年度静岡県町村議会議長会表彰があり、県内の町議会から6人の議員が表彰されました。

表彰の後、令和3年度県の施策・予算に対する要望・提言書が柏木会長から出野副知事に手渡され、総会を終了いたしました。

10月27日火曜日、令和2年度静岡県地方議会議長連絡協議会意見交換会が静岡県庁で開催されました。この意見交換会は、東部地区、中部地区及び西部地区と3地区に分かれて開催されたもので、「コロナ禍における各市町の課題等について」と題したテーマに基づき、それぞれの市町における課題等について意見を交換いたしました。

11月25日水曜日、全国町村議会議長会第64回町村議会議長全国大会が、東京都のNHKホールで開催されました。

本大会では、4項目の特別決議、1項目の決議、1項目の特別要望、29項目の要望事項及び9項目の各地区の要望事項が承認されました。

また、閉会后、東京大学名誉教授、大森 彌氏による「町村の議会－その価値と課題」と題した特別講演が行われました。

なお、例年この時期に開催されておりました志太榛原5市2町議会議長連絡協議会議員研修会及び静岡県町村議会議長会県外調査は、開催が見送られました。

会議への出席に関する報告は、以上のとおりであります。

最後に、本定例会へ説明員として委任または嘱託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほどお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和2年第4回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概要等について御報告申し上げます。

冬の到来とともに、新型コロナウイルスの感染が全国で急速に拡大し、各地で1日当たりの新規感染者数が過去最多を更新する状況が続いております。

県内においても、静岡市や浜松市等でクラスターが頻発し、医療提供体制の逼迫が懸念されていることから、県は独自に設定している感染流行期の段階を11月27日に上から2番目に重い感染蔓延期・中期に引き上げ、県民に対し12月20日までを集中対策期間として最大限の感染防止行動を取るよう強く呼びかけております。

町内においては、10月27日に新型コロナウイルス感染症患者が確認をされ、うつらない、うつさないを意識した行動や新しい生活様式の実践など、町民の皆様や事業者の皆様にご協力いただき、感染予防対策の徹底を改めてお願いするためのメッセージを発信いたしました。その後におきましても、地域の感染状況などに変化が生じた場合には、随時、町ホームページやよしポケNEWS等を活用し、注意喚起を行っているところでございます。

こうした状況の中、気温の低下とともに新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時に流行することが懸念されるこれからの時期に備え、県では、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談したり、あるいは受診をしたりして、必要に応じて検査を受けられる体制を整備するため、発熱患者等の診療や検査を行う医療機関を募り、発熱等診療医療機関として指定したところでございます。

この体制に加え、町といたしましても町民の皆様が発熱時に迷うことなくスムーズに医療機関を受診することができるよう、榛原総合病院内に牧之原市と共同で、電話相談センターを開設する準備を進めているところでございます。

この電話相談センターは、皆様からの相談に加え、診療所からの受診の紹介や、医師により新型コロナウイルス感染症の検査が必要と判断された方の検査の予約を受け付けるものでございます。

一方、経済の対策といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、深刻な経済的影響を受けている町内の小規模事業者の皆様を支援し、地域における消費を喚起するため、吉田町商工会が実施しておりますプレミアム付商品券事業に対し、補助金を交付しております。

5月31日に販売及び使用が開始されました第1弾のプレミアム付商品券につきまして、7月31日をもちまして使用期間が終了し、多くの加盟店から事業効果があったと吉田町商工会を通して報告をいただいております。

また、11月1日からは第2弾のプレミアム付商品券の販売が開始され、2日間で完売するなど大変好評をいただいておりますことから、事業者の皆様の事業継続に向けての追い風になればと期待を寄せているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐためには、お一人お一人の心がけが大変重要でございます。町民の皆様におかれましては、引き続き、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いといった基本的な感染予防対策に努めていただきますよう改めてお願いするとともに、町といたしましても、日々変化する状況においてこれまで以上に緊張感をもって感染拡大防止対策に万全を期し、地域経済の活性化を図る対策との両立に向けた取組をしっかりと進めてまいります。

それでは、本年度事業の進捗状況につきまして、御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、川尻工区における防潮堤の整備につきまして、御報告申し上げます。

川尻工区における防潮堤の整備につきましては、盛土工事が最終段階に入っており、目下、のり面への芝の張りつけ及び階段の設置を進めております。平成30年度から整備を進めてまいりました背後盛土は、本年度中に完成する予定で、防潮堤の天端道及び陸側の側道につきましても、来年度末の完成を目指し、測量や設計を進めているところでございます。

次に、吉田漁港多目的広場の整備についてでございます。

吉田漁港多目的広場につきましては、防潮堤との取り合い部分の盛土工事が11月下旬に完成したところでございます。現在は、管理道を整備する付帯施設工事につきまして10月下旬に契約を締結し、事前測量や除草作業などの準備工を進めており、2月下旬完成を目指し、着実に工事を進めてまいります。

次に、吉田町総合体育館へのエアコンの設置についてでございます。

有事の際の指定避難所として位置づけております総合体育館へのエアコン設置につきましては、第2回議会定例会において契約をお認めいただき、現在、工場において空調機器等の製作を進めるとともに、施設屋外の基礎及び配管工事に着手しており、来年1月からアリーナ、観覧席、武道場などへ機器の設置に取りかかる予定でございます。本年度中の完成に向け、引き続き、施設利用者の安全に十分配慮しながら着実に工事を進め、万が一の避難生活におきましても、町民の皆様が日常生活に近い環境で快適に過ごすことができる体制を整えてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営についてでございます。

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所用の配備品等につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度一般会計補正予算（第6号）及び（第7号）において補正予算をお認めいただき、整備を進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、避難所受付用の事務用品や消毒液などの消耗品、感染症を予防する間仕切りセットや多目的ベッド、避難所用の発電機やサーモグラフィカメラなどを順次配備する予定でございます。

なお、これらの用品を活用し、12月6日の地域防災訓練において、各地区連絡部に配置されております職員による避難所運営訓練及び用品の展示訓練を実施する予定でございます。

この訓練は、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営マニュアルに従って、検温、手指消毒、チェックシートを使った避難者の受付やブルーシートを活用した密を避けるための避難スペースの配置、要配慮者などのためのテント型間仕切りの設置などを行い、コロナ禍における適切な避難所運営の方法について確認するものでございます。

また、自主防災会の皆様にも避難者として参加していただく予定でございます。このような実践的な訓練を行うことにより、感染症と自然災害の複合災害から町民の皆様の命を守ることができるよう備えてまいります。

次に、治水対策推進事業についてでございます。

昨年度から実施しております住吉地区における浸水対策計画の策定につきましては、現在、シミュレーションによる解析を進めているところでございますが、早期に計画が策定できるよう、引き続き、県と連携を図りながら事業を進めてまいります。

また、川尻地区の榛南幹線と大幡川幹線との交差点付近で生じている道路の冠水対策につきましては、既に測量設計が完了し、来年1月には工事を発注する予定でございます。

次に、河川改修事業についてでございます。

大幡川につきましては、川尻地区において不明橋の撤去を進めております。

また、大窪川につきましては、片岡地区において護岸整備を進めており、昨年度の施工箇所の上流部約50メートルの区間が来年3月までに完成する予定でございます。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」事業についてでございます。

「TOUKAI-0」事業につきましては、有事の際の避難所における新型コロナウイルスの感染リスクを回避するため、避難所に行くことなく自宅での生活が継続できるよう、従来よりも高い耐震性を確保する耐震補強工事を行う世帯に対しまして、11月2日申請受付分から補助額を15万円増額するよう制度を拡充し、積極的に事業を進めております。この取組が住宅の耐震化へ向かう追い風になればと期待しているところでございます。

11月末現在における申請状況でございますが、無料耐震診断に24件、定額型の耐震補強工事に1件、補強計画一体型の耐震補強工事に5件、ブロック塀等の撤去事業につきましても16件の申込みをいただいております。

引き続き、戸別訪問や町ホームページなどを通して助成制度の拡充や耐震の重要性を周知することにより、ブロック塀等の撤去を含めた耐震補強事業の実施に結びつけ、地震に強い町づくりを推進してまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、介護人材の確保対策につきまして御報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、国内の有効求人倍率が低下をしており、雇用情勢は大変厳しい状態が続いております。その状況においても、介護分野における有効求人倍率は高い水準で推移しており、人材不足が深刻な状況となっております。

また、高齢化に伴う要介護認定者数の増加により介護需要が高まる中で、介護人材の確保は喫緊の課題となっており、当町におきましても介護人材の確保に向け、2つの取組を行っているところでございます。

1つ目の取組は、介護職員初任者研修受講費用の助成でございます。この助成は、介護職員初任者研修の受講費用の一部を負担し、受講に対する経済的負担の軽減を図るものでございます。町内の介護事業所における人材の確保と定着を図るため、町ホームページや「広報よしだ」を活用しながら、引き続き、制度の周知に努めてまいります。

2つ目の取組は、介護に関する入門的研修の開催でございます。この研修は、介護に携わることが業務を遂行する上で最低限の知識や技術を身につけ、基本的な介護業務ができるようにすることを目的に行うものでございます。本年度の研修は、昨年度の受講者の声を参考に、介護現場で実践できるベッドや車椅子を使った実技を新たに取り入れた形で11月に開催し、30代から70代までの9人の方に御参加いただきました。今後、就業を希望される受講者の介護施設への就労相談やマッチングも支援してまいります。

次に、市民後見人養成講座の開催についてでございます。

この講座は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方の権利を擁護する成年後見活動に必要な知識を習得し、市民後見人として活動できる人材を養成することを目的に、10月から開催しております。市民後見人という権利擁護の新たな担い手を養成することで弁護士や司法書士など専門職の後見人不足を解消するとともに、成年後見制度を必要とする方を同じ町民が市民後見人として支援し、誰もが住み慣れた場所で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指してまいります。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、「吉田町人・農地プラン」の実質化につきまして、御報告申し上げます。

町内において最大規模の一団農地である「吉田田んぼ」を10年後も農地として効率的かつ安定的に利用するための将来方針を作成するため、「吉田町人・農地プラン」の実質化に取り組んでおります。10月下旬に土地所有者や農業者の皆様を対象とした農地の現状等に関するアンケート調査を実施し、現在は、調査結果の取りまとめを行っているところでございます。今後は、吉田町農業委員会や県などの関係機関と連携を図りながら、この調査結果を基に土地所有者や農業者と地域での話し合いを重ね、来年3月までに「吉田田んぼ」の将来方針を作成する予定でございます。

次に、水産物供給基盤機能保全事業についてでございます。

昨年度からの継続事業であります港内泊地しゅんせつ工事につきましては、9月上旬に契約を締結し、底質調査や事前測量が完了いたしました。今後、本格的にしゅんせつに取りかかり、3月中旬までに完成させ、漁業者の皆様が安心して漁業に従事できるよう環境を整備してまいります。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業のうち、移住促進ウェブサイトの開設について御報告申し上げます。

当町への移住に関心を持っていただいている方に向けた情報発信を強化するため、7月に「Welcome Yoshida」という名称のサイトを立ち上げました。このサイトでは、移住希望者の皆様にとって役立つ情報を「知る」「働く」「暮らす」「子育て」「住む」の5つのテーマごとに発信しております。新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない中、東京都内では他道府県への転出超過が続いていることなどから、地方への移住に関心が高まっており、移住先としてこの町を選んでいただけるよう、引き続き積極的に情報発信を行ってまいります。

次に、多文化共生総合相談窓口についてでございます。

6月に開設いたしました多文化共生総合相談窓口では、2人の多文化共生コーディネーターを配置し、役場を訪れる外国人住民の皆様の相談対応のほか、学校や保育園などへ出向いて通訳業務を行っているところでございます。

9月からはフェイスブックも開設し、行政情報や生活情報を多言語で幅広く発信しており、既に460人の方に御登録いただき、御活用いただいている状況でございます。

次に、ふるさと納税推進事業についてでございます。

ふるさと納税につきましては、産業振興による町のプロモーションの視点から、寄附者のニーズに合った特産品を返礼品として提供できるよう、協力事業者の皆様との連携を図っており、11月から新たに「定期便方式」の返礼品を導入いたしました。この定期便を選択していただきますと、寄附者は一度の手続で一定期間、定期的に返礼品を受け取ることができるようでございます。今後もより多くの方から御寄附をいただけますよう、この定期便のほか、農林水産省の補助事業を活用しながら、寄附者の皆様のさらなる満足度の向上を図ってまいります。

次に、道路改良事業についてでございます。

大幡川幹線につきましては、報告会の開催などにより地元の皆様からいただいた御意見を踏まえながら、道路線形の検討を重ねているところでございます。早期に事業に着手できるよう、引き続き、関係者や地元の皆様と協議を重ね、関係機関と連携を図りながら事業を進めてまいります。

また、大幡川尻2号線と大幡川幹線を結ぶ町上3号線につきましては、地権者の皆様のご協力のもと、10月から道路整備工事に着手しており、本年度中に供用を開始する予定でございます。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、「吉田町教育元気物語TCP Triwins Plan」の本年度における主な事業につきまして、御報告申し上げます。

まず、「子どもの『確かな学力』を保障する環境づくり」のうち、「ICT環境の充実」として進めている2つの事業についてでございます。

1つ目は、町内の全小・中学校の普通教室などへのWi-Fi環境の整備、2つ目は、児童・生徒1人1台の学習者用端末の整備でございます。この2つの事業につきましては、現在、国が進めておりますGIGAスクール構想の一環として、文部科学省の補助金を活用し、実施をしております。

1つ目の全小・中学校へのWi-Fi環境の整備につきましては、10月23日に契約を締結し、現在、工事に着手しております。2つ目の児童・生徒1人1台の学習者用端末の整備については、2段階に分けて整備を進めておりますが、第1段階といたしまして、町内全校児童・生徒数の3分の1に当たる803台の購入に向けて、9月25日に契約を締結いたしました。第2段階といたしましては、1,406台の端末の購入に向けて、さきの第5回吉田町議会臨時会におきまして学習者用端末の購入についてお認めいただき、同日に契約を締結したところでございます。Wi-Fi環境の整備及び1人1台端末の整備とともに本年度末までに完了させ、教職員の働き方改革や児童・生徒への指導の充実に資するよう、さらなるICT環境の充実を図ってまいります。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、上水道事業につきまして、御報告申し上げます。

上水道の整備につきましては、静岡県生活基盤施設耐震化等補助金を活用して、送・導水管の耐震化を進めている基幹管路耐震化事業、配水池から災害時の応急給水拠点となる公共施設や避難所までの管路を耐震化する耐震ネットワーク事業、漏水事故による被害軽減及び有収率向上を図るための老朽管布設替え事業、他の事業に伴う配水管の布設替え等の事業において、7本の工事を既に発注しており、このうち1本は完成し、残る6本につきましても、本年度中の完成に向けて順調に工事を進めている状況でございます。

次に、公共下水道事業についてでございます。

公共下水道事業の施設整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、国庫補助事業として事業を進めております。

浄化センターにつきましては、ストックマネジメント計画に基づく予防保全型の施設管理として、水処理設備における散気装置、攪拌機及び返送汚泥ポンプなどの機械設備更新工事並びにこれら水処理設備及び監視制御設備に関連する電気設備更新工事を令和元年度及び本年度の2か年で実施しており、順調に両工事を進めております。

また、機械設備更新工事における機器の撤去に合わせて、相互に調整を図りながら実施してまいりました反応タンク耐震補強工事につきましても、予定通り今月中に完成する予定でございます。

管渠につきましては、片岡2号汚水幹線工事4本の全てが既に完成しており、その他、残り5本の工事につきましても、本年度中の完成に向けて順調に工事を進めております。

吉田町公共下水道事業経営戦略の策定につきましては、10月16日に第2回の吉田町公共下水道事業経営戦略審議会を開催し、当町の下水道事業の現状を説明するとともに、汚水処理ビジョン（案）に基づく今後10年間の投資及び財源の試算結果による経営戦略（案）について御審議いただいたところでございます。

また、御審議いただいた汚水処理ビジョン（案）及び公共下水道事業経営戦略（案）につきましては、本日からパブリックコメントを実施し、町民の皆様などから御意見をいただいた上で、第3回の審議会に諮り、よりよい内容となるように努めてまいります。

以上、本年度事業の進捗状況を御報告させていただきましたが、来年度の予算編成に当たりましては、特に歳入において新型コロナウイルス感染症の影響を受けて町税の大幅な減少が見込まれ、財政運営は大変厳しいものになると予想されます。

しかしながら、これまで以上に創意工夫を凝らし、歳入の確保を一層推進するとともに、限られた財源を最大限に活用しながら各種施策を展開し、このコロナ禍においても、当町がさらに豊かで勢いがあり心を魅了する町へと躍進できますよう、引き続き、全力で町政運営に取り組む所存でございます。

議員各位におかれましては、こうした当町の姿勢を御理解いただき、町政運営に対するより一層の御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 町長、御苦労さまでした。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（増田剛士君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を議会運営委員会委員長から報告願います。

10番、八木 栄君。

〔議会運営委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○議会運営委員会委員長（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

議会運営委員会の活動報告をします。

令和2年9月29日火曜日、午前9時5分から、吉田町役場4階、第1会議室にて、委員6名、番外1名、事務局2名、総務課長の出席のもと、委員会を開会いたしました。

協議事項1、議会運営における協議事項について。

1、審議方法について。

(1) 議案の委員会付託について。総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会への付託は行わない。現状維持とする。

(2) 常任委員会の在り方について。スケジュールに組み込んで、協議していく。

(3) 論点整理について。よりよい審議ができるよう上程された議案について勉強会を開く。勉強会の順序、ア、議案を受け取る、個々で調べる。イ、上程。ウ、勉強会。エ、全員協議会、内容確認、自由討議。オ、全員協議会論点整理。12月定例会から論点整理については、アからオの順序で行うことに決定。

2、その他、恒例勉強会の日程は、関係者で協議し、決定する。

以上、散会は午前11時でした。

令和2年10月27日火曜日、11時から、吉田町役場4階、第1会議室にて、委員6名、番外1名、事務局2名、総務課長の参加の下、委員会を開会。

協議事項1、令和2年第4回吉田町議会臨時会の運営について。

(1) 第89号議案、第90号議案の概要説明が総務課長よりありました。

(2) 上程議案の審議方法について。議案上程、提案説明、詳細説明、休憩を取り、全員協議会の中で内容確認、論点整理、再開、質疑、討論、表決。

(3) 会期、11月2日、1日間とする。

署名議員、11番、河原崎昇司、12番、大石 巖。

2、議案の内容説明について。

(1) 第89号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第7号）について。

(2) 第90号議案 令和2年度吉田町新型コロナウイルス感染症対応防災資機材等の取得について。

3、その他。

(1) 臨時会終了後、控室において企画課長から決算の一般会計参考資料の訂正について説明がある。

(2) 広域施設組合議員に企画課長から組合のことについて説明がある。

以上、散会は午前11時20分でした。

令和2年11月24日火曜日、午前8時56分から、役場4階、第1会議室にて、委員6名、番外1名、事務局2名、総務課長の出席の下、委員会を開会。

1、協議事項、1、令和2年第5回吉田町議会臨時会の運営について。

(1) 町長提出議案及び報告事項について、総務課長から概要説明がありました。議案は5件、条例の一部改正3件、吉田町立小・中学校学習者用コンピューターの取得について。教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて各1件、専決処分の報告について3件。

(2) 上程議案の審議方法について。議案は5件、常任委員会の付託審査なし。審議方法は、議案の上程、詳細説明、休憩を取り、全員協議会で内容確認、論点整理、再開後、質疑、討論、表決。

(3) 会期の決定及び審議予定表について。議会会期期間を11月26日1日限りとする。

2、会議録署名議員の指名、1番、福世義己、2番、楠元由美子。

2、令和2年第4回吉田町議会定例会の運営について。

(1) 町長提出議案及び付議事件について、総務課長から概要説明がありました。議案は9件及び付議事件1件、条例の一部改正3件、条例の制定1件、補正予算3件、規約の一部変更1件、固定資産評価審査委員会の委員の選任について1件。

(2) 上程議案の審議方法について。議案は9件、常任委員会の付託審査なし。審議方法は、全協で内容確認、論点整理。予算議案は、中間日で質疑、最終日で討論と表決。その他議案は、最終日で質疑、討論、表決を行う。

(3) 会期の決定及び審議予定表について。会期及び審議予定表については、お手元に配付した会期及び審議予定表のとおりです。

(4) 意見書の取扱いについて。2件の意見書について協議をしました。

1、防災・減災、国土強靱化の継続、拡充を求める意見書は、議員発議、提出者副議長、全員の賛成で最終日に提出することに決定。

2、別居、離婚後の子供の適切な養育環境の確保に関する意見書については、議会運営委員会配付とした。

協議事項3、一般質問の取扱いについて。質問者は8名。

1、12月10日木曜日、午前3名、午後2名、12月11日金曜日、午前3名。

以上、散会は14時35分でした。

以上が、議会運営委員会の活動報告です。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、総務文教常任委員会委員長から報告願います。

7番、蒔田昌代君。

〔総務文教常任委員会委員長 蒔田昌代君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（蒔田昌代君） 7番、蒔田昌代です。

総務文教常任委員会から、議会閉会中の委員会活動について報告をいたします。

その前に、9月の第3回定例会中の委員会についても述べさせていただきます。

総務文教常任委員会は、9月の第3回定例会会期中、9月10日木曜日と9月15日に2回の委員会を開催し、所管事務調査を学校教育の充実の現状についてと決定しました。

調査の目的は、「吉田町教育元気物語TCP Triwins Plan」及び吉田町学力調査研究に関する現状と課題について調査、研究する。

調査方法は、執行部から説明員の出席及び資料提供を求め、現状と課題を検証する。

調査期間は、調査の研究が終了するまで。

さらに、委員会が考える調査内容として、吉田町第5次総合計画後期基本計画の第5章、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」、分野、学校教育において施策に学校教育の充実の施策の方向性には、「吉田町教育元気物語TCP Triwins Plan」に基づいた教育の実践を掲げ、4年後の姿の一つに確かな学力の定着と一人一人の個性と発達段階に応じたきめ細やかな教育を推進することにより、次代を担うことができる子供が育っていますとしている。

「吉田町教育元気物語TCP Triwins Plan」は、小学校の学習指導要領の改訂に備え、(1)子供の確かな学力を保障する環境づくり、(2)教職員が授業に専念できる環境づくり(教職員の日々の多忙化解消)及び(3)保護者(家庭)の教育ニーズに応じた環境づくりの3点を施策の方向性として始まった計画である。しかし、2020年のコロナウイルス感染症拡大防止のため、学校休業等により、「吉田町教育元気物語TCP Triwins Plan」は、影響を受けているものと思われる。そこで、新型コロナウイルス感染症の影響下におけるプランの現状と課題について調査する。

また、町は確かな学力定着のために、吉田町学力調査研究を(株)ベネッセコーポレーション及び静岡大学に委託している。しかし、ベネッセコーポレーションに依頼している学力調査業務は、平成30年までは小・中学校全学年で実施していたが、令和元年度は小学校6年生以上は中止し、その他の学年も調査回数を減らした。そこで、吉田町学力調査研究の取組状況を確認し、児童・生徒の確かな学力の定着の目的と整合性を調査するとあります。議会閉会中においても、継続調査することを決定し、会議規則第69条第1項の規定により、議長に通知いたしました。

では、9月の第3回定例会終了後の議会閉会中における委員会の報告させていただきます。

閉会中においては、委員会を3回開催いたしました。令和2年10月7日水曜日、吉田町役場4階、第2会議室において、午前9時から午前11時20分、議員7人、事務局2人、当局2人で開催いたしました。

協議事項、所管事務事項について。学校教育課から令和2年2月28日に行われた吉田町総合教育会議資料を用いて、TCP Triwins Planの取組状況と今後の方向性について説明を受けました。10月16日までに調査内容のテーマに沿った質問を事務局に提出する。学校教育課は、吉田町学力調査に関する事務の流れについてまとめたものを10月14日頃までに事務局に提出するを依頼する。10月21日に委員会を開催し、委員会からの質問をまとめることを決定し、閉会いたしました。

令和2年10月21日水曜日、吉田町役場4階、第2会議室において、午前9時から午前11時、議員7人、事務局2人で開催いたしました。

協議事項、所管事務調査について。各委員が提出した質問事項の内容について説明し、各委員の説明について委員間で協議いたしました。正副委員長で質問事項をまとめ、まとめたものをメールにて各委員に送り、意見等あればメール等で返信することといたしました。

質問事項のまとめ方については、令和2年2月実施の吉田町総合教育会議資料、「教育物語TCP Plan」、これまでの取組状況と今後の方向性、事務局素案に沿って質問を行うことといたしました。質問事項は、10月末までに学校教育課に提出する。11月中に学校教育課出席のもと、質問事項の回答をもらう委員会を実施することを決定し、閉会いたしました。

令和2年11月26日木曜日、吉田町役場4階、第2会議室において、午後1時30分から午後3時35分、議員6人、欠席1人、事務局2人、当局2人で開催いたしました。

協議事項、所管事務調査について。11月2日付で委員会が提出した学校教育の充実の現状についてに関する質問事項に対する回答をもらい、質問をいたしました。

次回の委員会では、各委員は本質問の回答を整理し、協議に臨むこと。次回の委員会は、12月8日開催することを決定し、閉会いたしました。

以上、議会閉会中の総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

委員長に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会委員長からお願いします。

8番、三輪美由紀君。

[産業建設常任委員会委員長 三輪美由紀君登壇]

○産業建設常任委員会委員長（三輪美由紀君） 8番、三輪美由紀です。

産業建設常任委員会から、議会定例会の委員会活動について報告をいたします。

10月13日火曜日、吉田町役場4階、第2会議室において、午前9時から、委員6名、番外1名、事務局2名、当局3名の出席で委員会を開催しました。

所管事務調査、地場産業の活性化について。

目的、町は総合計画の基本理念において、「にぎわいが生まれ、活力がみなぎるまちづくり」を掲げ、その基本理念における大綱の施策の一つを活力あふれる産業振興の町づくりとしている。そこで、各産業のさらなる発展のため、地場産業の活性化について調査研究をするとしました。

協議事項としまして、地場産業である養鰻業、ウナギ加工業における課題の認識について、事前に提出してある4項目の質問事項について当局から説明を受けました。

質問の内容として、1、補助金について。補助金交付に対しての取組が弱いのでは。2、外部団体との連携について。産業委員会の開催頻度が少ないのでは。3、PR事業について。SNSの活用が十分であるのか。4、総合計画との関連について。後継者育成に関する新たな施策の展開が必要と思うが。このような課題の説明を受けた後、再質問を行いました。

養鰻業、ウナギ加工業に対する中間報告については、正副委員長でまとめ、委員に配付することといたしました。

11時40分、会議を終了し、散会いたしました。

10月22日木曜日、吉田町役場4階、第2会議室において、午前9時から、委員6名、番外1名、事務局2名の出席で委員会を開催しました。

協議事項として、地場産業の活性化についてのうち、養鰻業、ウナギ加工業の現状について調査を行い、当局からの回答を基に当委員会としての意見を正副委員長でまとめました。委員長作成の養鰻業、ウナギ加工業に対する中間まとめの文言の修正を行い、修正内容の文言の一部は、正副委員長に一任することとしました。

次に、地場産業の活性化についての3つ目の事業であります機織業、細幅織物業の調査の方法について協議し、次回、細幅織物業に関することを各自調査することとし、また、産業課への質問事項についても各自考えてくることとしました。

12時5分会議を終了し、散会いたしました。

11月10日火曜日、吉田町役場4階、第2会議室において、午前9時から、委員6名、番外1名、事務局2名の出席で委員会を開催しました。

協議事項として、機織業、細幅織物業について調査したことを各自発表し、質問内容について協議をしました。各委員が質問事項を11月12日までに事務局に提出することを決定し、正副委員長が内容を確認の上、産業課に提出することといたしました。

調査内容は、シラス加工業、養鰻業、ウナギ加工業と同じ項目として、機織業、細幅織物業の現状について。2、補助金について。3、外部団体との連携について。4、PRについて。5、総合計画との関連について。6、その他についての6項目とし、質問の文言の修正等は正副委員長に一任することとしました。

10時50分、会議を終了し、散会いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第96号～議案第104号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第5、第96号議案から、日程第13、第104号議案までの9議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和2年第4回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について3件、条例の制定について1件、補正予算について3件、規約の変更について1件、人事案件1件の合計9件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第96号議案は、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、国において国民健康保険税の減額に係る所得の基準等を見直しが行われ、地方税法施行令が改正されたことにより、これを引用している吉田町国民健康保険税条例に所要の改正をする必要が生じたことから、本条例の一部を改正する条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第97号議案は、吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、役場庁舎前に設置しております各種証明書が取得できる自動交付機に従来から使用されている吉田町町民カードに加え、新たにマイナンバーカードを使用できる機能を追加することとしたため、印鑑登録証明書の交付の申請について規定している吉田町印鑑条例に所要の改正をする必要が生じたことから、本条例の一部を改正する条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第98号議案は、吉田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、子ども・子育て支援法が改正され、特定地域型保育事業者の確認について、事業者の居住地の市町村長による確認が不要となり、それを引用している吉田町子ども・子育て会議条例に所要の改正をする必要が生じたことから、本条例の一部を改正する条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第99号議案は、吉田町新型コロナウイルス感染症経済変動対策貸付資金利子助成金基金条例の制定についてでございます。

本議案は、国が創設した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付金充当対策事業である経済変動対策貸付資金利子助成金事業の実施に当たり、基金を設置する必要が生じたことから、本条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第100号議案は、令和2年度吉田町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

本議案は、令和2年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,211万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ155億4,089万8,000円とするのととも、治水対策推進事業費に係る合計2,172万9,000円の繰越明許を設定する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第101号議案は、令和2年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、令和2年度の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億1,715万9,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第 102 号議案は、令和 2 年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

本議案は、令和 2 年度吉田町公共下水道事業会計予算に債務負担行為の設定を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第 103 号議案は、吉田町牧之原市広域施設組合格約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、吉田町牧之原市広域施設組合格約第 12 条に規定されております経費の支弁方法につきまして、関係市町間で分担金の割合の見直しを行い合意に至りましたことから、組合格約の変更を行うことについて地方自治法第 290 条の規定によりお認めいただくとするものでございます。

第 104 号議案は、吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります久保田則夫委員が本年 12 月 16 日をもって任期満了となりますことから、新たに吉田町片岡 1708 番地の 1、塚本雅士氏を吉田町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、ご同意をお願いするものでございます。

以上が、上程いたします 9 議案の概要でございます。

各議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

なお、今回の議会定例会中になりますが、新型コロナウイルス感染症の追加対策事業に係る一般会計補正予算について、追加で上程させていただく予定でございますので、御承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、1 議案について御説明申し上げます。

第 104 号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書の 17 ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会の委員であります吉田町住吉の久保田則夫委員が本年 12 月 16 日をもって任期満了となりますことから、新たに吉田町片岡の塚本雅士氏を吉田町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、議会の御同意をお願いするものでございます。

住所は、吉田町片岡 1708 番地の 1、氏名は塚本雅士。生年月日は昭和 24 年 1 月 1 日で、現在、71 歳でございます。委員の任期は、本年 12 月 17 日から令和 5 年 12 月 16 日までの 3 年間となります。

塚本氏は現在、片岡地内に所在します塚本雅士税理士事務所の代表でございまして、税理士として御活躍されており、東海税理士会島田支部の綱紀監察委員長も務められていることから、固定資産評価審査委員会の委員としてふさわしい識見をお持ちの方でございます。

また、平成15年6月からの4年間は、吉田町監査委員として誠実にかつ公正に職務を行っていただきました。

つきましては、塚本氏に固定資産評価審査委員会の委員に就任していただきたく、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

以上が、総務課からの1議案についての御説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第99号議案、第100号議案及び第103号議案につきまして、御説明申し上げます。

それでは、まず初めに、第99号議案 吉田町新型コロナウイルス感染症経済変動対策貸付資金利子助成金基金条例の制定についての内容を御説明申し上げます。

議案書の8ページから10ページまでを御覧ください。

国におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受ける地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図ることを目的に、各地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じた新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設いたしました。

この交付金は、原則として令和2年度予算に計上し、当該年度中に実施される事業を対象に交付されるものでございますが、その中でも利子補給事業などにつきましては、利子助成期間が年度をまたいで実施される事業となります。このような場合、令和3年度中に出資する利子補給事業費分につきましては、令和2年度中に新たに基金を設置し、令和3年度における交付金充当対象事業の財源とするよう国から通知が来ているところでございます。

当町では、経済変動対策貸付資金利子助成金事業として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている町内の中小企業者に対する資金の融資に係る利子の助成事業を実施しておりますが、その一部において年度をまたぎ令和3年度に利子額が確定し、助成金を支払う必要が生じてまいりますことから、今回、吉田町新型コロナウイルス感染症経済変動対策貸付資金利子助成金基金を設置する条例を制定するものでございます。

それでは、その内容につきまして、条文に沿って御説明申し上げます。

第1条は、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている町内の中小企業者等に対する資金の融資に係る利子の助成を通じた地方創生に資する事業に要する経費の財源に充てるため、吉田町新型コロナウイルス感染症経済変動対策貸付資金利子助成金基金」条例を設置する目的を規定してございます。

第2条は、この基金への「積み立てる額は、予算の定めるところによる」という基金への積み立てについて規定をしております。

第3条は、この「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管すること」とし、また、「必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に変えることができる」という基金の管理について規定をしております。

第4条は、この「基金の運用から生じる収益は、吉田町一般会計歳入歳出予算に計上をして、この基金に編入するものとする」という運用益金の処理について規定をしております。

第5条は、「町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金の属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる」という基金の繰替運用について規定をしております。

第6条は、この「基金は、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる」という基金の処分について規定をしております。

第7条は、「この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める」という委任について規定をしております。

なお、附則では、第1項でこの条例の施行期日を「公布の日から」とすることを定め、第2項でこの条例が「令和4年3月31日」をもって失効することを定めるとともに、残金の取扱いについて規定をしているものでございます。

以上が、第99号議案 吉田町新型コロナウイルス感染症経済変動対策貸付資金利子助成金基金条例の制定についての内容でございます。

続きまして、第100号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和2年度吉田町一般会計補正予算（第8号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,211万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億4,089万8,000円とするものでございます。

また、第2項にございまして、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページから4ページまでの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

次に、第2条でございます。こちらは、令和2年度の事業のうち、年度内の事業が終わらない見込みがあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定に基づいて翌年度に繰り越して使用することができる経費を5ページに掲げる第2表繰越明許費のとおりとすることをお認めいただくとするものでございます。その具体的な内容について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

今回、措置しようとしております繰越明許費は、治水対策推進事業費につきまして、川尻地内道路冠水対策に係る工事請負費2,172万9,000円の予算額を翌年度に繰り越して使用することをお認めいただくとするものでございます。この工事につきましては、梅雨により現地での作業が滞るとともに、県内において大規模水害が発生したことなどから、設計業務に遅れが生じたことから影響を受けまして、工事の発注時期に遅れが生じまして、年度

内の完了が見込めない状況になりましたことから、当該工事に係る工事費を繰越しするものでございます。繰り越す財源につきましては、地方債及び一般財源でございます。

なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づいて翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整して、次に開会される議会に報告しなければならないことになっておりますので、こちらの繰越明許費につきましても、そのルールに従って御報告させていただく予定でございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございます。

引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和2年度吉田町一般会計補正予算（第8号）に関する説明書の3ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、1,554万5,000円の減額でございます。その内訳でございますが、まず、2項1目総務費国庫補助金につきましては、マイナンバーカードの申請件数の増加による事務費の増加に伴いまして、個人番号カード交付事務費補助金を42万6,000円増額するものでございます。

なお、これは、歳出の2款3項戸籍住民基本台帳費に計上いたしました戸籍住民基本台帳事務費に充当するものでございます。

次に、3目衛生費国庫補助金につきましては、産後ケア事業の利用の増加に伴いまして、母子保健衛生費補助金、妊娠・出産包括支援事業を9万6,000円増額するものでございます。

なお、これは、歳出の4款1項保健衛生費に計上いたしました妊娠・出産包括支援事業費に充当するものでございます。

次に、9目特別定額給付金給付事業費補助金につきましては、事業の完了に伴いまして1,606万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

15款県支出金でございます。こちらは、39万6,000円の増額でございます。これは、2項3目衛生費県補助金につきまして、税制改正による後期高齢者医療システムの改修に伴い、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金39万6,000円を計上するものでございます。

なお、これは、歳出の4款1項保健衛生費に計上いたしました後期高齢者医療事業事務費に充当するものでございます。

続きまして、18款繰入金でございます。こちらは、3,626万2,000円の増額でございます。これは、2項1目基金繰入金につきまして、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございまして、財政調整基金から3,626万2,000円を繰り入れさせていただくものでございます。

なお、これによりまして令和2年度末における財政調整基金残額の見込額は、13億8,236万3,000円となります。

続きまして、5ページを御覧ください。

20款諸収入でございます。こちらは、100万円の増額でございます。これは、5項2目雑入におきまして一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業の追加募集に伴いまして、コミュニティ助成事業助成金を100万円増額するものでございます。

なお、これは、歳出の2款1項総務管理費に計上いたしましたコミュニティ施設整備事業費に充当するものでございます。

以上が、歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

1款議会費につきましては、24万9,000円の減額でございます。これは、1項1目議会費につきまして、人事院勧告に沿って職員人件費を6万2,000円減額、また、議会運営費の議員期末手当につきましても、人事院勧告に沿って18万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

2款総務費につきましては、2,156万6,000円の減額でございます。その内訳でございますが、まず、1項1目一般管理費につきまして、人事院勧告に沿って職員人件費を66万8,000円、会計年度任用職員人件費を2万3,000円それぞれ減額するものでございます。

また、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（総務管理費）につきましては、広域施設組合補正予算（第1号）に伴う減額を、構成市町で案分した584万5,000円を減額するものでございます。

8ページを御覧ください。

特別定額給付金給付事業費につきましては、事業の完了に伴いまして1,606万7,000円を減額するものでございます。

次に、6目企画費におきまして、人事院勧告に沿って会計年度任用職員人件費を1万8,000円減額、また、9ページのコミュニティ施設整備事業費につきましては、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業の追加募集に伴いまして、コミュニティ施設改修助成事業交付金を100万円増額するものでございます。今回の追加分につきましては、大浜町内会から申請がありました複写機購入経費の内示を受けたものでございます。

次に、10目人事管理費につきましては、人事院勧告に沿って会計年度任用職員人件費を4万1,000円減額するものでございます。

次に、9ページから10ページにかけての2項1目税務総務費におきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を20万3,000円、会計年度任用職員人件費を1万6,000円それぞれ減額するものでございます。

次に、10ページから11ページにかけての3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を6万9,000円、会計年度任用職員人件費を1万5,000円それぞれ減額するものでございます。

また、戸籍住民基本台帳事務費につきましては、マイナンバーカード申請件数の増加に伴いまして、通信運搬費を42万6,000円増額するものでございます。

次に、4項1目選挙管理委員会費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を2万7,000円減額するものでございます。

続きまして、12ページを御覧ください。

3款民生費につきましては、189万円の減額でございます。その内訳でございますが、まず、1項1目社会福祉総務費におきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を21万3,000円、会計年度任用職員人件費を4,000円それぞれ減額するものでございます。

次に、2目国民年金事務費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を4万円減額するものでございます。

13 ページを御覧ください。

3目国民健康保険費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を6万4,000円減額するものでございます。

次に、6目人権・地域改善費につきましても、人事院勧告に沿って会計年度任用職員人件費を4,000円減額するものでございます。

次に、13 ページから14 ページにかけての7目介護保険費につきまして、人事院勧告に沿って職員人件費を6万1,000円減額、また、介護保険事業会計操出金につきましては、介護保険システムの改修に係る事務費操出金を17万8,000円増額するものでございます。

次に、2項1目児童福祉総務費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を13万円、会計年度任用職員人件費を9万1,000円それぞれ減額するものでございます。

15 ページを御覧ください。

3目保育所費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を77万1,000円、会計年度任用職員人件費を47万6,000円それぞれ減額するものでございます。

次に、4目児童館費につきましては、人事院勧告に沿って会計年度任用職員人件費を21万4,000円減額するものでございます。

続きまして、16 ページを御覧ください。

4款衛生費につきましては、5,022万8,000円の増額でございます。その内訳でございますが、まず、1項1目保健衛生総務費におきまして、人事院勧告に沿って職員人件費を21万8,000円、会計年度任用職員人件費を1万4,000円それぞれ減額するものでございます。

17 ページを御覧ください。

吉田町牧之原市広域施設組合負担金（火葬場費）につきまして、広域施設組合補正予算（第1号）及び規約変更案に基づく負担金の再算定によりまして、150万5,000円を減額するものでございます。

また、地域医療対策事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、地域医療体制の維持及び確保を図るため、診療所等開設補助金5,000万円を計上するものでございます。

次に、2目予防費につきましては、人事院勧告に沿って会計年度任用職員人件費を5,000円減額するものでございます。

次に、3目環境衛生費につきましては、人事院勧告に沿って会計年度任用職員人件費を6万円減額するものでございます。

18 ページを御覧ください。

吉田町牧之原市広域施設組合負担金（し尿処理費）につきましては、広域施設組合補正予算（第1号）及び規約変更案に基づく負担金の再算定によりまして、327万1,000円を減額するものでございます。

また、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（ごみ処理費）につきましては、広域施設組合補正予算（第1号）及び規約変更案に基づく負担金の再算定によりまして、こちらは384万6,000円を増額するものでございます。

次に、5目母子保健衛生費につきましては、妊娠・出産包括支援事業費につきましては、心身のケアや育児のサポートなど産後ケア事業の利用増加に伴いまして、産後ケア事業委託料を19万2,000円増額するものでございます。

19ページを御覧ください。

6目健康づくり事業費につきましては、人事院勧告に沿って会計年度任用職員人件費を5,000円減額するものでございます。

次に、7目老人保健事業費につきましては、税制改正による後期高齢者医療システムの改修に伴いまして、電算処理委託料を127万6,000円増額するものでございます。

次に、8目健康増進事業費につきましては、人事院勧告に沿って会計年度任用職員人件費を8,000円減額するものでございます。

続きまして、20ページを御覧ください。

6款農林水産業費につきましては、12万3,000円の減額でございます。その内訳でございますが、1項1目農業委員会費につきましては、2万5,000円の減額、2目農業総務費につきましては、2万7,000円の減額、また、20ページから21ページにかけての3項2目漁港管理費につきましては、7万1,000円の減額でございます。いずれも人事院勧告に沿って職員人件費を減額するものでございます。

続きまして、7款商工費につきましては、466万4,000円の減額でございます。その内訳でございますが、まず、1項1目商工総務費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を4万8,000円減額するものでございます。

22ページを御覧ください。

3目観光費につきましては、人事院勧告に沿って会計年度任用職員人件費を1万6,000円減額、また、観光振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による小山城まつりの中止に伴いまして、小山城まつり委託料460万円を減額するものでございます。

続きまして、23ページを御覧ください。

8款土木費につきましては、29万4,000円の減額でございます。その内訳でございますが、まず、1項1目土木総務費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を16万6,000円、会計年度任用職員人件費を5,000円それぞれ減額するものでございます。

次に、4項1目都市計画総務費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を8万7,000円減額するものでございます。

24ページを御覧ください。

2目土地区画整理事業費につきましては、こちらも人事院勧告に沿って職員人件費を3万6,000円減額するものでございます。

続きまして、25ページを御覧ください。

9款消防費につきましては、20万9,000円の減額でございます。その内訳でございますが、まず、1項1目常備消防費につきましては、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（消防費）について広域施設組合補正予算（第1号）に伴う減額を構成市町で案分した1万7,000円を減額するものでございます。

次に、5目災害対策費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を19万2,000円減額するものでございます。

続きまして、26ページを御覧ください。

10 款教育費につきましては、88 万円の増額でございます。その内訳でございますが、まず、1 項 2 目事務局費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を 25 万 9,000 円、会計年度任用職員人件費を 1 万円それぞれ減額するものでございます。

次に、3 目教育諸費につきましては、人事院勧告に沿って会計年度任用職員人件費を 13 万 8,000 円減額するものでございます。

27 ページを御覧ください。

2 項小学校費の 1 目学校管理費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を 4 万 9,000 円、会計年度任用職員人件費を 3 万 3,000 円それぞれ減額するものでございます。

次に、27 ページから 28 ページにかけての 3 項中学校費の 1 目学校管理費につきましては、こちらも人事院勧告に沿って職員人件費を 1 万 3,000 円、会計年度任用職員人件費を 1 万 5,000 円それぞれ減額するものでございます。

次に、4 項 1 目社会教育総務費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を 8 万 9,000 円減額するものでございます。

次に、28 ページから 29 ページにかけての 2 目公民館費につきましては、人事院勧告に沿って会計年度任用職員人件費を 1 万 5,000 円減額するものでございます。

次に、4 目図書館費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を 5 万 5,000 円、会計年度任用職員人件費を 4 万 5,000 円それぞれ減額するものでございます。

次に、29 ページから 30 ページにかけての 5 目ちいさな理科館費につきましては、人事院勧告に沿って会計年度任用職員人件費を 9,000 円減額するものでございます。

次に、5 項 1 目保健体育総務費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を 7 万 5,000 円減額するものでございます。

次に、2 目給食施設費につきましては、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（給食施設費）につきまして、広域施設組合補正予算（第 1 号）及び規約変更案に基づく負担金の再算定によりまして、169 万 6,000 円を増額するものでございます。

31 ページを御覧ください。

3 目体育館運営費につきましては、人事院勧告に沿って会計年度任用職員人件費を 1 万 1,000 円減額するものでございます。

以上が、第 100 号議案 令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 8 号）についての内容でございます。

続きまして、第 103 号議案 吉田牧之原市広域施設組合規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

議案書の 14 ページから 16 ページ及び参考資料ナンバー 5 を御覧ください。

本議案は、一部事務組合であります吉田町牧之原市広域施設組合規約を変更しようとするものであり、一部事務組合の規約の変更に当たりましては、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないといたします地方自治法第 290 条の規定に基づき上程させていただいたものでございます。

今回の規約変更の内容でございますが、吉田町牧之原市広域施設組合の経費負担割合の変更でございます。当組合は、昭和 56 年 4 月から、し尿、ごみ処理、火葬及び消防の事務を当町と牧之原市の 1 市 1 町で事務を共同処理し、平成 2 年度からは学校給食共同調理場業務を追加し、今日に至っております。

当組合の処理区域は、吉田町全域と牧之原市の旧榛原町区域となっており、組合の経費は、関係市町である1市1町の分担金で支弁しているところで、その分担金の額は、事務費は均等割50%、人口割50%で、共同処理するおのおのの事務経費は、消防事務に係る経費を除き、均等割40%と人口割や処理量割が60%となっております。

また、施設の建設や臨時的支出を必要とする経費は、その都度、両市町が協議して定めるとなっております。今回の経費負担の変更は、関係市町であります1市1町間で時代のニーズ等に即し、恒常的に適応できる分担金のルールづくりに向けた協議を重ね、共同処理するおのおのの事務量の経費について、経常的経費については、均等割と利用量割で構成し、可能な限り利用量割の比重を高めた負担割合とし、臨時的経費は、特別な事情が生じた場合を除き、均等に負担するものとする変更案で合意に至ったところをごさいます。この合意に基づきまして、地方自治法第286条第2項の規定により、規約を変更しようとするものでございます。

変更の内容につきましては、大きく2点ございます。規約第12条第2項及び別表関係では、分担金は、均等割と利用量割で構成するものとし、現在、人口割となっておりますごみ処理業務を「ごみ処理量割」に、火葬業務を「火葬件数割」に変更するとともに、利用量割の比率を高めた負担割合とするため、「利用量割を75%」、「均等割を25%」にするものでございます。

規約第12条第3項の施設の建設、その他臨時に支出する経費は、さきにも述べましたとおりですが、特別な事情が生じた場合を除き、均等に負担するものでございます。

施行期日等につきましては、附則におきまして交付の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

また、経過措置といたしまして、今回の規約の改正前の施設の建設、その他臨時的経費の分担金につきましては、従前の負担割合とすることを規定しているものでございます。

以上が、第103号議案 吉田町牧之原市広域施設組規約の一部を変更する規約についての内容でございます。

企画課から、第99号議案、第100号議案及び第103号議案の3議案につきまして御説明させていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） ここで暫時休憩とします。

再開を10時45分といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時43分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

〔町民課長 門田万里子君登壇〕

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課からは、第 96 号議案、第 97 号議案の 2 議案につきまして説明申し上げます。

最初に、議案書 1 ページの第 96 号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明申し上げます。

改正内容につきましては、参考資料ナンバー 1 の吉田町国民健康保険税条例の新旧対照表を併せて御覧いただきたいと存じます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 2 年 9 月 4 日に公布され、給与所得者と年金所得者に適用される給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ 10 万円引き下げられ、全てのものに適用される基礎控除が 10 万円引き上げられたことに伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準等についても見直しが行われたため、これを引用している吉田町国民健康保険税条例の一部を改正することをお認めいただこうとするものでございます。

改正内容でございますが、第 23 条の低所得世帯に対する第 1 号の 7 割軽減、第 2 号の 5 割軽減、第 3 号の 2 割軽減のそれぞれの規定におきまして、基準額の 33 万円を「43 万円」に改めるとともに、給与所得控除及び公的年金等控除の該当者が複数いる世帯の場合、控除額がそれぞれ 10 万円引き下げられることにより、総所得金額が増え、軽減対象から外れてしまう場合があることから、これを防ぐため「43 万円に給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じた額を加算する」という内容を追加するものでございます。

次に、2 ページの附則第 2 項におきまして、さきの第 23 条の改正及び地方税法施行令に合わせるため所要の整備を行うものでございます。

また、附則により令和 3 年 1 月 1 日から施行することとし、令和 3 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することを規定するものでございます。

続きまして、議案書 4 ページの第 97 号議案 吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明申し上げます。

改正内容につきましては、参考資料ナンバー 2 の吉田町印鑑条例の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

役場前に設置しております自動交付機につきまして、現在、吉田町民カードを使用し、各種証明書を取得していただいているところではございますが、機器の更新により個人番号カードでも各種証明書の取得が可能となったことから、一部機能を追加し、整備することといたしました。

つきましては、印鑑登録証明書の申請について規定しております吉田町印鑑条例の一部を改正することをお認めいただこうとするものでございます。

改正内容でございますが、第 16 条第 2 項第 2 号の多機能端末機を「自動交付機又は多機能端末機」と改め、個人番号カードを使用し、各種証明書を取得する方法に自動交付機を加えるものでございます。

また、附則により公布の日から施行することとするものでございます。

以上が、町民課から提出いたしました議案についての説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、福祉課長、お願いします。

福祉課長、杉田香織君。

〔福祉課長 杉田香織君登壇〕

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは、議案書の12ページ、第101号議案 令和2年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

別冊の令和2年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,715万9,000円とするものでございます。

また、2項にありますとおり、款項区別の補正額、補正後の収入、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものでございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございますが、引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明申し上げます。

令和2年度吉田町介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書の2ページ、歳入を御覧ください。

3款国庫支出金でございます。介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料の2分の1を事務費交付金として国より17万7,000円交付されることから、増額計上するものでございます。

次に、7款繰入金でございます。介護報酬改定に伴うシステム改修事業に係る委託料として一般会計より17万8,000円繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございます。説明書の3ページを御覧ください。

1款総務費でございます。介護報酬改定に伴うシステム改修事業に係る電算処理委託料35万5,000円を増額計上するものでございます。当初予算においてシステム改修を予定しておりました介護報酬改定に介護保険の更新認定において有効期限の上限が36か月から「48か月」に延長されること、「保険料の税制改正に対応すること」等が追加して国より示されましたことから、電算処理委託料を増額計上するものでございます。

以上が、第101号議案 令和2年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、こども未来課長、お願いします。

こども未来課長、太田順子君。

〔こども未来課長 太田順子君登壇〕

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

こども未来課からは、第98号議案 吉田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案つづり6ページ、7ページ、そして、参考資料ナンバー3を御覧いただきたいと思います。

国や提案募集方式に基づく地方からの提案について、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針を閣議決定し、都道府県から指定都市への事務、権限の委譲や地方公共団体に対する義務付け、枠付けの見直し等について関係法律の整備を行いました。これにより子ど

も・子育て支援法の一部改正が行われ、本条例で引用している条文に項ずれが発生しましたことから、これを改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料を基に御説明申し上げます。

第2条は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、同法第43条第3項が「第2項」に改められましたことから、これを改正するものでございます。

また、附則によりこの条例の施行日は、公布の日から施行すると規定しております。

こども未来課からの説明は、以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第102号議案 令和2年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊令和2年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）及び参考資料ナンバー4を併せて御覧ください。

別冊1ページ、第2条の債務負担行為につきましては、事項を川尻南部污水幹線工事、期間を令和3年度、限度額を1億3,300万円と定めることとお認めいただくとするものでございます。

これは、来年の工事につきまして施工時期の平準化を図るため、令和3年度に債務負担行為の設定をさせていただいた上で、下水道事業計画区域内の未整備区域に管渠を整備しようとするものでございます。品確法でも発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定されておりますことから、昨年度に引き続き実施するものでございます。

スケジュールとしましては、当年度は、工事実施のための事務手続を行い、受注者を決定し、来年4月から工事着手できる体制を整えるものでございます。

施工箇所につきましては、参考資料ナンバー4の2ページにありますとおり、川尻地内の東名川尻幹線と榛南幹線交差点から浜田土地区画整理組合事務所南東の交差点までの区間でございまして、榛南幹線の南側の歩道に管渠を延長670.5メートル整備するものでございます。

以上が、第102号議案 令和2年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についての説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前10時57分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会9日目でございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第100号の質疑

- 議長（増田剛士君） 日程第1、第100号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。
これから第100号議案についての質疑を行います。
質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。
また、歳入歳出予算の質疑終了後、繰越明許の質疑を行いたいと思います。
初めに、歳入全体についての質疑を行います。
質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、歳出に入ります。
1款議会費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
2款総務費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

資料の、これは令和2年度の説明書、19ページのところで、電算処理委託料、これ実は全協のときにお聞きさせていただきました。その中で、情報としていただきましたのが、こういう委託料に関しては、電算関係はSBSでということで、そこまでいただきました。そして、中も今回は特に毎回委託料というやつがいろいろありまして、今回はたまたま1つだけなもので、全体の中で知りたいと思って聞かせていただきますけれども、この電算委託料というものに関しては、国の方向転換によってそのシステムが変わる、システムというよりも本来なら中の一部分の係数であるとかだと思えるんですけどもね。そこまで聞かせていただきました。

そのときに、こういうシステムが大企業であるSBSがそういうものを管理をしてくれたときに、吉田町としては、委託をするときに見積りとは言わないですけども、見積りとか、例えば3年に1回とかそういうこれを正しく運用されているかどうかとか、そういうチェックをするような機関というか、そういうものはあるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

電算委託の全般的なお話ということで、御質問いただいていると思ひまして、総務課のほうから御回答させていただきますが、この全体の電算委託をするときとか、毎年それぞれの各課でSBSと予算に関しての見積りをお取りする前に、それぞれ各課でこういうふうなことをやっていくというところの打合せをちゃんとやらせてもらってございまして、打合せの中で見積りが最終的な見積り、来年度の予算の見積りが出てきますので、その当初の予算のときにはそうした打合せどおりのものが出てくると思っております。

ただ、突発的に途中で電算のシステムを変えとか、国の指示をいただいてシステムを変えといったときには、SBSはそここのところは、国がどういうふうに変えていくかというところは承知しているというところもありますので、そこは業者との打合せをしながら、そこはシステムの仕様については、SBSも分かって、こちらも仕様について話をさせていただくというところで、細かいところの仕様についてもSBSも国の仕様が出てきているのを確認していただいておりますので、そのところで見積りが出てきて予算がこういうふうに出てくるというふうを確認しております。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 内容としてはそういうことだと思うんですけども、ただ、一つやっぱりその中で、我々が議員としてチェックをするときに考えにやいかんのは、確かに見積りとしては出てくると思っておりますけれども、その見積りがどういう形でそれが正であるか、誤であるか、そここのところにしっかりした確定的な整合性、持っているかどうかとか、そういうのは、例えば我々が建築なんかの場合には、必ず三社で見積り取ってやることなんですけれ

ども、それはなかなかできないと思うんですけども、その辺を見積りの取り方というのはなかなか難しいとは、返事難しいかもしれないけれどもどういう形でやりますか。確認をしたい、安心をするために聞いてはいるんですけども。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 見積りの取り方ということだったと思うんですけども、その中で、来年度は何を重点的に改修するとか、これをやっていくかというところの話はちゃんとさせていただいていると思っています。そして、細かいところのこのシステムがどれだけの単価があるとか、そういうところまでは私たち知ることができないわけですし、ある意味言いなりになっているんじゃないかというふうな言い方に聞こえてくるかもしれませんがけれども、そうではなくて、私たちの要求しているものはこういうことですので、ちゃんと改めてSBSと話をさせていただいていますので、そこのところは過大な見積りをしてもらっているとは思っておりませんが、町として、電算室を持つとかそういうことまではなかなかこの小さい町では難しいと思っていますので、やはりこの業務については、全体をSBS情報システムに委託して、住基を基にした電算を構築していくというふうに考えております。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今、なぜ質問したかと言うと、恐らく想像するに当たって、例えばサイバー攻撃であるとか、中のシステムの完全なブロックであるとか、そういうものを考えていくと、今、なかなかそう言ってもなかなかできないとは思いますがけれども、その辺を当たり前にいくんじゃないかと、とにかくチェックをできるというか、そういう形をやっていただきたいということで、安心を持ちたいということで質問ですので、すみません、よろしくお願いします。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消費費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、10 款教育費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、繰越明許費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、本議案の質疑を終結したいと思いますが、まだ疑義があるようでしたら、全般にわたり特に質疑を許可します。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
これをもって、第 100 号議案についての質疑を終結します。

◎議案第 101 号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第 2、第 101 号議案 令和 2 年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。
これから第 101 号議案についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

◎議案第 102 号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第 3、第 102 号議案 令和 2 年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。
これから第 102 号議案についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
5 番、平野 積君。

○5 番（平野 積君） 今回の補正額 1 億 3,300 万、これを工事の距離 670.5 メーターで割ると、1 メーター当たり 19 万 8,000 円になります。汚水処理ビジョンの案の経済比較に用いた 11 万 7,000 円に比べて、随分高額になっています。限度額といえども、結構高い額を上程しているわけですが、その理由は何でしょうか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今回、この債務負担の限度額につきましては、限度額と言いつつも積算基準にのっとって算定はしているものになります。取付管も含めて積算をしています。経営戦略の数値については、実績なんで落札率も含めて実績残していますけれども、こっちについては積算基準に基づいた額なんで、その差は出てしまうものになると思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そこは、そういうことで。

もう一点、この吉田町の汚水処理ビジョン案には、「集合処理と個別処理の区域の設定は、基本的には経済比較により判定を行っている」と記載されているわけですが、今回の区間に関しても、そういう経済比較をやって、下水道処理のほうが有利であるという計算を基に実施しようとしているわけでしょうか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この今、現在の事業計画区域につきましては、平成29年度に建設委員会を開いて進めているものであって、そのときに浄化槽が有利か、下水道が有利かという判断はしていません。あくまでも、もともとある全体計画区域を進めていく中で、管渠の整備を即時にするために、どこから順番にやったほうがいいのかということの整備の中で、379ヘクタールにしてやっている区域になりますので、浄化槽と下水道という比較はしていません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） ということは、ビジョン案に記載されている経済比較により判定を行っているというのは、間違いということですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 間違いではないです。

あくまでも、今後広がっていくところに対して、今のままで、今370ヘクタールに対して、このまま720ヘクタールやっていくかどうかという判断をするに当たって、経済比較をしているものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それでは、今、今回の工事区域というのは370に入っているわけだから、やっているということでしょう。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 汚水処理ビジョンについては、今379ヘクタールは、下水道事業として認可をもらってやっている区域でありまして、それ以外のところに対して、判定の中で参考を示している部分はあるんですけども、あくまでも379ヘクタールからそれ以上に増やす区域に対してのやっているものになります。比較検討を。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そうすると、全体は九百幾らですよ。それは、やっていないということですよ。その計画、920をやろうとしたときに、それはやっていない。今回の領域、370のうちにあるものもやっていない。そうすると、これどこでやっているんですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） もともと、平成2年度から工事始めていく中で、比較してやっているものではないです。合併浄化槽出たのが13年度以降になりますので、浄化槽、あくまでも吉田町は920ヘクタール、全て下水道でやるという計画を決定してやっているものになりますので、そのときに単独浄化槽にしようか、このまま単独で進めようか、下水道でしようかというときに比較はしていません。今比較しているのは、経営戦略でしているのは、379ヘクタールから外れた、920ヘクタールのうちの379以外のところについての比較検討しているものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） これたくさんあり過ぎて、ちょっとどうしようかと迷っています。

まず、1億3,300万円のこれは一つ聞いておきます。管渠の整備ですね。管渠だけですね。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） そのとおりです。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 管渠整備だけというと、この案を通すと、多分6月か7月頃にそのままいくんでしょうけれども、実はこれが去年の、ありますよね、手元にね。去年の下水道の計画された中でのキャッシュ・フローまでの出し方ですね。これを見ると、どういう形でこれが進んでいって、どうしてもこれをやらなきゃならんという状況にいくんですけれども、これが全くない中で、管渠だけの金額をもって、1億3,300万をもって、何を承認するんですか。

実は、そのやつが改めてこうやって出してくれて、そしてこのときにはこれだけかかりますよと。そうして、今言われた単価にしても比較にしても、そういう中でやってくれていて、そして、そのやつを承認をしていくんだったら分かる。ところがこれ、何を承認しましょうということ。この案自体がどういう意味なのか、ちょっと教えてもらいたい。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この債務負担行為の設定をすること、ここに書いてあります事項と限度額と金額、令和3年度に設定することを認めていただきたいということを審議してもらうものになります。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） そういふところまで譲歩して考えましょう。

そうしたときに、管渠だけで契約をしていくんですか。当然、ここに出てくる維持管理もそう、浄化槽に関する全てのもの、借入れもそう。こうやって書いてくれてありますよね。そのときに、最終的にこの工事に関してどれだけ合理性があつて、そして、それに対して我々は分かりましたという形でやっていくわけです。信用して。質疑をしてね。

そうすると、それが今、何をするかというのがこれ、ないんですよ。1億3,300万。管渠だけで、そして限度額と言いますけれども、これ以上本当に出ないんですか。私が一番心配するのは、その金額が出ないかどうかをまず教えてください。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 出ません。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 出ないということですね。絶対出ないですね。

それは、なぜかという、今言われたこの工事をするに当たって、お金の準備も必要でしょう。そういうものも一切ないわけですよ、この中に。それは本当にそういう形でいきますかということです。

もしないとして、そして一番心配するのは、1億3,300万を3で割ると幾つになりますか。四千何ぼですね。議会の承認5,000万ですよ。一括でやっていただければ、1億3,300万がいいかどうか、今それを審査していますね。審査というか1億3,300万円に対して、協議というか、審議というか疑惑を晴らそうとしていますよね。そのときに、これももし分離発注をしたら議会は通らないわけですよ。そうですね、五千万幾らですから。今、工事の中ではここに書いてあるとおり、3つに分けるようにできていますよね。分離発注可能です。過去にもそういうこといっぱいありました。そうすると、この1億3,300万で、要は……何ですか。

○議長（増田剛士君） 今回は、これだけのお金を確保しますよ。実施はもう次年度以降になりますよという話ですよ。我々が審議するところがこの期間と額ですよ。

〔「違いますよ」の声あり〕

○議長（増田剛士君） いや、そうなんです。

〔「違いますよ」の声あり〕

○議長（増田剛士君） そうなんです。

〔「違う違う違う違う」の声あり〕

○議長（増田剛士君） そこは御理解いただきたい。だって、ここ書いてあるもの。

〔「だからこれしかないで何を審議しますかという話」の声あり〕

○議長（増田剛士君） だからこれを審議するんですよ。

〔「違いますよ。だって、はっきり言いますよ。管の布設の工事で開削なんですか。それとも掘削や開削やっていくのか。それすら分からないんですよ。全く単価が違ってきますよ。言っている意味、分かりません」の声あり〕

○議長（増田剛士君） だから我々は、今日今審議しているのは、この1億3,300万というお金をこのものに使いますよということを提案されているんですよ。期間も、もう令和3年度にこれをやりますよということなんですよ。ね。だから、そこを我々は審議しています。それをほかのものに使っちゃいけない、そして、その期間と限度額はもうここで、これ以上はもう使わせませんよということを我々は今、決めているんです。

〔「下水というものの内容がちょっと分かっていないかもしれないから。あんまり言ってもなくても、じゃそうしていくと、先ほど言ったさっきの議員の中でのあれは、どういう、何でそういう質問のストップをかけないんですか。比較を検討していますの比較検討の話じゃないでしょう」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 債務負担行為自体、議員分かっていますよね。
〔「分かっていますよ。それはいい」の声あり〕
- 議長（増田剛士君） よくない。
〔「ちょっと聞かして。でも本当にその中で、この中でやっていったときに、本当に1億3,300万の一番危険な部分という、そういう、要はこれは仮定の話ですからね。その中で、今言われたような絶対に議会を通すような1億3,300万の一つのあれでいくような予定を立てていますか。それはいいですか。それ聞かせてください」の声あり〕
- 議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。
- 上下水道課長（山脇一浩君） すみません、もう一度、申し訳ないです。質問をお願いします。
- 議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。
- 9番（山内 均君） 今、この1億3,300万、この中の図面いただきました。一つの工事として進めていくのか、分離発注をしていくのか。例えば分離発注していくと、5,000万を切るの、我々はこれから関知できなくなりますよということなんです。1億3,000万一つでやっていきますねということです。
- 議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。
- 上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。
参考資料のナンバー4にありますように、現時点では3工区で分けて発注する予定であります。
以上です。
- 議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。
- 9番（山内 均君） 山内です。
私が言ったのは、しませんねということです。一体でやりますねということです。確実にね。それだけは確約してくださいね。
- 議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。
- 上下水道課長（山脇一浩君） 繰り返しになりますけれども、3工区で出す予定で考えております。
- 議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。
- 9番（山内 均君） 3工区、分離で発注するということですか。分離発注ですか。そうすると今言った、議長言ったね、1億3,300万という数字のその限度額とは言うけれども、それが5,000万以下では我々のところ通りませんから、その辺はどういう形での確証を持つんですか。それ押さえないと危ないですよ。
- 議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。
- 上下水道課長（山脇一浩君） 地方公営企業法なんで、5,000万の縛りもないです。
以上です。
- 議長（増田剛士君） よろしいですか。
9番、山内 均君。
- 9番（山内 均君） その中で、今言った1億3,300万の限度で、期間もそう、期間は書いていないけれども、1億3,300万で、来年のいつの時期だか分からないけれどもやりますよ、しかも分離発注ですよ。そのときに、その契約に関しては、我々もここでオッケ

一出せば確実に議会は通さなくなってくるわけですね。そして、それはそれで今、分かりました。実際には非常に私としては、この前年度がこういう予算、こういう予算を出してくれて、その中で承認をすることはできますけれども、なかなかできませんよということは分かりますよね。分かっていますよね。どうなんですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） すみません、もう1回質問をお願いします。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今言った同じ質問で、こういう形ではもう出てはこないですねということですね。局長答えてくれる。答えて。ごちゃごちゃさっきからちょっとまずいじゃないですか。止めることが……

○議長（増田剛士君） 言っていることがね、議員の言っていることが、皆さん理解できていないんですよ。分かるようにお話してくださいよ。分かるように。それでないと、いい答弁得られないですよ。

〔「あ、そう。もちろん専門的に入っていますからね。専門的な話ですからね。私くらいしか多分、分かるかなあ」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 議員しか分からないようなことはあり得ないですから。これだけの町を動かしている側が分からないということはないと思いますので……

〔「本当。よく分かってくれると思うんだけど……」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 端的に、簡潔明瞭にと私言っていますよね、いつもね。その中で質問をお願いします。

〔「これに関しては、じゃはっきり質問を簡潔にしようと思えば、こういうものに関しては、もうこの次の工事に関しては出てこないですね。出してくれるんですか」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） こういうものと言っているのが、何のことが教えていただきたい。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 令和2年度吉田町公共下水道事業会計予算というものありまして、このやつを見て、我々は3月議会で承認をしたわけですね。そういうものは、今回はどこで協議をされるんですか。内容は確認できるんですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課です。

それは、令和3年度予算のときにこの債務負担のやつも含めて出てきます。今回やるやつは、ゼロ債務というやつで、全協でも言ったように、契約することを認めていただくかどうか、予算の審議は3月にさせていただきますので、ここではこの債務負担を設定することを認めてほしいという議案になっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 大体分かってきました。

実は、それやっていると、3月に令和2年のやっています。そうすると、今、ちょっと頭ん中で整理をしていただきたいのは、そうするとそのやつが12月にやって、要するに債務がどうのこうのと言っているの、平準化という言葉を使いながら、要は、今年中旬で12月に認めたやつを本来は3月で認めていたんです。12月に認めたやつを3月に認めて、5月のやつを12月に認めて6月、7月にスムーズにやろうということが目的ですよ、これはね。そうすると、今言われた、これからそのとき、3月に出てくるのであれば、この状態、今の状態、3月、12月の状態で本当は出していただくと、審議しておいて、それを来年度のいつの議会か分からんけれどもやるんだなということが分かれば、非常にそこ分りやすい審議、真面目な審議ができるんですけれどもね、一生懸命考えることができるんですけれども。

どうしてもこのやつでいくと、1億3,300万でそれだけやっていると、非常に分かりにくいということですね。しかも分離発注されるともう我々の手から離れちゃうじゃないかと。そういう心配をしているんですけれども、そういう形、同じことを3月にこういうものの予算を出してもらって承認をすること、12月に同じ、7月にやるとしても、前に12月に出していただいて、そしてそのやつを承認をしておいてやれば、もっと分りやすくて確実なものができると思うんですけれども、その辺はどういうふうな形でそういうふうには考えられませんか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 来年度予算を認めてくれという話ではなくて、この債務負担行為を設定をさせていただきたいということだけをお認めしていただきたいということなんで、自分、整理がちょっとできていないですけれども、12月に来年度予算をしたらどうかという話なのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） そういうことです。

年をまたぐシステムを変えればいいだけの話であって、そうすると、確実なものが確実な形で請負の業者も安心してできるわけですよ。私はそういうふうな形がなってくるかなと思ったんですけれども、どうやらこれを見るとそうじゃないものですからね。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 議員のおっしゃること、まだ全体が見えない中で、一部だけを承認しろということはちょっとなかなか分からないという、そういう趣旨じゃないかと思うんですが、そうすると、議員おっしゃるように、来年度予算編成を今、もう確定していきやいかんわけですよ。今、全然来年度予算の姿が見えない中で、今、今年の3月議会に出したものを今出せという御主張なものですから、それはさすがにまだ来年度予算編成もできていない中で、スケジュール的にちょっとそれは無理です。そういうことはちょっとできません。

ただ、いずれにしろ、3月には全体像をちゃんと同じようにやりますし、今までもそうやってきていまして、お認めいただいておりますので、それはまたそういった形で3月のときにきちんと見ていただいて、御審議をいただければと我々は思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） そうすると、副町長、聞きますけれども、今言った分離発注しますよね。そのときに、常に議会を通しますか。契約の5,000万というのは、先ほど言ったように完全になくなるんですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 公営企業なんで、地方自治法にのっとってやっているのではなくて、地方公営企業法にのっとって契約を進めていくことになるんで、契約の5,000万とかそういうものはないです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5,000万の縛りはないということではあります。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） ごめんね。ちょっと、真剣に。改めて言うと、そうするとそういう縛りはないけれども、もう考えた金額で、もうできちゃうということですね。幾ら少なくとも多くても縛りがないという話ですね、今のはね。議会を通していくね。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課です。

議決案件ではないです。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 大体、内容理解できました。理解はします。

副町長にちょっとお聞きします。

今、来年度予算の話をしましたよね。私が言っているのは来年度予算ではなくて、来年度予算の話ではなくて、下水に関して確実に1億3,300万をかけて工事をしますよと。そのときに、その工事のやつが3月でなくちゃならない、今出たっていいわけでしょ。下水だけですよ、言っているのは、僕はほかのこと言っていない。当然予算ですから、全体は3月に出て当たり前のお話ですね。

ただ、これが今度は平準化という言葉の中で、それを前倒しを、契約しましょうと、確認をしましょうと、契約はしませんよ、確認をしましょう。そうですね。その中でやったときに、12月でこういうのを出してくれることのほうが、町としてもいいじゃないですか。議会としてもいいじゃないですか。分かりやすく。だからそれで審議ができると、私はそれを言いたいんです。それは、今言った3月でないとできないというシステムはありませんからね。

いやいや、最初の、そういうことです。私が言いたいことはそういうことです。そうすると、しっかりとしたこういう形が出てきたときに、もっと有意義な審議を、前回と比較検討しながら我々が審査できるわけですよ。そういう形ができたらありがたいですねということで、一番最初言ったこれで何を審査しますかという話なんです。その辺はどういう形、そういうところちょっと意見聞かせていただければ。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） すみません、同じお答えになってしまいます。

それはもう、今もちろん令和2年度、今度令和3年度予算の資料として作成しております。ですから、今の時点で令和3年度予算編成は、まだ作業も内々作業はまだやっている段階で、当然そういった資料はできておりませんし、今の時点ではできないものです。

したがいまして、大変申し訳ないんですが、説明資料がちょっと足りないというのは分かっていないんですが、今の時点ではそこはちょっとお示しできませんので、それは今度の3月にちゃんとお出ししますので、そこでちゃんと御確認いただければということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） すみませんね。くどいようですけども、私はプロとして、こういうの見たときに、そういうのはやっぱり工事契約というのをやるに当たっては、しっかりとした、これだけ出ていて、1億3,300万出たときに、当然下調べ、下の数字、基本的なね、この金額を導き出すための方程式は入っているはずなんですよ。当たり前のお話ですよ。でたらめだったらこんなやる必要ないですから、そういう形を、そのときにそれを見せていただければと、審査をすることができますよという話です。考えていただければいいと思いますけれども。

それと、局長とめたかどうか知らないけれども、今回こうやって今やったけれども、私思うのは、さっき平野議員が言った比較検討の中で、ちょっと触れさせてもらおうと、1億3,300万の中に対象件数は26件、いいですね、それで、26件ですね。担当者の口から言ってください。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 土地所有者、道路に接している土地所有者は26です。現状でいくと、取付管の設置は19件予定しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） だんだんそういう形で見えてくるんですよ。そうすると、1億3,300万を、例えば今言った26件でやっていくと511万かかるんです、1件ね。17件幾らになります、ちょっと計算してもらえますか。1億3,300万割る17。17と言ったよ。19、19でやってみてください。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 700万です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 大体自分が以前やってきたのと同じ金額、これ管渠だけですからね。出るということじゃないですか。そうすると、比較の中に、先ほど同じテーマだからちょっと触れさせて。

1億3,300万で、合併浄化槽、年間にすると83万で、町は単独しか考えていないけれども、83万……

○議長（増田剛士君） 議員、その議論は違いますよ。

○9番（山内 均君） そうしちゃうと、それができるよという、違い分かっています。

○議長（増田剛士君） 1件当たりの単価じゃないですから、これ。

○9番（山内 均君） だから分かっている。でも……比較していますか。

○議長（増田剛士君） 先ほど、平野議員がもうその質疑はしていますよね。

○9番（山内 均君） 金額出ていない。金額が出ていない。じゃなきゃ分かんないでしょ。

- 議長（増田剛士君） だから資料持って。
- 9番（山内 均君） 金額が出なきゃ無理でしょ。
- 議長（増田剛士君） 金額は出していますよ、さっき。ね。
- 9番（山内 均君） トータルの中で、効果としての金額が出ていないじゃないですか。
- 議長（増田剛士君） それを今やる時じゃないですよ。
- 9番（山内 均君） それは必要な部分じゃないですか。
- 議長（増田剛士君） いや、違うと思います。
- 9番（山内 均君） 違いますか。
- 議長（増田剛士君） はい。
- 9番（山内 均君） 違いますか。まあ、そういうこと。

ちなみに言うておきます。合併浄化槽 83 でやると 160 件できるんです。26 件とそのくらいと差があるんです。だから多分検討していますかという話なんです。

私はこれ以上、あれしますけれども、出てきたときに、もう一回しっかりと審査をしていきたいと思しますので、私としては自分の職業の選択の中で、そういう形をしっかりとした 102 号議案を審査をしたいということです。それだけ分かっていたら、そういう形での審査ができるだけできるような形を、これから持って行ってくださいということを要望して終結します。

- 議長（増田剛士君） ほかにございますか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

◎発議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、表決

- 議長（増田剛士君） 日程第 4、発議案第 3 号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者である 12 番、大石 巖君の趣旨説明を求めます。
12 番、大石 巖君。

〔12 番 大石 巖君登壇〕

- 12 番（大石 巖君） 12 番、大石でございます。
発議案第 3 号について提案をいたします。
防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について。
上記議案を別紙のとおり吉田町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出をいたします。
令和 2 年 12 月 9 日提出、吉田町議会議長、増田剛士様。
提出者、吉田町議会議員、大石 巖。
賛成者、吉田町議会議員、福世義己、同、楠元由美子、同、盛 純一郎、同、中田博之、同、平野 積、同、山口一博、同、蒔田昌代、同、三輪美由紀、同、山内 均、同、八木 栄、同、河原崎昇司。
提出理由について述べます。

近年、全国各地で大規模な地震や記録的な集中豪雨等による甚大な被害が頻発をしております。災害で明らかとなった課題に対応するために、国においては平成30年度から令和2年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を決定をし、地方においてもこれを活用することで、緊急的に実施すべき対策を進めることができています。

激甚化、頻発化する大規模自然災害から町民の生命、財産を守り、安心・安全を確保するために、防災・減災国土強靱化対策の継続・拡充を要望するものであります。

それでは、意見書の案について提案をいたします。

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書。

近年、全国各地で大規模な地震や記録的な集中豪雨等による甚大な被害が相次ぎ、また、気候変動の影響による大規模な自然災害が懸念されている。

このため、国においては「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を決定し、地方においてもこれを活用することで、特に、緊急的に実施すべき対策を集中的に進めることができています。

こうした中、本町では、安全で安心して住み続けることのできる町づくりを基本理念とした津波防災町づくりを強力に推し進めてきたところであるが、激甚化・頻発化する大規模自然災害から町民の生命、財産を守り、安心・安全を確保するためには、防災・減災対策の強化は必要不可欠であり、防災・減災、国土強靱化の取組をさらにスピード感を持って集中的に進めていくことが必要である。

よって、国においては、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 令和3年3月末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の継続と拡充を行うこと。
- 2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に、必要な予算総額確保を図ること。
- 3 社会資本の整備・管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応のため、地方整備局の体制の維持・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月9日。

提出先としましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災担当）、農林水産大臣。

静岡県榛原郡吉田町議会の提出とします。よろしく申し上げます。

○議長（増田剛士君） 説明が終わりました。

これから、発議案第3号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

大石議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うよう申し上げます。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前 9時46分

開議 午前 9時00分

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 10 日目でございます。
-

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） ただいまの出席議員数は 13 名であります。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（増田剛士君） 日程第 1、一般質問を行います。
会議規則第 57 条第 1 項及び第 2 項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第 3 項の規定により、質問の順序は通告順といたします。
1 人の質問及び答弁に要する時間は 60 分以内です。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 福 世 義 己 君

- 議長（増田剛士君） 1 番、福世義己君。
〔1 番 福世義己君登壇〕
- 1 番（福世義己君） 1 番、福世です。
さきの通告に従いまして、広域避難計画における原子力災害時の取組について質問します。
浜岡原子力発電所においては、3,000 人を超える多くの作業員による様々な工事が活発に行われています。施設内には、既に 6,542 体の使用済み核燃料が貯蔵されています。未使用の燃料体を含めると 8,942 体にもなります。
さらに、令和 2 年 8 月 27 日と 10 月 14 日の 2 日にわたって、合わせて 286 体の新燃料体が大型トラック 16 台で運び込まれました。
吉田町全域は、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）になっています。原子力災害が単独で発生する場合は、設備関係の故障や破損、あるいは操作の人為的ミスなどが考えられます。これは、いつでも起こり得る災害です。
特に、単独災害における避難計画は、早期に訓練を重ねるなどして課題点を洗い出し、実効性を高める取組が必要であると考えます。

そこで、以下の点について質問します。

1、全面緊急事態が発令されたとき、住民等は屋内退避となっており、一般的に遮蔽効果や建物の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効とされています。大部分の町民は放射線を遮る効果の低い木造建屋に住んでいるために、学校等の町の所有のコンクリート建屋を屋内退避場所として使用することができれば有効な対策となると考えますが、このような対策は取れるか。その場合、収容人数はどれくらいと見込んでいるか。

2、コンクリート建屋に収容しきれず、体育館等広いスペースのある建屋を一時避難施設として利用する場合に有効なものとして、放射線防護機能がある防災テント「エアージェルター」というものがあります。これは、有事の際に一時的にこの中で過ごした後、被爆リスクが下がるのを見て避難計画に基づき避難を開始することができるように使用されるものであり、原子力災害の備えとしては必需品であると私は考えますが、町はこのような設備用品を整備する考えはあるか。

3、吉田町原子力災害広域避難計画の第5章、避難手段において、「避難手段は、原則として、自家用車とする。自家用車で避難する場合は、世帯単位で乗り合わせる等して、渋滞緩和に努める。自家用車避難が困難な住民等は、一時集合場所から、バス等の避難手段により避難を行う。」とあります。

そこで、自ら自家用車を運転できない要配慮者が、指定されている一時集合場所に徒歩で集合することは極めて困難で危険であると思われまので、全面緊急事態が発令されたとき、早く効率的に集合するため、屋内退避場所を各地区ごとにある公民館等とし、そこに事前に集合を開始し、避難開始が発令されたとき、一時集合場所に到着したバスにより各公民館等を回り、要配慮者を乗せて一時集合場所に集合するという方法も考えられますが、いかがでしょうか。

以上、御答弁を願います。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 広域避難計画における原子力災害時の取組についての御質問のうち、1点目の全面緊急事態が発令されたときは、住民等は屋内退避となっており、一般的に遮蔽効果や建物の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効とされている。大部分の町民は放射線を遮る効果の低い木造建屋に住んでいるために、学校等の町所有のコンクリート建屋を屋内退避場所として使用することができれば有効な対策となると考えるが、このような対策は取れるのか。その場合、収容人数はどのくらいと見込んでいるかについてお答えいたします。

国が示す原子力災害対策指針では、緊急事態の初期対応段階において、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じることとしており、原子力発電所の状況に応じて緊急事態の段階が警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つに区分されております。

これによりますと、1つ目の段階として、例えば原子力発電所の所在市町村において震度6弱以上の大規模地震が発生した場合には警戒事態の体制となり、予防的防護措置を準備する区域であるPAZ圏内における高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する方、いわゆる要配慮者は、避難や屋内退避の準備を開始することになります。

2つ目の段階として、原子力発電所の全交流電源が喪失した場合などは施設敷地緊急事態の体制となり、P A Z 圏内の住民は避難準備を開始し、要配慮者は避難や屋内退避を開始します。また、緊急的防護措置を準備する区域であるU P Z 圏内の住民は、屋内退避の準備を開始することになります。

3つ目の段階として、原子力発電所の冷却機能が喪失した場合などは全面緊急事態の体制となり、P A Z 圏内の住民は避難を開始し、U P Z 圏内の住民は屋内退避を開始することが示されております。

このことから、U P Z 圏内の住民は施設敷地緊急事態の段階から屋内退避の準備を行い、全面緊急事態となった場合には、放射性物質の放出前の段階において屋内退避を実施することになります。

屋内退避につきましては、建物内に避難することによって放射性物質からの放射線量を低減できることや、放射性物質の体内への取り込みを低減することができ、放射線の影響をできるだけ回避する措置になります。

議員の御質問にありますように、一般的には、木造建屋に比べ遮蔽効果や気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であるとされておりますが、避難所への避難行動により、かえって被曝するおそれがございますので、屋内退避が必要となった際には、すぐに避難所への避難行動を取るよりも、まずは身近な建屋内への退避をしていただくこととなります。

ただし、地震等を起因とする複合災害などで、町内でも家屋の倒壊等が発生している場合につきましては、既に避難所を開設していることが考えられますので、自宅などにとどまるのが危険な場合には、速やかに学校施設などの指定避難所に屋内退避していただくこととなります。

なお、その際の収容可能な人数といたしましては、福祉避難所を除く町内指定避難所の20か所の延べ床面積に、仮に1人当たりの占有面積を3平方メートルで算出した場合、約1万7,000人と算定しております。

次に、2点目のコンクリート建屋に収容しきれず、体育館等広いスペースのある建屋を一時避難施設として利用する場合に有効なものとして、放射線防護機能がある防災テント「エアージェルター」というものがある。これは、有事の際に一時的にこの中で過ごした後、被爆リスクが下がるのを見て避難計画に基づき避難を開始することができるように使用するものであり、原子力災害の備えとしては必需品であると私は考えるが、町はこのような設備用品を準備する考えはあるかについてお答えいたします。

浜岡原子力発電所周辺市町におけるエアージェルターの配備状況を申し上げますと、御前崎市で7基、牧之原市で3基が配備されております。これは、東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故において、要配慮者が十分な準備のない中で無理な避難を実施したために亡くなられたという重大な教訓を踏まえ、避難準備が整うまでの間、要配慮者等の被曝のリスクを下げながら安全に一時的な屋内退避を行うための施設等の整備が必要として、国が創設した補助金を活用し配備されたもので、当該補助事業の対象範囲は、原子力発電施設からおおむね10キロメートル圏内要配慮者等の屋内退避施設となっております。

P A Z 圏内の自治体では、全面緊急事態に至った際に全ての住民が避難することになりますが、迅速な避難行動を取ることが困難な要配慮者について、無理な避難を避けるための一

時的な屋内退避施設への放射線防護対策の一つとして、エアーシェルターを配備しております。

当町は、浜岡原子力発電所からおおむね 30 キロメートル圏内にあり、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能値で表される運用上の介入レベル、いわゆる O I L に基づいて避難することになっております。

そのため、P A Z 圏内のような緊急的に避難行動を取らなければならない地域ではないことから、現時点においてはエアーシェルターを配備することは考えておりません。

次に、3 点目の吉田町原子力災害広域避難計画の第 5 章、避難手段において、「避難手段は、原則として、自家用車とする。自家用車で避難する場合は、世帯単位で乗り合わせるなどして、渋滞緩和に努める。自家用車避難が困難な住民等は、一時集合場所から、バス等の避難手段により避難を行う。」とある。

そこで、自ら自家用車を運転できない要配慮者が指定されている一時集合場所に徒歩等で集合することは極めて困難で危険であると思われるので、全面緊急事態が発令されたときの屋内退避場所を地区ごとの公民館等とし、避難開始が発令されたとき、到着したバスにより各公民館等を回り、要配慮者を乗せて一時集合場所に集合する方法も考えられるが、いかがかについてお答えいたします。

吉田町原子力災害広域避難計画におきましては、一時集合場所をバス等による避難の場合と想定し、総合体育館、中央小学校、県立吉田特別支援学校、自彊小学校の 4 か所に設定をしております。

この一時集合場所は、地区の人口、集合時間等を踏まえた適切な位置にあること、通信連絡手段が確保できること、緊急時に開設が可能であること、対象人口を踏まえた適切な規模であり、トイレ等の設備を有していること、バス等大型車両が付近まで進入可能であり、付近での方向転換が可能であること、コンクリート造りの屋内施設を有することといった事項を考慮して選定をしております。

また、町では、吉田町原子力災害広域避難計画における今後の検討課題として、避難経路及び避難手段の確保における関係機関との協力体制の拡充や、独居者等の家族の支援が困難な在宅の要配慮者の避難方法の検討などを上げております。

議員の御質問にあります屋内退避場所を地区ごとの公民館等とし、避難開始が発令されたとき、到着したバスにより各公民館等を回り、要配慮者を乗せて一時集合場所に集合する方法につきましては、今後、関係機関と協議を進め、広域避難計画を見直す中で検討してまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

1 番、福世義己君。

○1 番（福世義己君） 1 番、福世です。

3 番の要配慮者をいかに一時集合場所に早く集合させるかという方法で、この方法を検討していただけるということで、ありがたく思っています。

確かに 4 か所町内にありますけれども、各地区でそこまで行く、遠い場所もあります。特に住吉地区は一番端からだと 3.7 キロありますので、そこを歩いて避難場所に行くというの

はなかなか大変ですので、できるだけ効率的に素早く一時集合場所に集合できるように、検討をお願いしたいと思います。

そして、この一時移転、O I L 2で示されている一時移転の場合、この要配慮者どれぐらいの数がいるのか、要配慮者といってもいろいろありまして、運転免許を返納した人、あるいは体に障害のある人、視力がほとんどない人とか、つえをつかないと歩けない人、様々な症状がありますので、その辺の、バスで行くとしてもバスにも乗るのが大変な人は福祉車両で避難するような形になると思いますけれども、現在の把握でこの要配慮者の人数、どれぐらいいるか、それは把握されているでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

議員が先ほどお話いただきました要配慮者につきましては、高齢者、障害者、あと乳幼児と傷病者等も含まれるような形になります。

そのような関係もございまして、全ての方の把握まではちょっとできていないところがございますけれども、町のほうでは、現在、吉田町障害者の避難支援計画というものを策定しております。この中の要配慮者のうち、身体障害者手帳、1級等、2級等お持ちいただいている方で在宅の方、また、70歳以上でおひとり暮らしで在宅の方、このような避難行動が困難となる方を想定をされまして、そちらのほうで避難行動要支援者というような形になるんですけれども、こちらの方が11月現在で2,872人ございます。

ただ、この中にも御自身で避難所へ行けるような方も含まれているものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） 非常にたくさんな要配慮者がいるということが分かりました。

そして、この人たちを運ぶバスの手配、バスを手配するに近隣市町と打合せしながら、吉田町には何台バスを振り分けるかという、そういう話合いも進んでいるかと思っておりますけれども、今のこの要配慮者の人数を踏まえて、希望を言えるなら吉田町としてはバスは何台欲しいですという、そういう台数の把握というのはできていますか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

要配慮者についてのバスというようなお話かとは思っておりますけれども、要配慮者だけというような形のバスの手配というものを考えているわけではございませんで、まず避難いただくに当たりましては、一時集合場所のほうからバスのほうに乗っていただいで行くような形になってございます。

バス手配につきましても、町のほうで全てのバスのほうが手配できるというところもございませんので、こちらのほうは県のほうに協力いただきながらバスのほうを手配していただくという形になるんですけれども、現在、バスの必要台数につきましては、平成29年度の段階で県のほうで実態調査というものを行っております。

この中で、町が開設する避難所に避難する者、このうちに自家用車の使用をする者以外、これがバスのほうを利用される方ということになるんですけれども、そちらのほうで約4,050人、町のほうの場合で算出した場合ということになるんですけれども、その場合のバ

スでいきますと、吉田町内で約 90 台のバスが必要だというような想定になっているものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 1 番、福世義己君。

○1 番（福世義己君） バスに自ら乗ることができない障害を持った方、この人たちを運ぶのに福祉車両を利用するとありますけれども、この福祉車両の手配が非常に難しいかと思いません。

今のところ、福祉車両、多分十分な数は確保できないと思えますけれども、その辺の手配の具合はどの程度できるかと把握しておられますか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

福祉車両につきましても、こちらのほうも県のほうに手配のほうをお願いするような形のものになってございます。

これにつきましても、県のほうの御協力をいただくという中にはあるんですが、まだ静岡県県のほうでも福祉車両のほうの手配、どれぐらいの規模で手配ができるかというところもまだ現在では決まっていないという状況でございます。そちらにつきましては、また県のほうの協力をいただきながら、どれぐらいのほうの確保がいただけるか、町のほうに手配のほうをしていただけるかというのを、県のほうに御協力のほうをいただくようお願いしていくつもりでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 1 番、福世義己君。

○1 番（福世義己君） 一時集合場所として、住吉、片岡下地区は総合体育館、川尻は中央小学校、片岡東、西は特別支援学校、北区は自彊小学校となっておりますけれども、ここに避難のために集合した方は、特に学校の場合は、学校の中のどこに集合するかというものは決まっているでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

まず、避難いただくというところの中で屋内避難が原則となるものでございますので、屋内への避難になります。その場合を想定しますと、学校ですと体育館、なるべく体育館のほうで、人数のほうが多くなるようであれば校舎とかというような形で、学校施設の中の建物の中に避難していただくという形になります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 1 番、福世義己君。

○1 番（福世義己君） この O I L 2 の場合、1 週間程度をめぐりに一時移転を実施とありますけれども、各集合場所に集まった人、一日では避難できないということで、場合によっては避難したけれどもバスが来ない、バスに乗り切れなかったということで、また次の日のバスを待たなくてはならない、そういう状況が発生するかと思えますけれども、そういった場合、体育館やその学校施設の中に一晩泊まるという、そういう状況が考えられていますけれども、そういう事態になった場合の対応というのは何かありますか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

原子力災害だけではなく、通常災害と同様かとは思いますが、避難所の中で長期滞在という形になりますので、その中で町のほうで支援できるような食料であるとか、そういうものを支援させていただきまして、長期滞在にも備えていただけるというような形をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） 学校等で体育館、あるいは教室等を利用して建屋の中に避難する場合、壁からの侵入というのは少ないと思うんですが、窓からの放射線の侵入、これが多いということで、それで、窓からの放射線を遮る方法として鉛カーテンというものがあるんですが、その一時避難した人たちがこの部屋で待機してもらうという、そういう部屋に限ってその鉛カーテンというものを設置するというような、そういった計画はありますか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 現状、今、その一時避難所という場所の中で、今、議員の言われた鉛カーテンというようなものの整備というような形では考えてはございません。

○議長（増田剛士君） 1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） そして、避難がだんだん進んでいき、最後の段階まで町の職員というのは対応に追われると思うんですが、町の職員も早く避難していただきたいものですから、どのような状態になれば避難完了と判断して全員避難に移れるかという、そういう判断基準というものは作成されていますか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

最終的な職員等の避難の判断というような形になるんですが、現状、どの段階で町の職員が最終的に避難というところは決めてはいないんですが、まずは町民の皆様が全て避難するところまで、町だけですと、なかなかできる場所ではございませんので、警察、消防、あと自衛隊等も含めて連携をしながら、町民の避難が確認された後に町の職員が避難していくというような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） 1番、福世です。

一時移転をする場合に、その移転先、避難1の場合は静岡市や富士宮市、避難2の場合は群馬県のほうへ避難するということが決まっていますけれども、この一時移転の場合はどこに避難するかという、それは決まっているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

一時移転の場合、また、避難の場合というところはあるんですが、まず、町のほうが原子力の単独災害があった場合は、当町の場合ですと静岡市、また富士宮市のほうに避難をする形になります。その後、第1の避難先になっております県内の2市のほうの受入れのほうに困難というような形、また、原子力災害の中でも他の災害等も、複合災害になってく

る場合につきましては、県外への避難という形になりまして、群馬県、こちらのほうの5市のほうに避難するというような形になります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） 1番、福世です。

そうしますと、一時移転の場合も避難待機時検査というものを受けて、そこで、場所としては日本平パーキングエリア、藤枝パーキングエリアと、国道1号線でいくとうぐいすパーキングエリア、県工業試験場等、何か所か指定されていますけれども、そこに立ち寄って、そこで検査を受けて大丈夫ですよという証明書をもって、それで各市へ避難するという、避難の経路とか方法は全く同じということだと思いますか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

議員のおっしゃられているとおり、避難の方法は同じになります。

○1番（福世義己君） それでは、最後になりますけれども……

○議長（増田剛士君） 発言を求めてください。

1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） 1番、福世です。

新聞報道によりますと、先月11月25日に浜岡原発5号機におきまして、建屋内の天井クレーンを操作中にクレーンからつり下がった燃料取替機にぶつけて一部を破損するという事故が発生しました。燃料取替機は、新燃料や使用済み燃料を原子炉や燃料プールに移動させる装置です。この一部を破損したということで、事故原因としては、作業員が注意事項を確認しなかったということでした。

それで、こういった人為的ミス、今回は訓練ということで大事には至らなかったんですけども、仮にこれが燃料棒をつり下げた状態で起こった場合、大惨事になった可能性を含めた事故であったと私は思っております。

作業員は気をつけてやったと思いますけれども、気をつけていてもこういった事故は起こるものでございます。これは近い将来起こり得ることだと思えます。原発の安全性は人の注意力に頼っている脆弱性が露呈したと思えます。

この避難計画、検討課題がまだまだたくさんあり、難しい問題を含んでいますけれども、早期に克服して、広域避難計画を実効性のあるものに仕上げていくことが必要だと思います。このことを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で、1番、福世義己君の一般質問が終わりました。

◇ 大 石 巖 君

○議長（増田剛士君） 続きまして、12番、大石 巖君。

〔12番 大石 巖君登壇〕

○12番（大石 巖君） 12番、大石 巖でございます。

私は、さきに通告をしました県内一高い実質公債費比率・将来負担比率について質問をさせていただきます。

静岡県内の各市町の財政健全化を判断する指標としまして、令和元年度の実質公債費比率と将来負担比率が公表をされています。

資料の右の欄を御覧いただければと思います。

その下のほうに下線を引いてありますが、吉田町はいずれの指標においても県内で一番の高率となっております。

実質公債費比率とは、町の収入に対する起債、いわゆる借金の返済割合を示す指標というふうに考えますが、高いほど財政を圧迫をするという要因になっていると思います。その結果、住民サービスの低下や町民への負担が増えるのではないかという危惧の声もあります。

そこで、以下の点について質問をいたします。

1、令和元年度決算における実質公債費比率は 12.1、将来負担比率は 68.9 となっておりますが、県内市町の中で一番高率となったのはなぜか。

2、津波防災町づくりの事業として、住吉地区の防潮堤建設など多額の資金を必要とする事業が予定をされておりますが、起債残額を減らす財政運営ができるのかどうか伺いたいと思います。

3点目、将来への財政負担を減らすために、施設の長寿命化などの実施をしております。住民サービス予算の削減や住民負担の増加などを招かない健全な財政運営を確保できるのかどうか、その3点について質問をいたします。よろしくをお願いします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の御質問にお答えする前に、実質公債費比率及び将来負担比率につきまして御説明いたします。

まず、実質公債費比率とは、一般会計等が負担する借入金、つまり、地方債の返済額等の大きさを指標化したもので、実務上では、地方債の借入れを行う場合、県知事の許可が必要となるかどうかの判定基準に用いられるほか、早期健全化基準に示された値内であることにより、財政状況の健全性を示すことができるものでございます。

当町の令和元年度決算に基づく実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の 25% に対しまして 12.1% となっております、早期健全化基準を大きく下回っております。

次に、将来負担比率でございますが、この比率は一般会計等の借入金、つまり、地方債や将来負担すべき実質的な負債の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標でありますことから、財政運営の持続可能性を図る指標でございます。

当町の令和元年度決算に基づく将来負担比率につきましては、早期健全化基準 350% に対しまして 68.9% となっております、こちらの数値も早期健全化基準を大きく下回っております。

このように、実質公債費比率及び将来負担比率とともに、それぞれの早期健全化基準の数値を大きく下回っており、財政の健全性が客観的にも確認できる財政運営を行っているところでございます。

こうした財政状況を踏まえた上で、県内一高い実質公債費比率・将来負担比率についての御質問のうち、1点目の令和元年度決算における実質公債費比率は12.1%、将来負担比率は68.9%であるが、県内市町の中で一番高率となったのはなぜかについてお答えいたします。

当町は東日本大震災以降、津波防災まちづくりを喫緊の課題と位置づけ、強力に押し進めるとともに、安全・安心とにぎわいづくりを一体的に進めるシーガーデンシティ構想の具現化や、教育、子育て支援、健康づくりを中心とした様々な施策を積極的に展開することにより、多くの人でにぎわい、誰もが安心して住み続けることができる魅力的なまちづくりを進めてまいりました。

特に、喫緊の課題であります津波防災まちづくりを迅速かつ強力に進め、町民の命を守る津波避難タワーの建設や緊急避難路の整備、防災公園、防潮堤の機能を有した多目的広場の整備などを行うとともに、津波防災まちづくりの視点を踏まえたすみれ保育園の整備、総合体育館の大規模改修、防災無線のデジタル化などの事業を展開し、町の新たな安全の創出に傾注してまいりました。

また、この津波防災まちづくりによる確固たる安全の下、特に教育環境の充実に資する取組として、小・中学校の普通教室、特別教室へのエアコンの設置、トイレの洋式化など、他市町に先じた事業を展開し、町の魅力を創出する事業も積極的に行ってまいりました。

その結果、平成25年度末時点の起債残高は117億3,239万円で、将来負担比率は102.8%となりましたが、地方債の借入れにつきましては、交付税措置の高い地方債を優先的に活用するとともに、元金償還額を下回る額の借入れを続けましたことから、令和元年度末時点の起債残高は108億1,517万円まで減少するとともに、将来負担比率は68.9%と大幅に減少しております。

一方、実質公債費比率につきましては、津波防災まちづくりに係る地方債の元金償還が平成29年度から本格的に始まってきておりますが、交付税措置の高い地方債の活用等により、令和元年度の実質公債費比率は12.1%となっているものでございます。

このように、当町の実質公債費比率及び将来負担比率につきましては、津波防災まちづくり事業などの社会基盤整備に係る起債が大きく影響し、それぞれの比率の数値に反映されておりますが、当町はこうした事業を積極的に展開している中であっても、財政の健全性が維持されているものでございます。

なお、こうした津波防災まちづくりを迅速かつ強力に進めた結果、平成23年3月から本年11月末までの間に、新たな工場や店舗を建設し操業を開始した企業は23社、今後操業を予定している企業・店舗は7社に上るなど、一定の成果が表れてきており、さらに人口動態では、東日本大震災後の平成24年度以降、転出超過が続いていた社会動態は、平成27年度以降は転入超過に転じており、人口の流出に歯止めがかかるなど、これまでの取組の成果が着実に表れてきているものでございます。

次に、2点目の津波防災まちづくりの事業として、住吉地区の防潮堤建設など多額の資金を必要とする事業が予定されているが、起債残額を減らす財政運営ができるのかについてお答えいたします。

町では、平成16年度において「当該年度の借入額は、当該年度の償還元金を上回らないこと」を方針に掲げ、実践してまいりましたが、平成23年3月11日の東日本大震災が発生

してからは、それまでの町債の管理原則に「都市防災総合推進事業関連の事業に係る町債発行残高を除く」という例外規定を追加し、津波防災まちづくりを迅速かつ強力で推進した結果、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、地方債残高が一時的に増加をいたしました。

その後、平成 26 年度以降におきましては、当該年度の地方債の借入れにつきまして、元金償還額を下回る借入れ状況が続いておりましたことから、地方債残高は年々減少し、さきに述べましたとおり、平成 25 年度末に 117 億 3,239 万円あった地方債残高は、令和元年度末には 108 億 1,517 万円となっております。

今後につきましても、引き続き当町の起債ルールを踏まえながら、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、3 点目の将来への財政負担を減らすために施設の長寿命化などを実施しているが、住民サービス予算の削減や住民負担の増加などを招かない健全な財政運営を確保できるかについてお答えいたします。

1 点目の御質問でお答えいたしました但、令和元年度決算に基づく健全化判断比率では、実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の 25% に対しまして 12.1%、将来負担比率につきましては、早期健全化基準の 350% に対しまして 68.9% となっております、財政の健全性を客観的にも確認できる財政運営を行っているところでございます。

こうした健全な財政を維持していくために、当町では、これまで毎年度の予算編成過程において町債の残高と償還に関する財政シミュレーションを作成し、将来予測を行っております。

この財政シミュレーションの方法は、町債の現在高を基にして、第 5 次吉田町総合計画において直近の実施計画に位置づけられた事業をベースとする町債発行推計額を加えて、今後における各年度末の町債残高と償還額のほか、実質公債費比率と将来負担比率を推計するものとなっております、この財政シミュレーションの結果、実質公債費比率、将来負担比率ともに健全性を示す値の範囲内に収まっており、今後も健全な財政の維持が見込まれております。

なお、現下の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和 3 年度の町税収入は大幅な減少が見込まれ、財政運営は大変厳しいものになると予想をされます。

しかしながら、これまで以上に創意工夫を凝らし、歳入の確保を一層推進するとともに、限られた財源を最大限に活用しながら各種施策を展開し、このコロナ禍におきましても当町がさらに豊かで勢いがあり、心を魅了する町へと躍進できますよう、引き続き全力で町政運営に取り組んでまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12 番、大石 巖君。

○12 番（大石 巖君） 12 番、大石です。

御答弁をいただきました 3 項目の中について、まだまだ具体的にお聞きしたい項目がありますし、それから、この公債費比率や将来負担比率などの問題自体がなかなか分かりにくく、それから簡単な計算ではないものですから、その点についても、私も含めて御出席していただいている皆さんにその内容が分かるような形で、ぜひ御説明をしていただきたいなと思います。

まず1点目ですけれども、資料でつけました平成27年度から元年度までの決算の状況の表をつけました。このうち、歳入に占める起債額の割合、これは各年度の事業によってもやはり増減はあります。これは承知をしておりますが、歳出のほうの公債費、これまでの起債残額に対して償還をするということで、その金額を見ますと、年々増加傾向にあると、この点については先ほどの町長答弁の中にも防災関連の事業があつて、それが返済に回っているということで、その増加の額の中身も分かるわけですけれども、この比率からいきますと、例えば平成27年度は公債費の構成比率が9.3%、それから、元年度は10.0%ということで、平成30年度と元年度は10%台になっているということで、この状況でいきますと、今後ともこうした10%台の償還、公債費の比率でいくというシミュレーションになっているんじゃないでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、議員から御質問がありましたこの起債の歳出の公債費の負担割合ということですが、これはその年々の決算の額によってその比率というのがちょっと若干変わってくるかというふうに思います。

ただ、実際には実質公債費比率がどうなるかということの中で、現在シミュレーションのほうをかけておまして、先ほども町長からも御答弁させていただきましたが、25%以内ということの中で、健全性が保たれる中でシミュレーションをかけていきますけれども、ここ数年来でいきますと、12、13というような、今、シミュレーション結果で、15%ぐらいまでは上がるというふうに、このままいけば、シミュレーションとしては最大値借入れをした場合にはそれぐらいの比率になるのではないかと、今、シミュレーションとしてはかけております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

最近の積極的なそういう防災関連の事業、これについては皆さんがやっぱり評価をしているところだと思いますが、それに伴って、こうした起債の残高が増えてくるというのを、これはある程度必然性はあるわけですけれども、それをどうカバーしていくかということが今後の課題になってくると思いますが、1点お聞きしたいのは、この表の下のほうに、実質公債費比率3か年平均で12.1%、この3か年平均というのは、その上の表に29、30、元年度の3か年の平均の比率ということになるわけですが、県のほうのこの数字も3か年平均の数字が発表されていますが、単年度比率と3か年の平均比率、この3か年平均の比率というのはどういうふうな意味合いがあるのかお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、こちらのほう実質公債費比率3か年ということで、今、議員からお話がありましたとおり、令和元年度におきましては、平成29年、30年、令和元年の3か年の平均を出した数値が12.1%ということになっています。

単年度だけだと、その年々の状況がその年の起債の状況であるとか決算の状況によって異なってくるものですから、こうした中で、前3か年をしまして平均値を出しまして、その

流れというのを、今、状態を確認するという事の中で、単年度比較、また、3年間の推計、そうした意味合いで3か年平均という形で出されているものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

分かりました。

続いて、この決算資料でいきますと、実質公債費比率の算定で、この資料ではありませんが、すみません。私のほうで頂いている吉田町健全化判断比率という資料の中に、この実質公債費比率とか将来負担比率の計算式があるわけですが、その数式を見ますと、最初に一般会計の公債費が10億6,800万というような数字から始まっていて、いろいろな計算式になっているわけですね。

その結果として公債費比率が導き出されているわけですが、この公債費比率12.1%の数字の中には、いわゆる普通会計と言われる一般会計と特別会計を合わせた普通会計、それから、例えば企業会計、水道等の、そうしたところにも起債の残高はあるわけですので、あるいは榛原病院に対する負担金、そういうところにもやはり町の財政に影響してくるわけですが、そうした町の抱えている全体的なそういう負債額といいますか、返済額といいますか、そういうものも入った数字になっているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま御質問がありました実質公債費比率の関係で、こちらの、先ほど表のほうにありましたが、元利償還等の額の中に入っているのかというようなことかと思えます。

この実質公債費比率を出す場合には、まず、算定には普通会計、いわゆる普通会計というのは一般会計と土地取得事業会計がそこに入ってきます。この普通会計における地方債の元利償還金、これは今、議員がおっしゃったとおりです。それに公営企業会計の地方債の償還に係る繰出金、いわゆるこれが下水道への繰出金、それから、あと一部事務組合、当町で言えば吉田町広域施設組合、それからあと、今話がありました榛原総合病院組合の関係で、その地方債の償還に係る負担金などが全て対象になります。ですので、御質問のとおり含まれるということになってまいります。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

普通、我々が目にする数字というのは、一般会計の数字というのがかなり目立つといただきますか、そこを中心になってくるものですから、そのほかの特別会計や企業会計等、なかなか目につかない場合があるわけですが、今お話がありましたように、町の抱えているそうした負債額といいますか、会計問わず町が今後負担する、あるいは今負担をしている割合がみんな入っているという状況で、これがこの資料の右のほうにあります各市町の状況、実質公債費比率、これが各それぞれの市町の、それこそ実態的な負担比率というふうなことで考えてよろしいですか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

この実質公債費比率につきましては、各市町ごと同じ、いわゆる指標というか計算式に基づいて行っているものでございますので、今、議員がおっしゃられたとおり、普通会計、それから、あと町が負担をしなければいけない、先ほど下水の負担金であるとか、下水の関係、また病院の関係、全て含まれるということでございます。その中で数値が出ているというものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

将来負担比率も同じような算定の根拠という基礎で計算をしているはずなんですけど、これも町の将来の財政の負担のシミュレーションに基づく、こういう負担比率というふうなものになっているということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、議員からお話がありましたとおり、この将来負担比率、こちらにつきましては、先ほどの会計同様のところになりますけれども、対象が同じになりますけど、こちらは地方債の残高ということになります。また、負担の今後の見込額という償還の見込額を踏まえて、この将来負担比率というのが出されております。

ですので、先ほどの実質公債費比率同様、そちらの会計も含まれているというものになります。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

すみません。重ねてお聞きしたいわけですが、例えば広域とか、それから病院会計など、一部事務組合が起債をして、それに対する各市町が負担をしているという場合に、それは償還金にはならなくて負担金ということで繰り入れていると思っておりますが、そういうのも計算に入れているということでよろしいですか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、先ほども御答弁をさせていただきましたが、広域施設組合や榛原総合病院に関しまして負担金の中に、いわゆる償還金の関係で入っているものについては全てそれが含まれていると、計算されているということになります。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

この資料の右のほうの各市町のこうした比率を見てみますと、どこの市町とは言いませんが、実質公債費比率がゼロというところ、あるいは将来負担比率が棒線を引いてあるというふうな、こういう数字になって、起債とかそういう残債が決してないというところはないと思うんですが、どうしてこういう数字、計算が出るのかちょっと不思議なんですけれども、その内容というのはどういう意味か分かりますか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

各それぞれの市町ごとに状況が異なるものですから、何とも一概には言えないところがございますけれども、まず、例えば一つは起債の中に、いわゆる借入金の中で交付税算入の額があるとか、そうした場合にその関係もありますし、また、あと基金、借入れはあるんですけども、その市町の基金が、トータルが、この基金も関係してきますので、この将来負担のほうです。なりますので、そうした基金が差し引かれて、基金と相殺をしてゼロになるということはあるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

もう一方で、この吉田町は財政力指数というのは高いほうということなんですが、実質公債費比率や将来負担比率はどこのところも吉田町より低い数字が出ているわけですけども、でも、財政力指数もかなり低くても、低いと思われる市町であっても、こうした公債費比率や将来負担比率も吉田町よりも低いわけですよ。そうすると、財政的に財政力があんまりなくても財政負担が少ないというふうに判断をしがちなんですが、そこら辺の状況、吉田町はそういう自主財源があっても負担比率が多いということとの違いがどういうところであるか、そういう中身は分かりますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、議員から今、御質問ありました財政力指数ですけども、財政力指数はあくまでも地方公共団体におけます財政力を示すということで、指標でございまして、直接、この住民サービスとか事業ということではないんですけども、まず当町の違いということですが、先ほど町長の答弁をさせていただきましたけれども、当町はこれまで津波防災まちづくりを含めて強力で押し進めてきた。それから、さらにそれと併せて教育関係、先ほども答弁ありましたけれども、教育関係の充実ということで、エアコンの設置であるとか、あとトイレの洋式化、そうしたことに、これまで大型事業のほう展開してきてまいりますので、まず事業を行っているというのが一つ、ほかの市町との違いということになるかというふうに思っております。

なお、今、低ければという、先ほどありましたが、確かに実質公債費比率と将来負担比率が低ければ良好という見方が確かにあるかと思えます。

ただ、ただ単純に低ければいいというものではなくて、逆に比率が高いというのは、将来に向けた投資、先ほど言いました津波防災まちづくり、それから、あと教育もそうなんですけれども、そうしたことに将来に向けた投資を行っているという見方もできるわけですし、逆にその比率が低ければ、将来の投資を控えているというふうな見方も可能かと思えます。

ただ、唯一言えるのは、やはり健全化の判断基準の中にまず収まるかどうか、その町がどうかという客観的な数値が必要になってくる。中に入れるかどうかということが必要になってくるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

よく予算のときの質疑の中で答弁をいただいているのが、これまでの起債の方法の中で元利償還金に対して交付税措置があるものの起債を選ぶといいますか、そちらを優先させて財政措置をしていますよという答弁をいつもいただいているんですけども、これは要するに、大まかに言ってそうした交付税措置のある起債を大きな大枠といいますか、その制度の趣旨をもう一度ちょっと説明をいただけませんか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

この基準財政需要額、よく起債の関係で、例えば津波防災とか、今、緊急防災の減災事業債とかということで津波を今進めているわけですが、こうしたものが本来、充当率が、起債の100に対して70%が交付税が算入されるというようなことで、基準財政需要額に算定されますということで、これまでも説明をしてきております。

ただ単に借入れて、仮に10万円を借り入れて交付税の算定の基準財政需要額がゼロであれば、それはそのまま持ち出しになるわけですが、例えば70%ということであれば、7万円が基準財政需要額に加味されまして、当然、交付税のほうは議員御承知のとおり、基準財政収入額と基準財政需要額、それから差し引いた額が交付税ということで配付されてくるわけですが、その基準財政需要額、吉田町は、あなたの町は行政運営する場合はこれぐらいの額ですよというのがありまして、そこにオンをされていくということの中で、基準財政需要額、差額がさらに増えるということの中で、それが簡単に言いますと交付税として戻ってくるということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今の交付税措置、需要額に算入されるそうした起債の措置、今の話ですと、要するに防災関連がかなりあるということで伺いましたけれども、そうした措置がされれば、いわゆる計算上の分母が増えるということになると思います。起債額100万、それから、100%算入額で100万で、もし分母でイコール1になるということであれば、それはそれでいいことなんですが、本当に実際に交付税の措置というのが、交付税の交付額というのがそうした計算上で本当に計算どおりに交付されているのかどうか、そのところの中身よく分からないんですけども、果たして実際問題どうなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 今、実際に交付税措置されているのかということですが、お答えからいきますと、措置をされているということになります。

現実、交付税措置ということの中で、令和元年であれば5億8,251万4,000円ということで頂いていますし、その中で、普通交付税がそのうち2億6,326万6,000円ということで、交付税のほうを頂いているということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

要するに、今の話簡単に言いますと、交付税措置のされない起債を選ぶよりも、そちらのより有利な交付税の算入が見込める起債、そうすれば、少しでも分母のほうが増えて、そう

した公債費比率の率が下がってくるという計算に、今のお答えだとそういうふうになると思うんですけども、今のお話ですと、そうした要するに分母、交付税措置のある起債を優先的に事業の中に取り入れて事業を進めていくというのが、今の町の方針ということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、これまで様々な予算の関係で議員が御承知だと思いますけれども、平成24年度以降、簡単に言えば、もっと遡っても構わないんですけども、私が取ってきたものは全部補正予算です。当初予算からは取ってきておりません。補正予算がはるかに、今申し上げたように、非常に交付税の措置がいいものですから、それで取ってきております。そういう努力をしているわけですから、別に議員がそれについて御承知ならば、御承知ですよ。御承知ならばそんな御質問出ないんじゃないですか。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今、要するに、私はこの交付税算入とか将来負担比率の計算式が大変難しい、やっぱり高い比率についてどうしていくのかということで、やっぱり皆さんが心配をしているし、それから、町のほうとしての努力をどういうふうに行っているのか、改めてここでそうしたお答えをいただければ、一定の判断、一定の基準が今後得られるというふうに私判断しましたので、お聞きをしました。

これは確認の質問ですので、申し訳ありませんが、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、先ほども答弁の中にありましたが、通常の起債を、借入額に対して償還額を上回らない借入額ということが原則でということであるわけですが、先ほど話がありましたように、平成23年以降、防災関連事業は除くということでの例外規定ができたというお話、先ほどいただきました。

実際にそうした意味合いはよく分かりますし、そういうことも必要だと私は思いますが、先ほどの2番目の質問の中で、今後、防潮堤建設など多額な資金が必要な事業を予定されているということで、そうした場合に、今後とも起債残額が、それも起債で当然賄うべき事業だと思いますが、そうしますと起債が増えてくる。ですが、実際には全体的に将来比率考えれば、全体的な起債は抑えていくという方向だと思うわけですが、そうした場合、要するに住吉の防潮堤も含めて、今後ともその防災関連の事業というのがどうしても必要になってくると、そうなりますと、今後ともそうした起債が増えてくるという方向でやはり考えざるを得ないのかなと私思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 将来、吉田漁港であるとか、それから住吉の防潮堤について、議員も先をあまり見越してどうこう言うよりも、単純な話、この町にお金がかからないような形でやっていると、それが私の答弁になりますので、それ以上のものは出ませんよね。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

私が考えた場合、起債をできるだけ増やさない、抑えていくという方法として幾つか考えたんですけども、例えば今13億円以上あります財政調整基金、これについて基金の積立

額を一定に基準を決めて、それを上回るような繰越金、余剰金といいますか、それが出た場合には、それを起債のほうに充てるとか、そうした方法も一つ考えられると思うんですけども、そうした財調基金の一定額は必要だと思いますけれども、それ以上の額を起債のほうに回すという考え方というのはどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、先ほど来からも起債を減らす方法ということの中で、これまでの起債のルール、償還、いわゆる元金を上回らないということで、これまでも運用してきております。そうした中で、先ほど来、結果でも約10億円ほどここ数年で減ってきているということは、そこは議員も御承知いただいていると思います。

今、財政調整基金のお話がありましたけれども、財政調整基金が今13億程度あるわけでございますけれども、一定額というのはなかなか難しい状況でして、今回の例えば新型コロナウイルスの感染症も、今状況がまだなかなか明確に出ていないというような中で、この13億円が果たして高いのか低いのかということになりますと、なかなか難しいところがありまして、私どもこれまでも20億程度ということを、この場でも話をしてきております。ですので、ある程度の財政余力があれば、そうした議員がおっしゃった対応ということもあるかと思いますが、まずは、今は財政調整基金をしっかりと翌年度、あと緊急時の場合に対応できるように、しっかり積立てをしながら、起債のルールに基づいてという形の健全性を保ちながらということを中心に行っていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

吉田町には幾つかの基金の制度があります。

特に私は学校の校舎もかなりの年数がたっている学校がありますので、そうした校舎の建て替えの基金などを見ますと、建て替えの費用に対して基金が割と額的には少ない状況になってはいますが、そうした場合も、もし建て替える場合には、当然に自主財源という町の財源のほかに起債をせざるを得ないというような状況になると思うんですけども、そうした場合に、そうした基金、これ特別基金といいますか、何か特定の基金、決まった基金、そういうものを将来に見越して、必要の割合を増やしていくということで、そのときの起債を減らすということの努力とか、あるいは、ふるさとよしだ寄附金をたくさん頂いておりますけれども、その中の一定額をそうした建設の基金のほうに回していくということで、将来負担を減らしていくというようなことも考えられると思うんですけども、そうした方法はどうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、議員からもお話がありました目的基金、こうしたものは当然必要があつて、今、当町もこれまで目的基金のほうを積んできているところがありますけれども、やはりなかなか運用、また、先ほど学校の建て替えというお話がありました、この辺につきましては公共施設管理計画、個別計画の中で修繕を行って長寿命化を図っていく、これはほかの施設でも言える話ですけども、そうした中で対応できる基金の運用というのは大変必要だと思います。

ので、今後その辺も踏まえまして、基金の在り方というのをしっかり検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

以前に、同僚議員の一般質問の中の答弁なのですが、これは平成28年のときの質問なのですが、平成27年度の実質公債費比率が10.4%、それから将来負担比率が72.2という数字が出ているわけですが、これは答弁の中で他団体との比較において優れた指標であるという答弁をいただいているわけですが、この資料の右のほうの元年度の将来負担比率68.9というのは平成27年度よりも低くなっているわけですね。

やはり、より優れた指標かなとは思いますが、そうしますと、県内で指標としては一番高い数字出てきているということで、ちょっと矛盾があるのかなというふうには思ってしまうわけですが、先ほどから実質公債費比率が25%にいかないから健全だという答弁はいただいているのですが、果たして標準的な公債費比率、あるいは将来負担比率というのが、要するにこの静岡県内において吉田町の基準の指数というのがどのくらいなのか、その点の何か研究みたいなことされたことあるでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、以前、平成28年度当時の27年の実質公債費比率が10.4%、それから将来負担比率72.2%ということの中で、現在の数値も、そのときに他団体においてもということの中で答弁したということですが、それと今比較をされておりますけれども、当時、まず27年当時の関係を申し上げますと、25年と、あと24年の繰越しということで25年のときに、津波避難タワーの関係、特に町民の命を守る津波のタワーの関係で約30億円の起債を当時行っています。そうしたことの中で行っていたにもかかわらず、こうした数字、27年に実質公債費比率、将来負担比率の数値がいわゆる基準内であったということで、そうしたことで意味をしているというふうに私たちは捉えております。

それまでの答弁の前、後ろもあるかと思いますが、そこだけを捉えてということではなくて、そうしたことで意味をしているということになると思います。

ただ、実質公債費比率につきましては、借りてすぐ翌年度に反映されるというものではなくて、これは5年間の据置き期間があるので、当初は利子の払いがあつて、例えば29年から、いわゆる津波避難タワーの実際の元金のところの返済が始まってきているという中で、そうした中で今現在12.1%という元年の実質公債費比率になっているということになります。

先ほど来、どれが町にとってということですが、当町、吉田町総合計画の中で、財政の健全化という中の比率の中には、いわゆる実質公債費比率につきましては18%未満を維持するというところでうたっております。これを目標値として掲げております。

と申しますのは、実質公債費比率につきましては、健全化の比率につきましては25%以下であればということはあると思いますが、18%からは、いわゆる起債を借る場合には県知事の許可が必要になってくるということで、そこに行かないような形で、いわゆるそこは青信号の点滅と言われるところですので、いわゆる青信号、いわゆる安全圏内の中で、財政

の健全性を維持という中で、現在、当町としましては18%以下を維持するというところでさせていただいております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今の18%、あるいは答弁にあった25%、国の地方債の方針の中にそういうふうな全国基準ということで入っておりますので、それについては承知をしているわけですが、やはりこうした新聞発表で数字が出るような、他の市町よりも負担が大きいんじゃないかというふうな数字が出ますと、やはり吉田町に対する魅力が半減をするんじゃないかなと私は考えます。そして、負のイメージをやはり減らしてほしいなというふうな思いがいっぱいなんです。

というのは、要するに地方自治の基本というのが、やっぱり町民の負担を少なくして、それから福祉の向上を図るところがやっぱりメインだと思いますので、ぜひその辺の努力をしていていただきたいなというふうに思いますが、これからもこうした必要な事業は当然やらなければいけないと、それで安心・安全な町づくりを進めていくと、これは当然のことだと思いますが、やはりそのためにも魅力をなくしてはいけない。だから、そうした魅力をなくすような材料はやっぱり払拭をしていていただきたいなというふうに感じますし、計算上からいけば、財源確保ということで分母の数値を上げていくということがやっぱり基本じゃないかなと私は思っております。そうした点で、魅力発信で住みよい町づくりというふうなことで、ぜひ今後も努力をしていていただければと思いますので、そういうことを期待しまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（増田剛士君） 以上で、12番、大石 巖君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時35分といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時33分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

引き続き一般質問を行います。

◇ 平野 積 君

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

〔5番 平野 積君登壇〕

○5番（平野 積君） 5番、平野です。

私は、さきに通告いたしましたとおり、国民健康保険の運営について一般質問を行います。

国民健康保険の運営は、参考資料1に示しましたように、平成30年度から県が市町と共に行うこととなり、町は県が算定した額の国民健康保険事業費納付金を納め、それに対して被保険者の治療費等は県が保険給付費等交付金として町に支給する仕組みとなりました。

また、制度の変更の狙いの一つとしては、町は、より積極的に被保険者の予防・健康づくりを進めるために様々な働きかけを行い、地域づくり・町づくりの担い手として関係者と連携・協力した取組を進めることが挙げられています。

そこで、以下の点について質問します。

1、参考資料2に示しましたように、保険者努力支援制度の集計結果によると、吉田町は令和元年度静岡県内最下位で、全国的にも下位に甘んじています。ちなみに、この順位は平成30年から令和2年度まで3年連続、静岡県最下位です。

この結果を踏まえ、評価向上のために町が進めていることは何でしょうか。

2、事業費納付金額を県が算定していますが、参考資料3に示しましたように、被保険者1人当たりの納付金が吉田町は県内でも高い水準にあります。この納付金額に対し、町は納得しているのでしょうか。

3、参考資料4に示しましたように、国民健康保険税の算定は各市町に任されています。算定方式のうち、基礎課税分、医療費分におけるその世帯別平等割額2万8,800円の徴収をやめた場合、財政上どのような支障が発生するのでしょうか。

以上の質問に対する答弁をお願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 国民健康保険の運営についての御質問のうち、1点目の保険者努力支援制度の集計結果によると、吉田町は令和元年度静岡県内最下位で、全国的にも下位に甘んじている。この結果を踏まえ、評価向上のために町が進めていることは何かについてお答えいたします。

国の交付金事業である保険者努力支援制度は、努力を行う自治体に対し、適正かつ客観的な指標に基づき交付金を交付することにより、国民健康保険の財政基盤を強化することを狙いに、平成28年度から一部導入が始まり、国民健康保険事業の広域化が開始された平成30年度から本格的な運用がスタートいたしました。

この保険者努力支援制度では、医療費適正化への取組や国民健康保険が抱える対応等について評価基準が設けられており、この評価基準は毎年見直しがされ、インセンティブのある仕組みが講じられているのが特徴となっております。

さて、議員御指摘のとおり、平成30年度を中心に実施した取組に対する令和元年度の保険者努力支援制度の集計結果において、当町の県内における順位は最下位という結果でございました。この集計内容を見ますと、とりわけ配点が高い糖尿病等の重症化予防に関する取組と国民健康保険税の収納率向上に関する取組について、評価点が取れていない状況でございました。

この結果を踏まえ、特に評価点が取れていない2項目について加点を得るため、現在、糖尿病の重症化予防に関する取組では、県が平成30年3月に策定した糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいた特定健康診査の結果を分析し、指導が必要なハイリスク者に対して、医師会やかかりつけ医と連携を図りながら保健指導を行っており、加点を得られる状況となっております。

また、さらなる加点を得るため、レセプト情報を活用することにより、糖尿病の未治療者や治療を中断した方を把握し、医療機関への受診勧奨を行う予定でございます。

国民健康保険税の収納率向上に関する取組におきましては、収納率を上げる最も効果的な手段である口座振替の強化に加え、収納方法の多様化を図るため、コンビニエンスストアやスマートフォンアプリによる収納方法を取り入れたところでございます。

また、国民健康保険税の滞納者に対しましては、短期被保険者証及び被保険者資格証明書を活用しながら面談の機会を設けるとともに、資力のある滞納者には滞納処分を行っております。

その結果、国民健康保険税の現年度収納率は、平成30年度では93.66%と、前年度と比べ1.52ポイント上昇し、また、令和元年度におきましては94.17%と、前年度と比べ0.51ポイント上昇しており、令和2年度及び令和3年度の保険者努力支援制度においては加点を得られる状況となっております。

次に、2点目の事業費納付金を県が算定しているが、1人当たりの納付金が吉田町は県内でも高い水準である。この納付金額に対して町は納得しているかについてお答えいたします。

国民健康保険の広域化に伴い、県は、県全体の保険給付費等から納付金総額を算定し、国のガイドラインの算定方法により各市町の所得水準、医療費水準、被保険者数を反映し、市町ごとの納付金額を決定しております。

議員御質問のとおり、令和元年度及び令和2年度の当町における国民健康保険被保険者1人当たりの納付金額は、県内で2番目に高い金額となっております。

これは、納付金の算定過程において、当町の被保険者の所得水準及び医療費水準がともに高いことが要因となり、激変緩和措置後に算定された納付金額を被保険者1人当たりに換算いたしますと、他市町に比べて、より高い金額でございました。

納付金算定における所得水準は、県全体の国民健康保険加入者の所得総額に対する当町の国民健康保険加入者の所得総額の比率が基準となっており、国民健康保険加入者における1人当たりの所得額が高い当町におきましては、納付金額に大きく反映をいたしますが、この所得水準が高いことは一概に悪いことではないと認識をしております。

一方、納付金算定における医療費水準は、各市町における被保険者1人当たりの医療費の過去3か年について市町ごとの年齢構成における差異を補正し、全国平均を1として指数化した医療費指数が基準となっております。

この医療費指数が他市町に比べ当町が高い原因を分析いたしますと、とりわけ50歳代における1人当たりの医療費が全国平均を上回っており、高血圧、高コレステロール血症、糖尿病などの生活習慣に起因するものが多くを占める状況でございました。

これまでも医療費の抑制を図るため、医療費通知の実施、後発医薬品の普及促進、特定健康診査、特定保健指導、重複服薬者及び重複受診者に対する指導などを実施しているところでございます。

この中で、特に特定健康診査につきましては、50歳代の受診率が低いことから、まずはこの年代の未受診者に対し、再度、受診勧奨通知を送付したところでございます。

この取組により50歳代の受診率を高め、疾病の早期発見・早期治療につなげることで重症化を防ぎ、医療費の抑制を図ることにより医療費指数を下げ、納付金額の抑制に努めてまいります。

次に、3点目の国民健康保険税の算定は各市町に任されている。算定方式のうち、基礎課税分、医療費分ですが、医療費分における世帯別平等割額2万8,800円の徴収を止めた場合、財政上どのような支障が発生するかについてお答えします。

本年度から国民健康保険税の医療費の賦課につきましては、世帯の資産に応じて課税する資産割を廃止し、世帯の所得に応じて課税する所得割、世帯の加入者数に応じて課税する均等割、1世帯ごとに課税する平等割の3方式で行っているところでございます。

令和2年度の国民健康保険税の本算定における世帯別平等割総額は、2万8,800円に3,686世帯を乗じた約1億600万円から軽減分を除いた約7,900万円であり、国民健康保険税収入全体の12.6%を占めております。仮に、世帯別平等割の賦課を廃止した場合、この減収部分につきましては基金積立金で賄うこととなりますが、単純計算いたしますと6年後には基金が枯渇し、国民健康保険税を引き上げなくてはならない状況となります。

加えて、このコロナ禍において今後の国民健康保険税収入が不透明な状況でありますことから、基金が枯渇する時期はさらに早まる可能性があると考えております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 答弁ありがとうございました。

では、再質問させていただきますが、まず、町長、吉田町の国民健康保険税、高いと思われていますか、安いと思われていますか。

○議長（増田剛士君） 答弁をお願いします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

高いか安いかということですが、実際に議員からもお示しされた資料でも出ていますとおり、今回の質問に出ている平等割額などが個々に見ると一番高いですが、ただ、全体の財政状況から見て判断した税率ですので、それに基づいての国保税の算定になっておりますので、高いか安いかということに関しましては、申し訳ございませんが、はっきり申し上げるのはちょっと御勘弁願いたいと思います。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 5番、平野です。

じゃ、別の観点で。

平成30年度から運営主体が町から県に移りましたよね。やっぱり運営主体が変わるということで、吉田町のやるべきことという役割も変わってきていると思います。そういうこと

に関して、平成 29 年度までと平成 30 年以降の運営の方針というのは、どういうふうに今変えているということになっていきますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

この制度改革によりまして納付金を各市町が県へ納付をして、県が保険給付費分を交付をするという形に、財政上そのように形は変わっております。

あと、直接今まで国から出ていたお金、国からもらっていたお金、国庫金なども直接今までは町に入っていて、それで町の中で財政やり取りをしていたんですが、それも一度県に入って、県で全体の保険給付費等と調整をした上で、県が直接また支払先へお金を払うということで、財政上のやり方は変わっておるんですけども、実際、町がやることとしましては、保険証を発行するだとか、滞納処分だとか徴収の関係、それぞれの窓口での届出の手続などは全く変わりませんので、事務としては今までと大きな変わりはありません。

ただ、今回の質問にもありますが、納付金を算定する段階において医療費をどれだけ、納付金を低く抑えるためにどれだけ町が保健事業を努力して医療費を抑えるかというところは、今まで以上に少し市町に責任が乗ってきているかと思えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5 番、平野 積君。

○5 番（平野 積君） では、具体的な質問に入っていきたいと思いますが、まず最初の、質問 3 番目の算定方式のうち医療費分をなくした場合ということなんですが、今お聞きしましたところ、7,900 万のマイナスになるということでございましたけれども、それでいくと、約 5,300 万ぐらいの、トータルで歳入歳出考えていくとそのぐらいの差が出てくるのかなというふうに思っているわけですけども、こういうところを出していいのかどうかも分かりませんが、平成 30 年度のデータで川根本町、これは一般及び退職の被保険者の 1 人当たりの納税額、それが 7 万 4,511 円、それに対して吉田町は 11 万 7,655 円で、4 万 3,000 円の差があると。比率でいくと、川根本町は吉田町の 63.3% である。

これを世帯で見ると、川根本町は 11 万 7,555 円、それに対して吉田町は 19 万 6,400 円で、7 万 8,845 円の差があると、比率でいくと 59.9%、約 60% です。川根本町は保険税が低い値で運営できているというのも事実だと思うんですけども、それはどういう違いが吉田町と川根本町で、高い保険税を集めているところと安い保険税を集めて何とかやっているところと何が違うんですか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

すみません。しっかりと一つ一つを比べて、比較をしてみたことはないものですから、今ここではっきりとは申し上げられないんですが、ただ、医療費自体の総額も違いますし、あとは、大きく違うのは入ってくる税の収納率もかなり川根本町のほうが、川根本町 98% 台で高いということになっておりますので、その辺の違いがあるかと思えます。

○議長（増田剛士君） 5 番、平野 積君。

○5 番（平野 積君） 突然言われても答えられないのは分かります。

今おっしゃったように収納率が98%ちょっとオーバーするか、令和元年度は98%ぐらいです。決算同士で比較する限り、正直言って私も分かりませんよ。どこが川根本町がいいのかと。

でも、やっぱり細かい点、我々決算しか見られないから、細かい事業というところで見ると、なぜそういう差が出てくるのかというのが出てくるのではないかなというふうに思っているわけで、そういうところをしっかりと研究していただいて、経営のスリム化するか、何かそういうことをしっかりと見ていただければ歳出を抑えることができるのではないかなというふうに考えております。

2万8,800円の平等割全てなくしてしまうと7,900万減ということですが、例えば1万円減らす、そうしたらどうなるのか。多分1万円減らす分ぐらいだったら成り立つと思うんですね。結局、減らす分、要するにこれをなくしてしまえば補助額も要らなくなるわけじゃないですか。

例えば2万8,800円全部なくす。そうしたら補助率7割、5割、2割の補助を出しているわけでしょう。その金は一般会計から持っていくわけですね、繰入金で。補填分は。その4分の3が県、町は4分の1が実際、一般会計から持っていくと。だから、それもなくなるから、一般会計は楽になるわけですね。というようなことを考えていって、例えば1万円、1万5,000円だったらどうなのか。もうぱっと減らして1万円ならどうなのかと、そういうことをやって、平等割だけじゃなくていいと思うんですが、どうすれば町民の皆さんが保険税を払いやすくなるかというような観点でシミュレーションをやっていって、これは減らせるぞというようなことをやっているのでしょうか、いないのでしょうかという観点ではどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

実際に、では平等割をなくした場合とか、半額にした場合などのこういったシミュレーションというのは、実際はやっておりません。

平等割に関しては、今、議員から御質問があったのは、廃止をしてしまったらどうかという話だったんですが、実際にはこれは各市町で金額は条例によって定められるものですので、金額を落とす、上げる、据置きにする、それはもう各市町の判断になりますので、今のこのコロナ禍とかということもありますので、こういったことを全て状況を判断しながら、その年、その年の財政運営を見ながら今後も検討していきたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） ぜひそういうことをやっていただきたいというふうに考えます。

では、質問の2番で、ちょっと私の勘違いがあったのかもしれない。吉田町が50代の医療費が高いというお話。

所得に関して言えば、吉田町の被保険者の人が高いんだから、それはその分払わなきゃいかんだろうというふうに思うんですが、私の思ったのは、医療費は静岡県の中で、実際にかかっている費用は1人当たり21番目ぐらいなんですよ。

ところが、年齢補正をするということで、吉田町、若いんですよ、県平均に比べても。そうしたら年齢平均、要するに国の分布に合わすということで上げられてしまうと、そうすると高齢者、50歳なら50歳が高いのがもっと高くなって、計算上になってしまうというような

ことなので、なぜ今のままでいい、実質かかった医療費を算定基準に組み入れれば吉田町は下がると思うんですよ。それに対して、なぜ年齢補正をしたものを採用しているのかというところがちょっと疑問で、これ実際、国がそう進めているんですが、それをどう理解していますか。年齢補正するという点に関して、町は。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問は、議員よく自分で御理解の上で質問されているんですよ。基本的に国が定めた算定方法でやっておりますので、これに対して議員が変えてくれとか言っても、これ基本的に変わりませんよね。

そういう中でございますので、その点については、確かに下げてくださいればありがたいですけども、下がらない以上は、それはそれでやむを得ないと思っております。

また、一つには医療費係数アルファが今、一同でやっていますよね。これは、静岡県の場合は大体10年ぐらいの期間を設けてアルファゼロに持っていきこうと一応うたっております。

そういうことを考えますと、それがいずれゼロになるとすれば、うちの場合は、ちょっと今、ある意味においてはたくさん出しているわけですから、それはほかの町の補填になっているけれども、今度は県が一つの全体としてやる場合には、それはそれで、当然のことながら豊かなところが豊かでないところに補填していくと、相互扶助の精神になってきますので、それはそれとして、ある程度甘んじていかなきゃならないのかなと、こんなふうに思っております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それを変えるのを提案したらどうかという話をしたのをちらちらと見ていたときに、静岡県が、こういうお金のかかる話ではないんですが、次に言う保険者努力支援制度に関して、静岡県は1人当たり医療費を抑えていると、にもかかわらず点数は20点だと、ところが低い、要するに医療費の高いところがちょっと減らしたと、そうしたらそこに30点つくとか、おかしいだろうと、俺ら一生懸命下げて頑張っているのにそれが20点で、こっちがちょっと下げただけで30点、それは県が国に文句言って、要望出しているわけですよ。

ちょっとレベルが違うんではありますけれども、しっかり町もそういうことを県に対して提言して行って、やっぱり吉田町にとってより有利なところに持っていったらどうかという思いで語ったわけですが、それもやめたほうがいいですか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） これ基本的に、町がどうのこうの言ってもどうのこうのなるような問題ではありませんけれども、基本的に県も国のほうにそのような要望をしておりますし、また、国の国会議員の皆さんにも、またそういうことを折に触れて話す機会があればお願いしたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） じゃ、質問1の先ほど出ました保険者努力支援制度についてお伺いします。

まず最初に、この制度自体を吉田町は主体的に頑張っってやっっていこうという姿勢なのか、点数上げたって大した金入っってこんからやめよう、それほどやることもないだろうというふうに思っっているのか。

というの、被保険者1人当り、その表2でトップの藤枝市は1人当り2,400円もらっっているわけですよ。人数も多いので7,400万ぐらいもらっっているのかな。ところが、吉田町は1人当り1,000円ぐらいしかもらえなくて、580万ぐらいしかもらえていないわけですよ。だから、そういうことに対してここの取組の姿勢というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） この努力支援制度の評価項目というものは、どの町においても基本的には被保険者の健康の問題で全部関連してくるものがございますので、今までうちはあまりその辺に、答弁をさせてもらったとおり、重症化予防等についてもあまり強力にやっってこなかったことがございますので、それにつきましては、基金等が結構ございますので、そういうものを使いながら、言わば、そうしたところに重点的にある程度のお金を向けて、町民の皆さんの健康度を上げると、そういう方向に考えていきたいと、こんなふうに思っっています。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） じゃ、ちょっと個々にお伺いします。

その評価表の一番最初の特定健康診査、特定保健指導、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率という評価項目ですけれども、これ面白いのが、平成30年度、吉田町は150点満点で90点あったんですよ。それが令和元年で150点満点で40点に下がっって、令和2年度の評価においては、ちょっと満点はいろいろあるんですが、ゼロに落ちてしまっっているんですよ。だんだん悪くなっっている。

これは、評価は今言っしたのは3年ぐらい前ですから、令和2年度というの、平成29年の評価なので、ちょっと過去のだからかもしれませぬけれども、要するに下がっってきているということに関しては、どのような要因で下がっってきたとお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

この特定健診の受診率が下がっったことについてですけれども、実際、受診していただく方の数が減っったということですので、その減っった方の理由というのは、実際はちょっと承知はしてないんですけれども、ただ、こちら側の勧奨の仕方としまして、今まで本当に、以前はとりあえず勧奨の通知を出す、それで終わりという形でやっっていたんですが、その後、やはり見直しをして、大勢の方に受けていただくために、一つの勧奨の通知にしても目に止まるような、分かりやすいような通知にするだとか、あとは、広報とかよしポケなどのそういったものを使って広く広報するとか、あとは、昨年度の終わり頃になります、各団体へも勧奨に伺おうということで、個々にはできなかつたんですが、商工会さんとか、あとは消防団などにも広報に行っっております。

ただ、今年度についてはコロナの影響もありまして訪問はしておらないんですけれども、一応そういったことで努力はしておるんですけれども、結果として下がってしまっして、ま

た、今年度も少しコロナの影響があるのかどうか分かりませんが、もしかしたらちょっと前年よりも下がるかもしれないという、今、見込みであります。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 次に、先ほど吉田町でもこの努力支援制度に対して重点化していこうという共通の3番、重症化予防、糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況、これ過去3年間ゼロなので、何とかするぞというお話があったんですが、この評価基準が以下の評価を全て満たす糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施している場合に、令和元年度であれば50点がもらえるという制度なんです、その取組というのが、対象の抽出基準が明確であること、かかりつけ医と連携した取組であること、保健指導を実施した場合には専門職が取組に携わること、事業の評価を実施すること、最後が、取組の実施に当たり地域の実情に応じて都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携を図ることと、これを全て満たしたら50点と言っているわけですから、これ吉田町はどこが足りないんですか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

今まではこの中の、特にかかりつけ医と連携した取組であること、こちらについて、表に出ているこの評価指標、このものをそのまま読み取ると、もうかかりつけ医と本当に連携して保健指導などを行っていかねばいけないということで、点が取れなかったということになっております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そうすると、一対象者の抽出基準は明確にしていると、実際に抽出もしているということでいいんですか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

まず、こちらの糖尿病の関係ですので、少し特定健診とダブるといってか混ざっているところもあるので分かりにくいんですが、対象者の抽出はもう基準が設けられておりますので、その基準に該当する対象者というのは、データとして出てくるようにはなっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そこは答弁にありましたように重点化、重症化予防のために特定健診しっかりやらしてもらおうと、しっかり連絡しますというお話なんです、今、かかりつけ医との連携が取れていないということと、今の健診受けてよと、しっかりやるというのはちょっと違いますよね、進め方が。

要するに、かかりつけ医としっかり連携を取ることが重要なことなんじゃないですか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

こちらの、先ほどもちょっと言いましたが、ちょっと言いにくいんですが、この指標のままですと、かかりつけ医と連携した取組であると、すぐお堅い感じで書かれていますので、今まではもうこのまま、ここに取組がなされていないということで点数取れていなかったんですが、実際は県や国に問合せをして、こういうことをやっているけれども、こ

それは該当するのかなとか、あとは国や県からもこういうのも含んでいいよという、この下の内部の資料が出ております。

そちらで確認をしたところ、特に医師会とのデータのやり取りだけでも、もうここに該当するとか、あとはかかりつけ医と一緒に指導するとかという、すごく当町としてはちょっとハードル高いと思っていたんですけども、そうではなくて、もし重症化した方をおかかりつけ医に流す、情報を流すというだけでも、もう連携に入るといふことで、そういったことを踏まえて今、活動していて、得点を取れるようになったということになっております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 得点はあればあるほどいいとは思いますが、実際にかかりつけ医と連携して、本来の目的は重症化を防ぐということですので、かかりつけ医とか抽出したのに対してしっかり連絡してやりなさいとかいうのを、この下に項目としてありますよね。そういうことをしっかりやって、やっぱり吉田町として糖尿病の重症化をいかに抑えるかということがポイントだと思うので、そこに力を入れていっていただきたいというふうに思っております。

次に、共通6の後発医薬品の使用の促進、これ点数はあるんですが、ほかの市町に比べてちょっと低いところはあると思います。

これはどちらかというと、しっかりやろうと思えばできるのではないかと、最後の最後、うんと言うかどうかなんですけれども、要するに、医師会とか歯科医師会とか薬剤師会、いわゆる三師会としっかり連携して、後発の医薬品を使っているところが少ない医者、そういう処方を出している医者に対してしっかりと後発品を使えということを目指していくということができれば、これどんどん上がっていくし、点数を上げるためじゃなくて医療費を抑えるということが目的なんだから、それによって医療費を下げるができると思うんですが、その辺に関しては、今の吉田町の現状はどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

今までは、この後発医薬品に関する資料、あと後発医薬品、ジェネリックをお願いしますと、医療機関や薬局で出していただくようなシールとかカードを窓口で配布をする、あとは保険証を交付するときに同封をするとか、本当にこちらからの一方的な勧奨で済んでおりました。

その結果、この後発医薬品の評価の内容も政府の目標である80%を超えているとか、あとは前年度よりも5ポイント以上上がっているかなど、ちょっと目標が高くて、全ての点数、135点をちょっと取れないでいるんですけども、今後、まだ具体的にはないですが、もっとこれ以上に、今まで以上にまた後発医薬品を勧奨するような取組を、またしてまいりたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そこで医師会とかと連携してやるというのはなかなか難しい話なのか、やろうと思えばできる話なのか、そこはどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

こちらからお願いをすればいいことですので、そんなに難しいことではないと思います。

あと、国保の運協に入っている薬剤師の方にもお話をしたところ、ぜひ協力をしたいということでお声いただいておりますので、またそういった形で協力しながら進めていきたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 女房、薬剤師でね、薬剤師に言っても聞かなくて。医者が処方出してきた、この処方をこう変えたらどうですか言うたら文句言われるわけですから、やるべきは医師ですよ。医師をしっかり押さえてやっていかないと、そこは変わらないというふうに私は思っていますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

もう細かいところは最後にしますが、収納率、ここも重点化していこうということで、令和2年度では35点上がっていますよね。現年分で1%上げて、滞納分に関しては5ポイント以上上げたのかな。それで35点ついているわけですが、ここはより点数を取ろうということからすると、点数のつけ方が、被保険者が1万人以下の市町村で、まず5割以上であれば45点もらえると、3割以上であれば50点もらえという制度なんですけど、そこに到達していないという現状で、どうすればいいのかというのは、今の答弁にあったコンビニとかそういうことで進めていこうと思うんですが、また例に出して悪いかもしれんけれども、川根本町98%いっていると、そういうところは、ご存じかどうか分かりませんが、川根本町はどういう努力をされているんですか。

○議長（増田剛士君） 税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 国保税の収納という形でございますので、私のほうからちょっと御答弁させていただきたいと思っております。

今、議員がおっしゃられた川根本町の収納率向上のための努力というところでございますけれども、申し訳ございません。直接聞いたあれでもちょっとないわけでございますが、私も当町とやっていることはほぼ同じではないかというふうには思っております。

当町といたしましても、町長答弁のとおり、やはり一番の現年の収納と言いますと、やっぱり口座振替ということになりますので、そこはやっぱりお願いをして強化をしていくということです。

それから、アプリにつきましても、ペイペイで収納できるというところもございまして、コンビニ収納含めて、そこをちょっと推進というか、納税者に対しまして周知をしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） では、もうちょっとまとめですけども、ここは私自身の思いです。

まずは保険税を下げる、丸々なくすんじゃなくても幾ばくかでも下げる。そうすると、実際下げることは可能だと思うんです、金額によりますけれども。

保険税を下げることによって、保険税の収納率を上げる。もちろん収納率を上げる努力も、コンビニとか振替とかやっていくんですけども、下げることによって払いやすくするというようなこと、そうすると、結果的には歳入が増えてくると思うわけです。

それを原資に保険者努力支援制度のいろんな制度に対して、どんどん充実していくと、そういうことをやっていくと結果的に努力支援で国から金がもらえると、そうしたら、また収納も上がって国からも金がもらえると、またちょっとだけかもしれんけれども保険税を下げ

ることができる、そうしたら、また収納率が上がっていったら、そのうち町としても運営を見直して歳出を抑えていけば、また保険税を下げる可能性が出てくると、そういうサイクルを回していったら、保険税を下げながら国保の運営を改善して、国保事業の内容の充実を図るといような、いい正のスパイラルというのをつくり上げていくということをやってほしいと思うんですが、私自身はまずは保険税を下げることで、一歩は。そこに関しては町長どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 保険税を下げると言いますけれども、保険税をどの程度下げれば収納率が上がるのか、相関関係を、計算式なかなかないと思うんですよ。そうなればいいんでしょうけれども、そうならない場合もありますよね。そういう場合のことを考えると、当然そういうことについても考えなきゃなりませんけれども、もう一方において、現在、基金としてかなりの分がありますので、それを被保険者の方にいろんな形で還元することによって、むしろ恩恵はそういう形でも来るんだというように、やっぱり考えるということも大事だと思うんですよね。

だから、被保険者の方がどういうふうなことをすれば意識が正の方向に行くか、それもちよっと考えなきゃなりませんので、それについてはもうしばらく時間をいただければと思っています。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） じゃ、来年ぐらいにもう一回聞けばいいということですか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） これ非常に、納税者の心理というのは非常に難しいものがございまして、その辺について何か議員はそういうふうな計算のほうには非常に強い方でございまして、何かそういうふうなあれですか、納税と、税金の下げたり上げたりと、それから納税率、相関関係、何か記したような計算式があれば、また教えていただければ、ありがたいのでございましてけれども。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 存じ上げておりません。ちょっと調べてください。

私も見つけたらお知らせします。

現在コロナ禍であるということから、答弁にもあります、すぐ保険税を下げるということはなかなか難しいことだというふうには理解しておりますけれども、経営というか運営のスリム化というか、見直しというか、それはコロナ禍であるがゆえにもっとやらなきゃいかんのではないかなというふうに思っているんで、そこはしっかりやっていただきたいというふうに思います。

そういう中において、町長からも答弁がありましたけれども、基金を使って恩恵を出すのか、基金を使って少しでも減税するのか、どういう形がいいのか、どれだけ減税したらいいのかが、そうしたら収納率が上がるかは分らないのであれば、今、基金がある段階において、基金を使ってちょっと試してみても反応を、収納率が上がるかどうかというテストをやったっていいと思うので、それをどうすればいいかというのはしっかりと考えていただいて、これからの運営を進めていただきたいと思いますと思うんですが、最後に一言どうですか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先ほども申し上げたことなんですけれども、仮にテストで、言わば保険税を下げるといったときに、その効果が全く出なかったという場合に、基本的に基金が歳出から減っていきますよね。何かあったら今度は上げなきゃならんという、そんなにその場、その場の対応でやると、非常に不信感を今度は買う可能性がございますので、それは非常にやっぱり慎重にやらなきゃならないと思っておりますので、今言った両方面、2方面で関連しながら、ちょっと考えてみたいと思います。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 慎重にやらなければならないというのはごもっともな話だと理解しておりますので、何も考えないじゃなくて、ぜひそこは考えて運営を進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で、5番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時26分

再開 午後 零時56分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

引き続き一般質問を行います。

◇ 中 田 博 之 君

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

〔4番 中田博之君登壇〕

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

私は、さきの通告どおり、公園や児童遊園地などの維持管理及び活用について質問いたします。

町は、現在保有する公共施設の整備や維持管理を計画的に行うことにより、施設の長寿命化と将来負担の軽減を図るため、平成29年3月に吉田町公共施設等総合計画を策定し、令和2年2月には、それぞれの施策の対応方針を定めた、令和2年度から令和11年度までの10年間を実施期間とする吉田町公共施設個別施設計画を策定しました。

これらの計画は、あらゆるインフラを対象に、国や地方公共団体が一丸となってインフラの戦略的な維持管理、更新等を推進するため、国が平成25年11月に策定したインフラ長寿命化基本計画などを踏まえて策定されたものであり、吉田町総合計画の下、各施策、事業目的における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な内容となっています。

私は、こうした方針の下、計画的に行っていこうとすることは、様々な面でよい結果を表すと考えますが、他方、インフラ資産を対象とした各施設等の個別計画については、一部は現段階において未策定など明らかになっていないため、いわゆる対症療法的な管理手法を続けているものと推察いたします。

こうした管理の視点は、その時点における一時的なコストが優先されるなど、最良の選択には及ばないのではないのでしょうか。

また、平成26年6月に改訂された国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針において、遊び場で遊ぶことの意義の項目では、「特に、都市公園の遊び場には幅広く利用者が集まるため、世代間や地域社会との関わり、集団での遊びを通して社会的ルールや自分が果たす役割、責任などの存在に気づき、他者とのコミュニケーションを円滑に図る能力を身につけることが期待できる。」との記載があり、子供の遊び場の重要性について触れています。

また、我が国の少子化の進行、人口減少は深刻さを増し、第2次ベビーブーム世代である団塊ジュニアが40代後半になる中、2019年の出生数は推計で86万4,000人と過去最少を記録し、86万ショックとも呼ばれる状況になり、この急速な少子化の進行は人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念していますが、子供を産み育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子供たちが未来を切り開く力を身につけることができる社会の構築等、子育て社会全体で支援していくことが喫緊の課題であると考えており、吉田町人口ビジョンを策定するに当たり実施された地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定のための結婚・妊娠・出産・子育てに関する意識調査における、吉田町で安心して子供を産み育てる重要となる取組の設問に対し、子供の遊び場の確保を選択した方が18.1%と、決して少なくない声が上がっていることから、住みやすい居住空間を実現させる一助として、公園及び児童遊園地などの充実を図ることは理にかなっていると考えます。

以上を踏まえて、以下の点について質問します。

1、現在、公園などにおいて職員の巡回パトロールや、委託業者による点検等において修繕が必要と判断されている遊具はどのくらいあるか。また、修繕の必要があると判断された遊具や撤去された遊具への今後の対応について、町はどのように考えているか。

2、第5次吉田町総合計画後期基本計画には、施策の方向性として、公共施設におけるユニバーサルデザイン化の推進を上げている。使用制限や使用禁止のある公園施設について、修繕の予定や今後のユニバーサルデザイン化を町はどのように考えているか。

3、第5次吉田町総合計画後期基本計画の施策、公園・緑地の整備と利活用の現状と課題において、「公園・緑地等の整備計画の立案や整備後の維持管理に、積極的に住民が参加する仕組みづくりを行うことが必要です」と記載している。

この仕組みづくりの一つとして、公園や緑地などに管理者の電話連絡先を示す看板を設置することで、住民が遊具の故障などを発見した際、すぐに連絡ができ、早期発見・早期対応することができ、それにより遊具の長寿命化につながることを考える。公園等へのこうした看板の設置について、町はどう考えるか。

以上、御答弁をよろしく申し上げます。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 公園や児童遊園地などの維持管理及び活用についての御質問のうち、1点目の、現在、公園等において職員の巡回パトロールや委託業者による点検等において修繕が必要と判断されている遊具はどのくらいあるのか。また、修繕の必要があると判断された遊具や撤去された遊具への今後の対応について、町はどのように考えているかについてお答えをいたします。

議員の御質問にあります公園等につきましては、町が管理する都市公園と児童遊園地として捉え、お答えいたします。

まず、都市公園の状況でございます。

現在、都市公園として供用が開始された公園は11か所あり、それぞれの公園にジャングルジムやブランコ、木製アスレチック遊具等、全体で37台の遊具が設置されております。

これらの遊具につきましては、都市公園法施行規則第3条の2第1項第1号において「点検においては、1年に1回の頻度で行うことを基本とする」と規定されており、専門業者による点検を1年に1回、職員による目視点検については月に1回以上を目安として実施し、来園者の皆様の安全で快適な遊び場の確保に努めているところでございます。

専門業者による点検結果は、公園施設長寿命化計画策定指針による健全度判定の評価基準を用いて4つに分類されており、今のところ修繕が必要ないと判断されるものは「全体的に健全である」及び「全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している」に分類され、修繕が必要と判断されるものは「全体的に劣化が進行している」及び「全体的に顕著な劣化である」に分類されております。

2月に行った点検結果では、修繕が必要と判断される「全体的に劣化が進行している」に該当するものが8台、「全体的に顕著な劣化である」に該当するものが8台と、合計で16台の遊具について修繕が必要と判断されました。これらの遊具につきましては、劣化による木部の腐食やさびが大きな原因でございます。

修繕が必要となる遊具への対応につきましては、専門業者の点検結果による修繕計画を踏まえ、修繕、撤去、更新などの選択肢の中から最適な措置を講じてまいります。

また、既に撤去いたしました遊具の今後の対応につきましては、それぞれの公園の利用状況を踏まえ、検討してまいります。

次に、児童遊園地の状況でございます。

児童遊園地は町内に8か所あり、それぞれの児童遊園地にブランコや鉄棒、滑り台等の遊具を設置して、合計で25台の遊具がございます。

それらの遊具につきましては、職員の目視による点検に加え、専門業者による精密点検を1年に1回、定期点検を1年に5回実施し、子供たちに安全な遊び場を提供しております。

8月の定期点検の劣化診断評価結果において使用禁止、または、なるべく使用を控え、早急な対応が必要と診断された遊具はございませんでした。

しかしながら、部分的に劣化及び摩耗、全体的に老朽があり、計画的な修繕を要すると診断された遊具は9台ございました。その診断の主な理由は、さびの広がりや原因でございますので、今後、計画的に修繕を実施してまいりたいと考えております。

次に、2点目の第5次吉田町総合計画後期基本計画には、施策の方向性として、公共施設におけるユニバーサルデザイン化の推進を掲げている。使用制限や使用禁止のある公園施設について、修繕の予定や今後のユニバーサルデザイン化を町はどのように考えているかについてお答えいたします。

現在、使用制限や使用禁止にしております遊具等は17点あり、これらは青柳公園、大道公園、小藤路公園、西の宮公園、湯日川親水公園、大井川清流緑地の6か所でございます。このうち、本年度に小藤路公園をはじめとする5か所の公園において、7点の遊具等について修繕や撤去を実施する予定でございます。

また、ユニバーサルデザインにつきましては、全ての人に配慮し、建築、施設、製品、環境、社会の仕組み等をデザインしていこうとする考え方であると認識をしております。

全国的にバリアフリー化が推進される中、当町におきましても、吉田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を平成25年4月から施行しており、この基準を遵守することにより、公園におけるユニバーサルデザインの具現化がなされるものと考えております。

今後、新たに整備される都市公園はもちろんですが、既存の公園施設につきましてもユニバーサルデザインの理念に適合し、全ての方が平等かつ安全に公園施設を利用できるものとなるよう努めてまいります。

次に、3点目の第5次吉田町総合計画後期基本計画の施策、公園・緑地の整備と利活用の現状と課題において、「公園・緑地等の整備計画の立案や整備後の維持管理に、積極的に住民が参加する仕組みづくりを行うことが必要です」と記載している。

この仕組みづくりの一つとして、公園や緑地などに管理者の電話連絡先を示す看板を設置することで、住民が遊具の故障などを発見した際、すぐに連絡がつき、早期発見・早期対応することができ、それにより遊具の長寿命化につながると考える。公園等へのこうした看板設置について、町はどう考えるかについてお答えをいたします。

まず、看板設置状況でございますが、都市公園では11か所のうち7か所、児童遊園地につきましても8か所のうち3か所において看板が設置されている状況でございます。公園によっては職員が配置されているなど、各公園によって特色や環境に違いがありますことから、電話連絡先などを必要としないケースがございます。

そもそも、看板設置がされていない公園の多くは、町民の皆様にとって身近な公園でございますので、管理者が町であるということが容易に想定できるものと認識しております。

全ての公園等に連絡先を記載した看板を設置する必要性につきましては、看板設置に限らず、利用者に連絡先を伝えるための合理的な方策について今後検討してまいります。一部の児童遊園地につきましては、町有地ではなく、地元や関係者の御厚意で遊園地が存在している箇所もございますので、このような箇所におきましても地元関係者と協議が必要となりますので、それらも踏まえて検討してまいります。

都市公園や児童遊園地の維持管理につきましては、安全性確保と機能保全を図り、誰もが利用しやすく、愛着の持てる公園となるよう努めてまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、中田博之君。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

答弁ありがとうございました。

では、1点目から再質問させていただきます。

遊具についてですが、写真でも、資料のほうでもありますように、湯日川の遊具が故障して使えない状況になって非常に残念なことと思っていました。

全体を通してでも修繕が必要なものがあるということだったので、これらの遊具については、やっぱり子供たちが遊具を通して体を動かすことで、運動機能の向上や他者とのコミュニケーションを円滑に図る能力を身につけるなどの期待できる面や、公園を利用する幅広い利用者が集まるため、世代間や地域社会との関わりが生まれます。

そこで、ちょっと御質問なんですけれども、遊具についての有効性についてはいかがお考えですか。遊具があることについての有効性、どんなことが有効であるかということを知りたいです。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

遊具についての有効性というようなことですので、お答えしたいと思いますが、私の考えは、子供には学びと同じく遊びというものも必要だと考えている中で、学びと遊びの部分を遊具というものはかなえるものの一つであると思いますので、大変重要なものだと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

私もそのように考えていて、遊具というのは、やっぱりとても大切なものだと思います。

そこで、質問なんですけれども、やっぱり部分的な修繕が必要だということで、修繕の検討をされていくということだったんですけれども、いつ頃修繕が始まり、どのくらいの時期で完了するかというめどは立っていますか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

私のほうで所管していますのは都市公園で、11か所ということで、先ほど来、町長答弁にもありましたけれども、それのお話をさせていただきますと、先ほどの答弁にもありましたように、令和2年度においても7点、修繕、補修をするという答弁をさせていただいておりますけれども、令和2年につきましてはそういう状況で、長寿命化計画という観点があるんですけれども、町では都市公園については、トイレについてはそういう長寿命化計画という個別施設計画を持っておりますけれども、遊具等についてはまだ持っていない状況ですので、独自に町のほうで3年スパン、5年スパンということで予算を平準化しました修繕計画を持っております。今年、さらにつくろうとしておりますので、そういう中で計画的に修繕を行っていきたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

修繕をして、スパンを持って計画的に行っていくということで、今、壊れているものとかがだんだん新しいものになっていくということで捉えていいですか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

答弁の中にもございました修繕計画を踏まえまして、修繕、撤去、更新、あと3つ、4つ方法はあるんですけども、必ず補修に結びつくということではないと考えております。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 補修につながる、撤去もあるということですか。それとも、撤去してまた新しく更新していくということですか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

可能性としては撤去も否めません。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 遊具を撤去するということなんですけれども、私思うに、第5次総合計画後期計画の4年後の姿に、地域の住民や団体が身近な公園、緑地に愛着を持つことにより適切な維持管理が行われているとありますが、子供連れの若い家族も公園を利用しています。しかし、子供の遊具が少なくなり残念だという声も聞いております。

自分も、子供が小さい頃行った小藤路公園の遊具が故障して、今撤去されてありませんけれども、遊具がなくなれば、身近な公園に行く機会が減り、愛着が減るということも考えられるんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

遊具がなくなったからといって、今おっしゃったようなところに結果として結びつくばかりではないと考えております。

町長答弁にもありましたように、公園の利用状況を踏まえまして検討していくつもりでございます。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

今、小藤路公園で遊んでおられる御家族とかがいたときに、ちょっとお話したんですけども、やっぱり遊具がちょっとなくなってきて、やっぱり北区の防災公園、新しくできたところがとても遊具がきれいで、やっぱりそっちのほうが魅力的に感じるという声もいただいたんですけども、やっぱり遊具というのは、先ほどおっしゃられたように、学びとかの十分な有効性もありますので、ぜひ撤去するばかりではなく、そのニーズに合った検討をしていきながら、できるだけ遊具を残すような形にはできないでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 先ほどの答弁と重なってしまって申し訳ないんですが、利用者の声も聞きながら検討してまいりたいと思います。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

利用者の声を聞きながら検討していただくということで、やっぱり利用者の声を聞きながら公園の維持管理活動にも積極的に参加してくれる住民が、遊具があることによって増えることもあると思うので、ぜひその辺りはよく利用者の声を聞いていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 先ほど来、同じ質問になっていますけれども、質問変えてみてください。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

では、ちょっと質問を変えさせていただいて、点検など遊具の維持管理についてですけども、私が見て回った中で、大分古い遊具も見受けられました。

そこで、標準使用期間を超えた遊具について、遊具の使用材料や利用状況など管理方法によって劣化の進行状況は異なると思うんですけども、直ちに撤去するという必要性もないとは思いますが、その期間に相当、相応する劣化が進んでいるものと推定されますので、遊具の状況、状態、そして、あと設置期間、過去の維持管理の経歴を踏まえて、遊具の更新などを計画的にある程度できるのではないかなと思うんですけども、その辺りはどうでしょうか。

先ほど3年、何年ということで答弁をいただきましたけれども、その経過年数も踏まえて、そういう計画も立てられるのではないかなと思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

町長答弁にもありましたように、点検はしています。専門業者による点検、それには4つの基準がありまして、振るい分けがされていて、補修が必要なのは、ランクでいう3と4という悪いほうなんですけれども、そういうふうなのが16か所あるというような答弁をさせていただいておりますが、そういう点検結果に基づいて、業者は業者なりの補修案みたいなものも上げてきています。それを参考に私どものほうでは、先ほど申し上げました予算の平準化等も鑑みた中では、3年、5年のスパンの中でどれをどういうふうに修繕をしていくという計画を立ててやっていきますので、大丈夫だと思います。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

では、そのような計画ということでお願いします。

では、ちょっと次に、児童遊園地のほうなんですけれども、先ほど部分的な修繕が9台、計画的にされていくということだったんですけども、それも令和2年度中に行われるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

うちのほうの児童遊園地にある遊具は、町長答弁でもさせていただいたとおり、さびの広がりが必要な原因となっております。

当初は、さびなので、職員がさび止めだとかということを目前でやろうかなというふうに計画していたんですけども、そもそも子供さんたちが使う遊具にとっては、さびであろう

が専門の業者がしっかりとしたものでやらなければいけないというようなことも指導を受けましたので、また予算を確保しながら、うちのほうも計画的にやっていきたいと思います。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

分かりました。

では、2点目のユニバーサルデザインについてお尋ねします。

第5次総合計画後期計画のユニバーサルデザインの分野では、町づくりにおいては障害や高齢者の特性やニーズに対応しつつ、全ての利用者の視点に立って、妊婦、子供及び子供連れの人なども対象にしたさらなるユニバーサルデザインを進めるということですが、公園はまさにユニバーサルデザインが必要な分野だと思うんですね。

公園や児童遊園地などに行くと、やっぱり子供や高齢者、障害者など全ての人が安全で快適な環境の中で様々な体験活動を行う場でもあり、運動やレクリエーションを通して運動不足の解消や介護予防などもできる場なんですけれども、すみません。資料の中にある、この写真の中にある小藤路公園の園路の破損や、西の宮公園の園路が少し起伏、樹木の根っこがれんがを少し押し上げているところがあるんですけれども、そういった園路の修繕というのは予定はありますか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

先ほど来、遊具のお話をずっとしていたので、ちょっと公園施設ということと混同しているものですから、私の整理も含めましてお話をさせていただきますと、公園の中にはいろいろな施設がありまして、トイレですとか、今いった遊具ですとか、木もそうですね。そういうようなものがあるんですけれども、ユニバーサルデザインについては、比較的、トイレだとか園路とって歩くところ、そういうところには明確な何%ですよとかという勾配とか、そういう明確な基準があります。ですから、そういうところには、トイレだとか園路には進んでいます。明確な基準があるものですから。

遊具については明確な基準がありませんので、ユニバーサルデザインかというのはこれからのお話、取組としては本格的になるのはこれからの、それはもう全国的にそうだと私は思っていますけれども、そういう状況です。

今おっしゃったような、吉田町の公園の中に園路でちょっと根っこが持ち上げちゃって起伏があるようなところがあるというようなお話は、基準の範囲の中には入っていますけれども、実際、やはり車椅子の方ですとかお年寄りの方がつまづいてしまうようなことのないように対応していきたいと思います。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

対応していくということなんですけれども、実際、僕も小藤路公園の園路を見てみると、やっぱりかなり前から破損があって、年を追うごとにひどくなっているような感じなので、できる限り早く対応はしたほうがいいのではないかと思うんですよ。

やっぱり小藤路公園を歩く人の中には、やはり今言った障害を持たれた方やベビーカーを押す御家族もいるので、できる限り早い対応が望ましいと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

町長答弁にもございました安全性の確保と機能保全という観点から見れば、早めの対応を心がけたいと思います。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

じゃ、早めの対応をよろしくお願いします。

先ほど、公共施設個別施設計画のトイレのことにに関してなんですけれども、ユニバーサルデザインにも含まれているということだったんですけれども、トイレの中には30年とか40年、設置から時間がたったトイレもありますので、個別計画の中では経過に伴う故障等については事後保全により対応する、また、公園の長寿命化策定時に建物と併せて検討するということが書いてあるんですけれども、実際に長寿命化計画策定というのがいつ頃になるのか分かりますか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

長寿命化計画の策定のメリットというか必要性というものにつきましては、予算の平準化をしつつ、新しく造るんじゃなくて、今あるものをいかに上手に利活用していくかというところで、長寿命化計画という発想が出ていると認識しています。

その中で、吉田町ではまだ都市公園においては長寿命化計画は策定されていない状況です。というのは、長寿命化計画を策定して、例えば修繕に国の補助をいただきたいというようなときには、その長寿命化計画というのは必須になるんですが、吉田町の公園の中で面積案件ですとか補修費用案件で引かかるものが、もう少し国の風呂敷が大きいので、吉田町のほうがちょっと小さいところもあって、長寿命化計画というものを策定するメリットとってはおかしいですけれども、そういうものも薄い状況ですので、長寿命化計画に代わる、先ほど申し上げました個別施設計画をトイレだけではなくて公園の施設に充てて、当課のほうで考えて、3年、5年というスパンの中で修繕を行っていきたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

そうすると、資料の写真の中で、大井川の清流緑地のトイレなんですけれども、これがもう大分壊れていまして使えない状況になってはいますけれども、あれは大雨が降ったときなんかは、確か洪水があって大変になるから持ち上げていくということだったと思うんですけれども、これを撤去してユニバーサルデザインのトイレにするというようなことは、今のところ考えはありますか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

結論から申し上げますと、新しくユニバーサルデザインのトイレを設置するという計画は今持ち合わせておりません。

ちょっと長くなりますけれども、あそこの大井川清流緑地という特性というか性格を申し上げますと、国の河川敷に吉田町が占用という許可をいただいて整備をしまして、借りてい

る状態です。その状況の中で、議員のおっしやったように、大雨が発生したときには撤去なり転倒なり安全措置をなささいよという条件の下、許可されているものです。

おっしやったトイレにつきましても、そういう状況のものです。

また、あそこになぜトイレをそういうトイレを置きましたかという、やはり手を洗ったりですとか流したりするには水が必要である、排水先が必要であるというようなことなんですけれども、あそこにはそういう施設が備えてありませんので、あのトイレは循環式といって、汚れた水をきれいにして、手洗いに使ったりだとか流すのに使うというような、当時で言えば画期的なトイレでございました。それで設置をしたいきさつがあると聞いております。

そのトイレが故障によって使えなくなったことによって、今あそこは使用禁止にさせていただいて、大変申し訳ないんですが、仮設のトイレということで、あそこにトイレを別に設置をさせていただいているという状況でございますので、ちょっと繰り返しになりますが、新しくユニバーサルのトイレをあそこに設置するという計画は、現時点では持ち合わせていないということでございます。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 公園というのは誰しもが使う場所なので、なかなか仮設トイレではしにくいということも考えられますので、今後、個別計画の中でそういうことの計画がありましたら、できるだけ早い段階で設置していただきたいなと思います。

次に進みます。

先ほども答弁にありましたように、遊具のユニバーサルデザインというのがあったんですけれども、やっぱり撤去したときなどに、そのタイミングでユニバーサルデザインの遊具を入れていくということも考えられると思うんですけれども、そういうタイミングでユニバーサルデザインの遊具を入れるというのはありますか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

大分、遊具に対してのユニバーサルデザイン化の風が吹いているというか、そういうところになってきているとは、私、認識していますが、具体的にどういうものなんだというイメージがちょっと湧かないので、逆に教えてほしいのは、中田議員の中でユニバーサルデザインの遊具というのはどういうイメージをされているかというところを、もし教えていただければと思います。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

例えばですけれども、ちょっと伝えるのが難しいんですけれども、砂場ってあるじゃないですか。砂場というのはよく、しゃがんで砂場としてやっている姿を想像できると思うんですけれども、例えばその砂場を底上げして机のような感じにしまして、車椅子の人がその中に入って、車椅子の状態ですら遊びができるとか、あと、ジャングルジムなんかも勾配をつけまして、普通の健常者は下のほうから上がっていける、体のちょっと不自由な方は、勾配のちょっと高台のところから楽をして頂上に行くようなイメージをしていただければいいと思うんですよ。

やっぱり健常者の方も遊具で楽しめるし、体の不自由な方も同時に遊べるというのがユニバーサルデザインの遊具の定義だと思うんですけども、それで理解していただけるでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

イメージはできました。例えば滑り台なんかも、そのところまで車椅子で行けて使えたらいいなというようなイメージかなとも思います。

吉田町の公園の中でそういうところがまだありませんが、先ほどの答弁にもありました利用状況を見て検討していくということの中で、イメージ的には、やはり大きな公園にそういうようなものが比較的合うのかなと、小さな公園というよりも大きな公園かなというイメージはします。

ただ、それはまだ何も言えない状況ですので、先ほど来、お話をさせていただいたように、究極の目標としては誰もが使えるというところは分かりますので、そういうことも頭に入れた検討をしていきたいと思えます。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

ぜひ検討していただきながら、ユニバーサルも今後進めていっていただきたいなと思います。

次に、3番目なんですけれども、看板の設置についてですけれども、前向きな検討をしていただけるような答弁をいただいたと思うんですけれども、私、なぜこれを先ほど申したかという、やっぱり資料の写真にあるんですけれども、湯日川の親水公園、ねじが抜けそうで危険な遊具が散見されたんですよ。見て、あって、これはすぐに電話連絡とかしたほうがいいんじゃないかと思って周りを見ましたところ、そういう連絡先というのがすぐに見つけれなかったのも、もしできたら、こういう電話連絡先みたいなもの、すぐに分かるものがあればいいなと思って、今回、一般質問で使わせていただいたんですけれども、やっぱり遊具とか事故が発生するのもあるんですけれども、こうした遊具の不具合でけがをする危惧を抱いて、そのときに連絡先があればいいと思ったことで、公園を利用される方が遊具の異常にいち早く気づき、連絡することで、修理のコストや事故の発生を防げるのではないかと思います。また、自分が公園に連絡して携わっているということで、公園への愛着にもつながるのではないかと思います。一般質問としてさせていただいたんですけれども、そういった電話連絡先、先ほど答弁いただいたんですけれども、電話連絡はできるということでしょうか。電話連絡先ということで。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

私どもが伝えたかったのは、看板設置に限らず、利用者に連絡先を伝えるためには合理的な方法を検討してまいりますというような答弁をさせていただいています。ですので、イコールすぐ看板を設置するよということではないです。

例えば、合理的な方策とはどういうものなんだというところについては、物理的に現地にそういう看板ということと併せて、それを例えばハードだとすると、ソフトの面では、ちょっとイメージの話で大変恐縮ですけども、今、ICT、そういうものが進んでいますの

で、QRコードなんかを使ってすぐに連絡先が出るだとか、そういうようなことも視野に入れて進めていきたいなどは思っておりますが、看板イコール連絡先の看板をすぐ設置するという答弁ではありません。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

すみません。ちょっと勘違いしていました。

でも、今おっしゃられたように、QRコードとかそういうのを使って、いろいろ合理的な方策を考えていただくということはあるがたく思っています。

では、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針の中で、事故が発生した場合、公園管理者への迅速かつ的確な連絡体制が今できているのかというところで、例えば遊具で遊んでいて事故が起こった場合、公園管理者への連絡というのはどのように対応ができるかというのをお聞きしたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

少し風呂敷を広げますと、全国的な話で、例えば何かの遊具で事故が起きたということになると、もう静岡県から町へすぐ、ぼっと広がってきまして、すぐそういう遊具がないかというような話の中で情報提供がされて、私どももパトロールにすぐ出かけます。そういった意味では、連絡はしっかり取れているのかなと思っておりますし、片や、町の中でそういう事故が発生したというときには、土日祝日、夜にも限らず、すぐ電話が守衛さんですとか担当のところに入りますので、早急な対応が可能だと考えております。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

分かりました。

では、最後に、やっぱりこういった公園や児童遊園地、緑地も含めてなんですけれども、住民や町を訪れた人に憩いの場として利用されているというところがあるんですよ。

ほかにもまた、移住者へのアピールにもつながるので、今後も魅力的な公園づくり、計画を立てて検討していただきたいと思いますと思ひまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 以上で、4番、中田博之君の一般質問が終わりました。

◇ 山 内 均 君

○議長（増田剛士君） 続きまして、9番、山内 均君。

〔9番 山内 均君登壇〕

○9番（山内 均君） 9番、山内 均でございます。

私は、通告したとおり、2つの質問をさせていただきます。

1つ目は、下水道事業に係る税負担の不公平の解消について、2つ目は、大規模地震に備える浄化槽への対応ということで、質問させていただきます。

まず1つ目、下水道事業に係る税負担の不公平の解消については、町全体を俯瞰して見ると、公共下水道事業は、住吉地区、片岡地区に集中している。

平成2年度から事業が始まり、約30年でおよそ230億円、1戸当たり約850万円の事業費が費やされた。しかし、北区地区や川尻地区、事業計画区域から外れた地区は負担のみで受益はない。9月の一般質問では納得いく回答が得られなかった。

以下、質問をします。

1、令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計の決算、歳入総額12億5,000万円に対し、収入では分担金及び負担金1,038万円、使用料及び手数料は8,526万円、諸収入790万円、計1億350万円、その他は一般会計繰入金や国庫補助金等である。

不公平性が存在すると思うが、認識は。

2、下水道事業に係る計画区域内と計画区域外の税投入の不公平完全解消のための考えと対策は。

2つ目です。

大規模地震に備える浄化槽への対応について。

国土交通省のホームページには、近年の大規模地震と下水道施設における被災事例が示されている。

兵庫県南部地震では642億円、新潟県中越地震では205億7,900万円、能登半島地震では18億8,200万円、新潟中越沖地震では62億300万円、東北地方太平洋地震では3,500億円、記憶に鮮明な浦安市での被害想定額は191億円が示された。

なお、ライフラインの応急復旧状況は、浦安市においては、ガス11日後、水道27日後、下水道36日後が記録された。

一方、浄化槽の被災は、東日本大震災の調査では、全損は3.8%、これは震度6弱以上、または津波被害地域の1,099基を対象という調査結果、以下、質問をする。

吉田町でも被害想定は必要と思うが、町の考えと想定は。

2、大規模地震に対する基金等への対応は。

3、上記全損の場合を試算すると、1,099基掛ける3.8%、42基です。浄化槽設置費用を103万円としても、42基掛ける103万円で4,326万円となる。下水道と浄化槽を比較すれば、下水道事業から浄化槽への事業転換への見直しは考えなければならないと思うが、町の考えは。

以上、答弁をよろしくお願いします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 1つ目の下水道事業に係る税負担の不公平の解消についての御質問のうち、1点目の令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計の決算、歳入総額12億5,000万円に対し、収入では分担金及び負担金1,038万円、使用料及び手数料8,526万円、諸収入790万円、計1億350万円、その他、一般会計繰入金や国庫補助金等である。不公平が存在すると思うが、認識はにつきましては、どのような不公平が存在するのかという明確な記載がございませんでしたので、お答えすることができません。

つきましては、2点目の下水道整備に係る計画区域内と計画区域外での税投入の不公平完全解消のための考えと対策はについてお答えいたします。

下水道は、汚水の収集・処理という機能を有し、生活環境の改善や公衆衛生の向上、さらには河川、海域等の公共用水域の水質保全に寄与する施設であり、住民の皆様の日常生活や社会経済活動を根底から支える社会資本の一つでございます。

このため、道路、河川などと同様に、国土交通省の社会資本整備総合交付金の交付対象にもなっており、この交付金を受けて施設整備を進めているところでございます。

また、下水道は、都市施設として都市計画法第11条第1項第3号に規定されているものであり、都市計画基準を定める同法第13条第1項第11号におきましては、市街化区域及び区域区分が定められていない都市計画区域については、少なくとも道路、公園及び下水道を定めるものとされており、下水道は道路、公園と同様に、都市計画に基づき整備を進めている都市計画事業でございます。

この都市計画事業につきましては、都市計画税だけではなく、その他の税金も充当して実施するものでございますが、下水道事業につきましても同様でございます。

なお、さきの第3回議会定例会の一般質問でもお答えいたしましたとおり、都市計画税につきましては、下水道事業だけを目的とするものではなく、都市基盤整備全般の財源となるものであり、都市計画事業がもたらす一般的な受益に対する負担であることから、全ての納税者に対し、全く平等な受益を与えることはできかねる性質のものでございます。

また、下水道事業に関しましては、受益者負担金制度を設け、供用開始区域内の土地を所有する方から、建設費の一部を負担金として徴収しておりますが、これらの方からの税も含む中で浄化槽設置費補助金や衛生センター維持管理費用を賄っておりますので、税投入の不公平が存在するとは考えておりません。

また、どのような状態をもって、議員の御質問にあります不公平完全解消となるのかが不明であることから、その対策についてはお答えすることができません。

続きまして、2つ目の大規模地震に備える浄化槽への対応についての御質問のうち、1点目の吉田町でも被害想定は必要と思うが、町の考えと想定はについてお答えいたします。

現在、町では、計画期間を平成29年度から令和3年度までの5年間とする吉田町下水道総合地震対策計画を策定し、下水道施設の地震対策を進めております。この計画におきましては、吉田町地域防災計画において示される南海トラフ巨大地震及び吉田町津波ハザードマップに想定される明応東海地震津波に備える対策を計画しております。

なお、この計画では、管渠につきましては、重要な幹線等の流下機能を維持するとともに交通機能を阻害しない性能を、処理場につきましては、速やかな機能回復を可能とする性能を確保することを目標としております。

今年度も当該計画に基づき、既設管路耐震補強工事及び反応タンクの耐震補強工事を実施しておりますが、今後は自家発電設備の設置及び仮設ポンプの備蓄を予定しており、災害時におきましても、前述しましたような性能を確保できるよう努めているところでございますので、被害額についての想定は行っておりません。

次に、2点目の大規模地震に対する基金等への対策はについてお答えします。

1点目の御質問でもお答えいたしましたとおり、大規模地震に対しては、管渠につきましては、重要な幹線等の流下機能を維持するとともに交通機能を阻害しない性能を、処理場に

つきましては、速やかな機能回復を可能とする性能を確保するよう対策に努めており、被害額についての想定は行っておりませんので、下水道事業に関する基金等による対策は考えておりません。

次に、3点目の上記全損の場合を試算すると、1,099基掛ける0.038は42基、浄化槽設置費用を103万円とすると、42基掛ける103万円は4,326万円となる。下水道と浄化槽を比較すれば、下水道事業から浄化槽への事業転換への見直しは考えなければならないと思う。町の考えはについてお答えいたします。

議員が独自に試算しております浄化槽が全損した場合の費用につきましては、前提となる被害地域全体の浄化槽の数が不明であり、調査対象となった施設の1,099基のみの全損割合による試算となっておりますことに加え、浄化槽本体のみの全損割合に基づくものとなっております。配管等附属施設及び汚泥処理場の被害分及び応急修理が必要であった28.4%分の算定も含まれておりません。

このため、試算された数値は、単純に下水道との比較数値として採用することができるものではないと考えております。

また、1点目の御質問に対しお答えいたしましたとおり、大規模地震及び津波による災害に対しましては、下水道施設の機能維持等に向けた対策に努めているところでございますので、下水道の施設が全損した場合の試算は行っておらず、全損の場合の試算に基づく下水道事業から浄化槽事業への転換は考えておりません。

しかしながら、さきの町政懇談会でも御説明いたしましたとおり、今後、下水道の整備を予定している下水道全体計画区域につきましては、既存施設の有する能力や投資効果を考慮した上で区域の縮小を検討している状況でございます。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今、答弁をいただきました。

まず一つは、残念ながら、ここに私が一番最初に入れた住吉地区、片岡地区に下水道が集中をしていて、そこに300億円以上の金がかかっているということです。しかし、北区や川尻地区や事業計画区域に外れた区域は負担のみで受益はないと。現状ですよ、これは。

そこをもって、私はやっぱり税の負担、税負担の不公平感があるのではないかということなんですけれども、それに対する答弁はどうでしょうか。それでも同じ答弁をなされますか。

課長、大丈夫ですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今、町長答弁があった内容になります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私が言ったのは、住吉、片岡地区に集中をしている。その中に300億円を超える金額がかかっていると、その他の地域、そこには負担だけで受益がないんですよ。

ということなんです。その現実的な、物理的な現象に対してはどういうふうな答えをいただけますか。

分かっている人がやっていただくとありがたいんですけども、理事はどうですか、その辺。ちょっと継ぎ足すことはできませんか。急に振ってすみませんけれども、ちょっと我慢してください。

○議長（増田剛士君） あなたが指名することじゃないです。

○9番（山内 均君） いや、違う、違う。

○議長（増田剛士君） 課長が手を挙げていますので。

上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

もともとこの下水道事業、平成2年頃から始めて、そもそも平成の初めに汚水処理として、きっかけはアンケート調査で下水道という話になったんですけども、そもそもでいけば、この下水道事業は国として進めている話であって、今ある、その当時で言えば単独浄化槽でずっと町でいくか、環境対策として、国の国策としてやっている下水道事業でいくかという判断をしたのが、その当時に判断した。

当然、吉田町全体として920ヘクタールやるために始めたものであったんですけども、現状、今このような状況になっているために、区域としては370ヘクタールの区域までしかいない状況になっている。現状そうなっているものになって、その920ヘクタールできるのであれば、それが一番理想ではあるんでしょうけれども、なかなか現実的ではないので、今こういう状況になっているとは思いますが。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私の質問に対しての回答にはなっていないですね。

それと、今言われた、私は町長にお聞きをしたんです。町長に。

その中で、町長のほうからこうやってくれたときに、私が聞きたいのを、もしああいふ形の答えしか出てこなくなったら、吉田町みんなそういうふうに考えているんですかという質問なんです。その辺はどうなんですか。答えていただけることできませんか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の質問というのが、私、頭が恐らく劣化しているものですから、分からないと思うんですけども、議員の質問は分からないんですよ、はっきり言って。何を言っているのか。

もちろん、言語不明瞭、意味不明瞭なところがございまして、非常に分からない。だから、我々に分かるように、答えを引き出すためには分かるような質問をしていただかないと、分からないんですよ、はっきり申し上げて。

議員の質問は一概にそういうところがございまして、ぜひともその辺のところについてお認めいただいて、我々に分かるような質問をしていただきたいと思います。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 質問のところに、1戸当たり約850万円の事業費が費やされていますよと、それは分かりますよね。分からないですか、本当に。

私、吉田町のために言っているわけですよ。

こんな話したくないんだよ。

○議長（増田剛士君） 質問にはなっていませんけれども。

○9番（山内 均君） 何で。

○議長（増田剛士君） もう一度ちゃんと質問。

今、ここ読み直ただけです。

○9番（山内 均君） 質問してあるとおり、1件当たり平均すると850万円かかっていますよと、税の負担を全部含めて。そして、これから聞きますけれども、そのときに外れた区域は一銭もかかるとなくて、全ての家が全部払うだけですよという話なんです。これは分かりますよね。

○議長（増田剛士君） 現状ね。

○9番（山内 均君） そこは分かりますよね。

そういうことなんです。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員が言っている、単純な話、質問の要旨で言っていることなんですけれども、これ単純に投入されたものを、単純に除しただけのことでしょう。

○9番（山内 均君） そうですよ。

○町長（田村典彦君） それでもって、何を答えるというんですか。それが分からないんです、はっきり言って。

○9番（山内 均君） 受益の負担がないですけども、どう考えていますか……

○議長（増田剛士君） 発言を求めてください。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 受益の負担の関係がここでは成り立っていませんよと、分かりますよね、そのぐらい、それは。

それはどういうふうに考えますかということなんです。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） その質問については、町長答弁のほうで、(2)のほうで我々は答えているつもりでございます。

(2)の質問、先ほど町長が申し上げた質問で答えております。

あと、念のため申し上げますと、この1戸当たり850万円と要旨のところを書いてありますが、この数字も我々は違うと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私がずっと一貫してやってきたのは、町の公開条例から取ってきた、ありますよね。下水に関する。そのやつに347億と書いてあるでしょう。浄化槽の部分、全体じゃないですよ。230幾つだったかな。その中の金額がかかっているのは、ここしかないじゃないですか。違いますか。

理事、違いますか。数字ちょっと分かる人でやってほしいんですけども。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 以前の議会でも答弁したと思いますが、正確な数字、私、手元に持っておりませんが、議員は確か建設費と公債費も全部含めてやって、二重カウントになっていると、そういう答弁を我々はしております、そのときに。

その誤解をまだ議員は全然、それについて御理解いただいていないと我々は考えております。

さらに維持管理費も入った数字だと考えておりますので、この 850 万円というのは完全な間違った数字だと我々は考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9 番、山内 均君。

○9 番（山内 均君） 全体にかかったやり取りだと、物すごくもっと全然かかりますよ。見ていただければ分かると思いますけれども、私はその数字がどうのこうのじゃなくて、そこに特化するんじゃなくて、そういう形を公平である、当然、そういう形を取っていただけませんかということです。

議長、9 番。

これちょっと時間かかってくるから、後へ進めなくなるものですから、ちょっと 2 つ目を先にやらせてもらいたいんですけれども、よろしいですか。

大規模地震に備える浄化槽への対応についてということです。

ちょっと切り替えてください。

ここに書いてあるとおり、各、これは国交省が公表をしている数字です。国交省のホームページからも出ていますし、国交省のほうでの全損の 3.8%を、2 枚目の資料、一番下の資料です。2 枚目にありますね。

実はこの 2 枚目の地震による被災に関しては国土交通省が出した、環境省じゃないですよ。国土交通省が出した資料です。その下に、浄化槽の被災状況で、東日本大震災における被災状況です。それが国交省では 3.8%全損です。

合併浄化槽、浄化槽の全損というのは、槽にひびが入っただけで全損です。使えませんから。補修できませんから。そういうことです。

それはいいですよ。

そういうものが約 3.8%ですと、約 1,100 の中で 42 基、そのくらい合併浄化槽の効果があるということです。

理由を言いましょうか。

合併浄化槽は地中に埋まっているものですから、一緒に動くんです。そのときにそこには、要するに我々モーメントと言いますけれども、ねじれが発生しないものですから壊れないんです。多分、皆さん分かると思いますけれども、トンネルは壊れたところ見たことないでしょう。あれはそういうふうに計算されているんです、あれで。全部、軸方向に直角な力がいくように。ということと同じように、合併浄化槽、地中に埋まっているものに関してはそういう形で、地震の影響は非常に少ないんです。

それが国交省が示している数字です。

私はその中で、そういうものについて、もっと下水のこういう国交省が調べた大きな数字が出るのを含めて、合併浄化槽であればそういう形が反映されますよと、それがこの 2 枚目の数字の合併浄化槽の国交省の表現です。

それはいいですね。

私はその中で、そういうふうな形で大きな地震が来たときに、そういう備えと同時にそういう、物理的な備えをしてくださいね、しておかないと駄目じゃないですかということなんです。

だから、そういうことです。それは分かっていますか。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 町長答弁でお答えしましたように、議員は下水道については金額で言って、浄化槽については率で言っています。被災率という3.8%を持ってきて。

ただ、その前提となる浄化槽の基となる数字が分からないんですね、金額が。なので、我々比較のしようがないと思っています。

浄化槽に3.8%という全損の割合を出しておりますね。おっしゃっていますよね。

一方、今、議員がお示ししたその資料では、東北地方太平洋地震の下水道の被災率は1%なんです。そういう意味から、被災率という比較であれば下水道のほうが低いという資料を議員はお出ししていますので、我々はそういった意味で、浄化槽のほうが有利で、下水道のほうが不利とか、そういったことのデータは何かお示ししてあって、逆な資料を議員は提出されているんじゃないかと、このように理解しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） そこに資料ありますよね、国交省の資料。

この資料は、国交省が調べたのは、下水道ごとに復旧させるための費用なんです。それは説明をしたとおりです。そうですね。

それと今の答え、また違ってくるでしょう。

その中で、そういうものに関して、やっぱり準備をする必要があるんじゃないですかということなんですよ。

来れば分かりますけれども、そのときに、やっぱり私はこう言った以上はもう想定外じゃなくて、計画されたものとして頭の中で試算をしてはいかがですかと、まずいんじゃないですかという話なんです。そのほうが町を存続するためには必要じゃないですかという話なんです。

それはいいですか。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） もう何回も繰り返しになって恐縮ですけれども、町長答弁で申し上げたとおり、我々が取るべきことは、その下水道について耐震化を図って、こういった大きな地震にも備えることをやると、こういうのが我々の方針でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内ですけれども、その答えは私の中で想定をしていました。間違いなく。

今、ここにこういう写真があります。初めて見せますよ。もう10年たっていますから、もういいでしょう。

これは南相馬市の現状です。地震が起きたときの。

もうこれ近くで見てもらうと分かるんですけども、これ見たことありますか、こういう写真。ないでしょう。これは自分が撮ってきた写真です、現地へ行って。

この橋のたもとから約1キロ先が、この湖の向こうです。もともと陸地です。その陸地の写真も撮ってありますけれども、それがこういう状況になるんです。こうなったときには、副町長言われた下水道の被害想定はどうしてありますか。海の中ですよ。

それと、それは国のほうとしては、絶対に官僚の人たちがやることは、その予測をもって、そのくらいのやつが出てくるよという話なんです。

そうでないと、こういう、これいいかげんじゃないですよ。私回ったやつですから。撮ったもので、自民党のあれからもらった本の中に書かれているわけですから、そういう意味で、私の中では準備をしてくださいねということなんです。

でも、準備をする必要はあるでしょう。そう思いませんか。

○議長（増田剛士君） 議員、質問をお願いします。

○9番（山内 均君） してるじゃない。

○議長（増田剛士君） 今のは……

○9番（山内 均君） ちょっと待ってください。ちょっと待って。

だから、ずっと言っているように、だから全然答えが違う中に、こういう危険性を感じませんかということなんです。危険性は感じませんか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

町長答弁の中にもありましたように、下水道総合地震対策の中で、津波に対する対策と南海トラフに関わる地震に対する対策を下水道について、今示した写真がちょっと何か分からないんですけども、液状化なのか浸水……

○9番（山内 均君） 地盤の沈下による……

○議長（増田剛士君） 勝手にしゃべらないでください。

○上下水道課長（山脇一浩君） その下水道の地震対策として、液状化対策、津波対策として、浸水対策についても下水道の総合地震対策計画に基づいて実施しているものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今のもう一回説明すると、また後で見させていただきますけれども、これが1キロ先がずっと海なんです。90センチの地盤沈下起こして、海の中に入っちゃっているんですよ。

現実的には半分くらい戻ってくるとは、勉強会の中で聞いていますけれども、そういうことが起きるものですから、そういうものの、大きな被害が想定されるものですから、そういう被害に対しての、やっぱり準備をしなきゃいかんじゃないですかということなんです。

その金額が、さっき示したとおり、よく分かっていた191億、浦安ですね。皆さん、お台場のところで地盤沈下したやつ、知っているでしょう。あれがそのくらいかかるんですよということです。浦安の規模という吉田町と大体同じ面積です。人口規模は違います。

そういうことですがけれども、その辺を理解をしてもらって、ちょっと納得できるような答弁をしてほしいんですけども、どうですか。そういうことのやっぱり危険性に関しては、当然感じていますよね。

○議長（増田剛士君） 議員の質問は、そうした危険性を予測できるので、町はどうしていますかということですか。

○9番（山内 均君） 書いてあるとおりです。

○議長（増田剛士君） そういうことだそうです。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

繰り返しになってしまいますけれども、そのために液状化対策、浸水対策として機能が確保できるように実施しているものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） ちょっと理事にお聞きをしたいです。土木工学の専門として。

今の言った液状化対策、液状化の対策としてやるんでしょけれども、液状化というのは、もっと大規模なものが起きてくる、そういう心配をしているんですけども、液状化に対する国の考え方というのはどういう考えを持っているんですか。

例えば、液状化というのは地盤沈下起こしながら、そこに対してライフラインを全部破壊していきますよといったときに、そういう破壊するエネルギーが液状化なんですよね。そういうものをもっと真剣に、もっとしっかり考えなきゃいかんじゃないかと思うんですけども、液状化というのは、我々がここで考えるよりももっとすごいと思うんですけども、理事の考えで、液状化に対するそういう警告のようなものというのはいないんですか。

○議長（増田剛士君） 理事、松原克彦君。

○理事（松原克彦君） 理事の松原でございます。

今お話にございました液状化ということでございますけれども、いわゆる液状化と言ってもあれですけども、一般的には、例えばマンホールが浮いてくるとか、そういうことで一般の方には御理解というか認識されているような状況だと思えますけれども、そういうような現象が起きるようなものということで、地面の中の水が浮いてきて、それで上を向いてしまうというようなことございますけれども、それらにつきましては、いろんな各施設ごとに、土木施設なら土木施設ごとに液状化に対してどういう対策を取るか、耐震に対してどういう対策を取るかというのは、いろんなところで決めがありますので、それに基づいて行っていくというものというふうに私は理解しておりますし、この吉田町の下水道施設につきましても、そういうものを検討した上で、先ほど答弁の中でもありましたとおり、検討して対応してきているというところと認識しておりますけれども。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今言われた液状化に関しては、よく原理としては分かりますよね。

そして、もう一つ、下水に与える液状化の問題点というのは、下水道というのは中を流しますから、100分の1くらいの勾配でずっと設計されているはずなんです。そういうのが瞬間的に狂ったときに、1か所狂うと全部やらないかんですね。それが私の言っている、その

ときすごいお金がかかりますから、その準備をしておく必要があるんじゃないですかということなんですけれども、それはどうですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

液状化対策については、神戸の地震があった以降については、液状化対策に対する対応をしているので、マンホールの浮上防止だとか、管がどうこうという耐震性を有しております。

それ以前のものについては、下水道総合地震計画の中で、マンホールの浮上防止、管の接ぎ手で耐震性を保つというもので、今、整理というか耐震化を図っているものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今の回答で、こういう海の中に沈んだとき、海の中に沈んでいくんですよ、敷地全体が。これが南相馬市です。東日本大震災で55キロの地盤が動いたときに、全体が90センチ沈んだんです。全体ですよ。すごいことが起きるんです。吉田町でいうと、恐らく住吉から向こうじゃないですか。

中には、浮き上がるんじゃなくて地盤沈下したよという人が意見なんかでも書いてあったものですから出したわけなんですけれども、そういう中での、なかなか調査はできないはずなんですよね。

海岸線、要するに、今言った液状化が起きやすい海岸線は、全部こういう形になる可能性があるということなんです。そんな中で大変なことが起きたときに想定をしましょうということなんです。

その辺は、やっぱり準備する必要があるとは思うんですけれども、どうですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

そのために下水道総合地震対策の中で液状化に対するPL値、液状化に対する数値を用いて、耐震性を見て実施しているものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 耐震化のやつは十分やっていただきたいと思います。

ただ、その中で、具体的に聞きますね。

2009年8月11日、吉田町に震度5弱の地震が起きたことは、皆さん知っていますよね。分かっていますね。

そのときに、浄化センターで外の水槽にひびが入ったり、建物の鉄骨の柱が建物から離れたり、あと、中の水槽の補修があったり、あったでしょう。そのときは多分、今、課長はいないかもしれないんですけれども、そのときにどのくらいの費用がかかったという記録をお持ちですか。浄化センターに対して。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

浄化センター、今、自分が知っている範囲では、処理場の外階段が外れて、撤去をして500万弱かかっているということは認識しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 水槽に関してはどうですか。

記録的にはないですか。調べてほしいとは言ったんですけれども。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 水処理棟だと思うんですけれども、被害はないです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 被害はあったんですよ。それは前の課長いるから分かるかもしれないんですけれども。

私が言いたいのは、そういうものを含めて準備をしましょうということなんです。その準備というのは耐震化でもいいんですけれども。

ちょっと邪魔しないで。

耐震化でもいいんですけれども、そういうものに関してはやっていただきたいということです。それは、私としての切なる願いです。言った以上、聞いた以上、どこかで考えていただきたいとは思いますが、その辺はいいですよ。考えていただけるということで構いませんか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

水処理棟につきましては、今それこそ耐震補強をやっている状況であります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） その中でそういう、私の言っている2つ目の質問はそういう地震に対しての、大きなものが起きますよ、その準備をしてください。

特に、先ほど言いました吉田町で2009年8月11日に起きたやつは震度5弱です。吉田町の最大想定は震度6強ですね、海の辺。地震の倍率はどのくらいになると思いますか、エネルギーは。誰か分かりますか。

○議長（増田剛士君） 議員、そこから浄化槽へどうつなげますか。

○9番（山内 均君） ちょっと待って、すぐつながるから。

分かりませんか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

震度階はちょっと分からないんですけれども、マグニチュードで言うと0.1で33倍だと認識しております。

以上です。

○9番（山内 均君） 0.1で33倍の……

○議長（増田剛士君） 一人でしゃべらないでください。

山内 均君。

○9番(山内 均君) 0.1の33倍、10乗なんです。海の上を。海上で行きますから、エネルギーは。10乗なんです。10の10乗ほどのぐらいになりますか。何万倍ですか、何十万倍ですか、ということが想定されるものですから、私はその心配をしているわけです。

それはちょっと調査してもらえればすぐに分かると思いますけれども、その辺の、いいですよ。答えはいいです。多分もう答えとしてはそれしかないんですから、その中でやってほしいと。

それで、今言った備えに対してはどうですかというものに関しては、やっぱり私としては、公共下水道の、そういう大きな、多分津波でやられるでしょう。そのときに下水道使えなくなりますよということなんです。その心配がどうしてもあって、そのやつのインフラの中に、さっき言った191億とかそういう値段が出てくるものですから、吉田町、可能性あるんですよ。本当に可能性あるんです。

さっき言った能登半島地震は、あれは多分、震度5強か6くらいです。6はいついていないかもしれないですね。そのくらいの数字だったんです。その中でやっていますので、その辺は議員の皆さんもしっかり自分のうちも準備しておいてくださいねということです。

それで、そのところはそういう形でちょっと、最初の質問の中での税の不公平感。

○議長(増田剛士君) 話はもう変わっているんですか。

○9番(山内 均君) 2番目はいいです。

1番目に入らせてもらいます。

税負担の不公平感についての話をしますけれども、先ほど町長が言われた分からないというのが非常に分からなくて、実はここに、資料、皆さんには、私、地図をつけましたけれども、ちょっと見ていただけますか。この地図です。

いいですか。

黒く囲ってあるのが、第1回の経営戦略会議の中に示された令和8年ですか、そこまで行くという過程での黒い線の枠内です。

具体的に言いますね。

その時に、黒い線の、今、片岡と書いてある数字が左側にありますよね。その右をたどっていくと、これが今で言うKOマートです。分かりますよね。KOマートから1軒、南に住宅があるでしょう。ありますよね。あの住宅は下水が通らない。だから、実際には合併浄化槽もやっていない。その中でそういうことが起きていったときに、この線の内側では、さっき副町長が数字の信憑性分からないと言っていたけれども、それもさんざんやっていますので、分からなくても前回のやつ見てもらえると分かると思うんですけれども、そのときに、この線の内側と中側で分かりません。

今ここにいる人たちは、間違いなく線の内側に陣取っています、頭が。それは分かりますよね。そうすると、内側から見たときには、こういうふうに出てくるでしょう、絶対に。

ところが。あの1軒南側の人のうちが、この人がもし本当に情報取ったら絶対怒りますよね。そう思いませんか。そういう意識は誰か持ち合わせませんか。

○議長(増田剛士君) 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長(山脇一浩君) 上下水道課でございます。

この沿線上で、道路で分かれている中と外という話だと思うんですけども、沿線上であれば、この通りの、今おっしゃっているK Oマートの南側にある家も、路線に整備されていれば、沿線上であれば事業納付金という形で下水道を取り込むことはできます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 図面の中でやってくださいと。

でも、分かるでしょう。分からないかね。

この中で、さんざんやってきましたから、1件当たり850万、もう一つ、その数字出します。町長、ちょっと待ってください。

今回、下水出てきましたよね。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の話は本当によく分からないです。

恐らく、私が頭が悪いからでしょうけれども、議員の質問を完全に一般化して言うと、要は、どれだけ金かかっても構わんから、吉田町全域を下水道でやれと、そうなれば基本的にみんな公平になりますよ、そうでしょう。

いや、しかし、議員の言っていることを、いわゆる完全に解消するには、全域を全部下水道でやれば、基本的には全部不公平なくなるでしょう、それを議員は言っているんですか。

しかし、そうならないと税の不完全のあれはなりませんよ、議員。

○9番（山内 均君） そうですよ。

○町長（田村典彦君） それを今言うんだったら、どんどんやれと言えればいいんじゃないですか。どんどん下水道を吉田町全域に、町が破綻しようが何しようがやれと言えればいいじゃないですか。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） その上に、町長、戦略会議の諮問をしていると言いましたよね。

そのときに中に書いてあるのが、浄化槽より下水が有利ですよと書いてあるじゃないですか。だったらやったほうがいいじゃないですか。何千億かかろうが。でも、そうじゃなくてということですよ。

非常に具体的に言います。

このときに、出ますよね、議案が。これが不公平感というところへ、感じることを言っていますので、いいですね。

1億3,300万かかっています。出ましたよね、1億3,300万。それで、課長の答えが何件目標にしているか。26件中19件、19件をつなげますよと。

もういいです。聞きたくないです。人の話をちょっと聞いてくださいね。

そのときに、13億9,000万を19件で割ると、1戸幾らになりますか。

〔「1億3,300万」の声あり〕

○9番（山内 均君） 1億3,300万、割ってみてください。1件700万ですよ。1件700万の整備をするということです。

それでやっていくと、それで例えば国が示した浄化槽で19件、もし100万かけてやっただとしても、これは全部国が出そうと言っている話ですから、そう言ったとしても、金額は

1,900万くらい。そこはいいですよ。そういう数字が出るみたいですね。ちょっと理事に聞きたいんですけども。

そういう数字を、それはそれでいいですよ。数字の計算に関しては。多分、数字ちょっと分かっていたかと思うんですけども、19掛ける100万。

○議長（増田剛士君） 計算式を聞いても意味ないと思いますので、ちゃんとした質問していただければありがたいです。

○9番（山内 均君） だから、今言ったじゃないですか。言っていませんか、1億3,300万が、1件700万かかりますよと、それに、19件に100万掛けて1,900万でしょう。そうでしょう。それだけ差があるということですよ。

それは分かっていますよね。分かりませんか。誰か回答できる人はおりませんか。間違っていますか。

○議長（増田剛士君） だから、何を言いたいのか分からないんですよ。

ですから、皆さん答弁に困る。

○9番（山内 均君） だから、最初から言っているのが、聞こうとしないからですよ。

不公平が存在していますよ。税負担の不公平がそこに存在するじゃないですかということですよ。分からない、本当に。分かっほしいと思うんですけども。

例えば、これを合併浄化槽でやったときに、1億3,300万が1,900万で済んじゃうということですよ。そこにはどうしたって比重があるでしょう。私言っているのは、その比重です。分からないとしたら残念ですけども。

それはわかりますよね、今の数字に関しては。現実的な数字に関しては。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 今おっしゃったのは、1件当たりつける浄化槽の設置費と、今回補正でやった1戸当たりで換算した場合の数値のことをおっしゃっている。

○9番（山内 均君） そうです。

○上下水道課長（山脇一浩君） 分かります。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） それは分かってもらわないと困るんですけども、それから、もっと私の言いたい決定的なこと、ここに戦略会議の11月18日に頂いた資料、誰かお持ちですか。持っていますよね。持っていませんか、そこにないですか。

この資料の中に、これ拡大したものです。皆さん、これちょっと見ていただきたいです。

ありますか。この中に、左側に受益者負担金とあるでしょう。これは数字をしっかりと出していますので、ここで最後に紹介をします。最後じゃないな。

それで、受益者負担金を計算していったやつが、それがこの資料です。このもらった資料の中で、受益者負担金を見ていきますと、受益者負担金が0.8%、そして、下水道使用料が6.8%。

〔発言する人あり〕

○9番（山内 均君） 全体で7.6%、ここに総収入が12億5,400万円、やっぱり見れば分かりますけれども、そうして、その金額が受益者負担金と下水道使用料が9,530万円なんです。

地方債が、これでいくと2.6%、2億8,340万、これは町民の人たちが負担をしています。全員が負担です。

他会計繰入金、基準外と基準内合わせて52.1%、12億5,400万もかかると、6億5,333万4,000円が他会計、一般会計から入っています。6億ですよ。

国庫補助金が16.3%、2億440万円、これは全員が国から頂いているありがたいお金です。

これでいきますと、この数字を見ただけでも、12億5,400万円の中で、使用料が約1億です。こんなものです。全体を通して、大体7%から8%。92%は税と交付金です。それが、質問に書いてある一番最初の負担金と繰入金が入っていますよと、そこに税の不公平感が生じていますよということなんですけれども、それは分かっていますか。

話し聞けば分かるでしょう。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

議員がおっしゃることが理解できていないわけではないんですけれども、そのために経営戦略の中で区域とか料金について実施していますので、御理解いただきたいと思えます。

あと、併せて先ほどの単価につきましても、1戸当たりで換算していますけれども、850万というのが、建設費で言えば、実際519万円になるので、そこはご承知おきください。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 先ほどの中の数字の中でいきます。

それで、これ本当最後にします。

今、オアシスパーク皆さん知っていますよね。下水道区域外、あそこには、課長にちょっとお願いをしたんですけれども、合併浄化槽、何人槽が幾らくらいかかっているか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災公園の関係ですので、防災課のほうでお答えさせていただきますけれども、すみません、入っている人槽につきましても、25人槽と45人槽のほうが入っております。

ただ、すみません。金額についてなんですけれども、工事費の中に浄化槽のほうが含まれているものになりますので、個々当たりの金額というところは、すみません、把握していないところでございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私も、この町でもたくさんマンション造らせてもらいまして、そして、その中で2DK12戸、それが50人槽が入るんです。金額では、恐らく500万から1,000万です。

ところが、下水のときには、下水の加入料はもらっていますか。特別な500万くらいの金もらっていますか。徴収しますか。いないでしょう。

いるかないかだけ言って。もう終わっちゃうから。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） すみません。もう一度質問お願いします。

○9番（山内 均君） あそこの防災センターにかかっている費用、そういうものが……

○議長（増田剛士君） 発言を求めてください。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） そういうものがかかってくるんです。

そうすると、今言おうとしたマンション、たくさんあった。その中に、大体1軒当たり500万がかかるんです。北区にあるやつ3軒、ああいうのというのは恐らく1,500万ぐらいかかっているはずですよ。下へコンクリで、中心で高さ5メートルくらい。このくらいのやつ造りますから。それが現実です。私がやってきた現実です。

そうすると、例えば外では業者が払わないかん、1,500万円。下水道区域では、下水道つなげるから多分かからないんです。かかっていないでしょう。特別取っていないでしょう、500万とか。工場もそうですけれども、そういうものに関して、そこにも税不公平、結局は、下水は税金を導入していますけれども、一般のやつには投入していませんよというところに、税負担の不公平が出てくるでしょう。

それは分かりますよね。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課です。

下水道工事するときに、管渠の整備に対して受益者負担金を取っているものがそれに当たると思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） その話じゃなくて、受益者負担金じゃなくて、それからちょっと離れて。

マンションだけがそういうものがかかってくるときに、中と外ではそれだけ違いますよということなんです。

本来なら、下水道区域外は補助しなきゃいかんですよ。不公平を解消するのであれば。そういう意味で言ったわけですよ。その辺、大きな数字というか、数字の羅列になっちゃったものですから、なかなか分かりませんが、そういう意味で、下水道に関しては、私はあまりやることに関しては町長の反対で、私は反対をしています。北区の人たちもやっぱりそう考えていますけれども、その中でやっぱり一番いい方法、それを考えていただきたいです。ねということですよ。

何か最後ありますか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） すみません。1点確認させていただきたいんですけど、質問2つ目の、3つ目にあります下水道事業から浄化槽への事業転換の見直しはというのは、どこの区域を言っているのか教えていただきたい。

○9番（山内 均君） 町全体です。

○議長（増田剛士君） もう終わりました。

○9番（山内 均君） 町全体です。

○議長（増田剛士君） 質問を終わってください。

以上で、9番、山内 均君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を 2 時 55 分。

休憩 午後 2 時 4 3 分

再開 午後 2 時 5 2 分

- 議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は 13 名です。

◎議案第 105 号の上程、説明、質疑

- 議長（増田剛士君） 日程第 2、町長から、第 105 号議案 令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 9 号）についての 1 議案が提出されました。

これから、第 105 号議案 令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 9 号）についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

- 議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

- 町長（田村典彦君） 令和 2 年第 4 回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回追加上程いたします議案は、補正予算について 1 件でございます。

内容につきましては、第 105 号議案の令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 9 号）についてでございます。

本議案は、令和 2 年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,627 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 155 億 5,717 万 2,000 円とする補正予算をお認めいただくものがございます。

以上が上程をいたします 1 議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

それでは、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

- 企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第 105 号議案 令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 9 号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 9 号）の 1 ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,627万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億5,717万2,000円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおり、お認めいただくものでございます。

なお、今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の追加対策に係る予算を計上するものでございまして、今回の補正予算に計上しました事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業となるものでございますが、これまで皆様にお認めいただいております他の交付金事業の入札結果などの実施状況を踏まえまして、このたび臨時交付金を財源として活用できる見込みが立ちましたことから、本年度中に事業を完了するため、今回追加上程をお願いするものでございます。

それでは、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和2年度吉田町一般会計補正予算（第9号）に関する説明書の3ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

18款繰入金につきましては、1,627万4,000円の増額でございます。

これは、2項1目基金繰入金におきまして、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございまして、財政調整基金から1,627万4,000円を繰り入れさせていただくものでございます。これによりまして、令和2年度末における財政調整基金残高の見込額は、13億6,608万9,000円となります。

なお、今回の事業につきましても、一旦は財政調整基金を充てさせていただきますが、最終的には、3月に他の交付金事業と同様に財源振替を予定するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

2款総務費につきましては、810万8,000円の増額でございます。

まず、1項5目財産管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として購入する車両3台分に係る損害保険料としまして6万5,000円を増額するものでございます。

次に、6目企画費におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者等の新たな取組をサポートするアンテナショップ事業や、新たに起業を希望する方の取組をサポートするチャレンジショップ事業など、新型コロナウイルス感染症の終息後を見据えた新たなサポートの場として、移動販売車両としてトレーラーハウスを購入する経費として804万3,000円を計上するものでございます。

なお、このトレーラーハウスは、平常時にはにぎわい創出の施設として、そして、災害時におきましては、避難所や救護所において仮設の診療所、医療スタッフの待機所として活用するほか、今後、吉田公園の南に整備を予定いたします水防センターの機能の一部を補完する施設として活用しようとするものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

9款消防費につきましては、816万6,000円の増額でございます。

これは、1項5目災害対策費におきまして、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして各避難所へ防災備品等を運搬するための車両ワンボックスカー及び自走式トイレカーの車両購入に係る経費としまして、816万6,000円を計上するものでございます。

まず、各避難所への防災備品等を搬送する車両は、災害時においては、防災資機材等を備蓄しております吉田特別支援学校等から各避難所へ必要な物資を配送するため、配備するものでございます。

平常時においては、役場の公用車として、各課においてイベントや各種事業などの運搬車両として活用しようとするものでございます。

次に、自走式トイレカーでございます。

こちらは、災害時においては救護所や避難所の感染症対策としての分離可能な仮設トイレとして活用するほか、今後、吉田公園の南に整備を予定します水防センターの機能の一部を補完する施設として活用しようとするものでございます。

また、平常時においては、町のイベントや大会などで仮設トイレとして活用し、災害時のトイレカーの普及啓発に努めようとするものでございます。

以上が、第105号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第9号）についての内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 以上で説明が終わりました。

ただいま説明のありました日程第2、第105号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第9号）についての1議案の議案審議につきましては、この後、暫時休憩を取り、休憩中に全員協議会を開催し、議案の内容確認を行い、本会議再開後、質疑を行います。

なお、討論及び表決につきましては、本定例会最終日、15日の本会議で行いますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時47分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

日程第2、第105号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

これから第105号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。

引き続き、歳入は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑に至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

先ほどいろいろ伺って、自分としては、コロナの補助金を使うにちゃんとしたものかなというふうに受け取ったんですけれども、それで、そういう中でトイレカーが1台ということで、金額的にはかなり高いものですから、なかなか複数台は大変かと思うんですけれども、ですけれども、もし余裕があるようなら、どうせならということで1台じゃなくて……

○議長（増田剛士君） 議員、歳入に関してですけれども。

○10番（八木 栄君） 歳入か。ごめん。

○議長（増田剛士君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 私は、必要であれば、この3台購入することに対しては問題ないと思うのですが、購入の目的を聞いてみると、平常時がメインで、災害時というのは何か取ってつけたようなふうに聞こえます、私は。

そうしたときに、この車を買うということが第一優先なのか、ほかにもいろいろ案があって、今回はこれを選んだという話なのか。気持ち的には、より直接コロナに影響をするような事業にそのお金を使えばいいというのが、私の基本的な考えで、これしかなかったのかというようなどころなんですけれども。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、議員のほうからありましたように、にぎわいが主ではないかというところで、あとは取ってつけたということではなくて、当然にぎわいを、まずアフターコロナの関係を踏まえた中で、それと活用ということの二面性、多面性ということを考えてきた中でございます。

ただ、やはり地域経済の維持ということでの主眼を先に出してあるのは事実でございます。当然、その裏返しとして、災害時というのがあります。

今回、ほかになかったのかということでございますけれども、まず、実は1次、2次の計画、もう既に県、国のほうに提出させていただいたものについては、もう全て上げさせていただいております、これはちょっと優先度がほかのものよりは低いという判断の下、ちょっと置いていたというのが、まず一つあります。にぎわい関係のほうです。

そうした中で、先の見通しが立ったという中で、今回上げさせていただいたわけなんですけれども、実は当然、コロナ対策としてははすごく、こうしたものだけではなくて、やはり今

の現状であるとか、第3波が来ようとしているとか、いろんな影響というのがありまして、それについては、今度私たち3次に向けて、もう既に動いております、次の計画、3次の先行型を踏まえた中で、現在既に検討のほう入っておりますので、またそうした計画を踏まえた中で、予算を適時出していきたいというふうには考えておりますので、これは前回の1次、2次の分ということの中で出させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 3次に向けて、今計画しているということなんですが、この車は1次、2次に関して県の承認を受けているから買える権利は持っているという話なんですが、今からそれを、3次で計画しているようなことを今、県に申請して、追加で承認していただくということではできないんですか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

一応、その前のものについては、10月末で一旦終わっております、現在、3次の先行型に向けて今進めておりますので、今後、まだ提出はしていませんが、当然、やる場合は事前にこういうことをやっていきたいということで連絡をしながら、確認を取った中で進めていくというのが今後もやっていく形になりますので、まずは、当然コロナ対策というのを踏まえた中で、いろんな対策を講じていきたいというふうに思っておりますので、そうしたことで御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） これで最後にしますけれども、今、コロナのお金が余ったので買おうということなんですが、そういう国からとかの金がなかったとしても、この3台は町としてはどうしても必要な車であるという判断をしているということによろしいのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、今回コロナというのが一つはあるんですけども、当町としましては、まずトレーラーハウス等につきましては、にぎわい創出という中の観点の中で、にぎわい創出、いわゆる、これコロナとはちょっと外れていただきたいんですが、吉田公園も南側も含めて、今後、水防センターもシーガーデンシティ構想の中でにぎわい創出の場をつくっていくということを今、構想として掲げております。

さらに、小山城前もにぎわいの拠点の一つとしておりまして、そうした中で、ひとつこのトレーラーハウスを活用しながら、併せて起業者の支援、新規企業の支援ということで、企業の支援とか、あとチャレンジショップ、アンテナショップも含めて、そうしたにぎわいを創出していきたいというのはありましたので、当然これは別の、いわゆる地方創生の交付金であるとか、そうした別の交付金を活用して購入というのも、当然考えていきたいというものでございます。

さらに、防災関係につきましても、これは次年度以降にも水防センターのこともございましたので、防災時にも当然活用できるものですので、これは防災の交付金を活用して車両整備しようということで、これまで動いていたところです。

そうした中で今回、今までエントリーはしていたんですが、次年度以降に購入ということを進めましょうという中にいたわけですが、今回ちょっと見通しが立ったということで上げさせていただいたというのが実態です。

ですので、このコロナがなくても、コロナがなかったら買わないんじゃないかということでは決してございませんので、そうしたことで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今、そうした防災も含めてコロナ対策ということでお聞きをしましたが、各市町でもいろいろ創意工夫をして、この臨時交付金についての活用が考えられていますが、県も含めて、今、2次の国の補正の中で介護施設とか医療施設の職員に対して協力金5万円から10万円、こうした支給がされています。

こうしたコロナ対策ということであれば、今、補正の中で出ているのは物的な対策ということがかなりありますが、私やっぱり人的に町の学校の職員、あるいは保育園、あるいは放課後児童クラブとか、それから介護施設も含めて、そうしたところに職員の皆さんに対する協力金というものを、やはりこのコロナ対策の中で支給できないかというふうに考えていますけれども、そういうふうな人的なそうした対策というものは考えていなかったでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま福祉施設であるとかそうしたところの人的、金銭面も含めた支援というか給付ということをおっしゃられているかと思いますが、当然これは私どもも考えておまして、これを今、先ほど来からもちょっと申し上げて、大変申し訳ございません。今回の補正のところではないですけれども、今現在、そうしたのも踏まえた中でいろんな支援含めた、福祉施設も踏まえた中で、近隣市町の状況を見ながら現在検討をしているところですので、今回、この中でということではなくて今現在も進めておりますので、今後そちらのほうをやっていきたいというふうに思っておりますので、以上でございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

[発言する人なし]

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 先ほどは先走りましてすみませんでした。

トイレカーです。1台ということでしたが、町内4自治会あるものですから、できればそれくらい欲しいかなと自分は思うんですけれども、それがそこまでは予算的にも無理だよというなら2台ぐらいとか、やはり使い道というのはいろいろあると思うんですよ。本来はコロナ関係とか防災で使うかもしれませんが、何かイベントのときにも、どうしても仮設トイレなんかも設置もあるかもしれませんが、こういうものがあれば移動もできるし楽だなという思いもあります。

そういうことで、1台でなくちゃいけないんですかねという質問ですけれども、なぜ1台かということ。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

やはり今、議員おっしゃられたようにいろいろな使用等があるかと思しますので、現在、町のほうで考えさせていただいているところは、避難所等のところでも置くというようなことは想定はさせていただいておりますけれども、現状、今ちょっと、こちらの買わせていただく車両自体も豪華な車両というところもございますので、1台ということ考えさせていただいているところでございます。

○10番（八木 栄君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

次に、本議案の質疑を終結したいと思います。まだ疑義があるようでしたら、全般にわたり特に質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

以上で、第105号議案についての質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 4時00分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は、定例会 11 日目でございます。
ただいまの出席議員数は 13 名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（増田剛士君） 日程第 1、一般質問を行います。
会議規則第 57 条第 1 項及び第 2 項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。
また、同条第 3 項の規定により、質問の順序は通告順といたします。
1 人の質問及び答弁に要する時間は 60 分以内です。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 盛 純一郎 君

- 議長（増田剛士君） 3 番、盛 純一郎君。
〔3 番 盛 純一郎君登壇〕
○3 番（盛 純一郎君） 3 番、盛です。

さきに通告した内容によった一般質問を行います。

コロナ禍がいまだ収まらずであります。防災に対する避難訓練なども規模の縮小ですとか、参集型の中止などを余儀なくされている現状がございます。いつ起きても不思議でない地震や津波、また、集中豪雨などございます。コロナ禍の中、今年度は大きな災害がここまですで例年に比べればなかったように感じるの、大きな不幸の中の幸いと言えるかもしれないと思っております。

防災に対する私見が乏しい私なんです、過日、ある町民の方からちょっと御相談をいただきました。その方は、夫婦お二人でお住まいで、お子さんがもう独立されて別世帯、老後の慰めといたしますか、生きがいといたしますか、自宅の敷地内で犬を飼っていらっしゃるんで

すね。毎日の散歩ですとか世話を欠かさない、ペットへの愛情を大変注いでいらっしゃる方でした。

それで、昨年の秋に大きな台風豪雨の被害があったことは御記憶かと思うんですが、そのときに、自宅周辺の電柱などの配電がちょっと停止してしまって、その復旧工事の短期間だけ、ちょっと危ないので公民館へ念のために避難をされてはどうですかというようなことを、町の職員さんから勧められたそうです。そのこと自体は適切で手厚い対応だったということだったんですが、毎日の犬の世話があるので、犬をその避難先の公民館に連れていっていいのでしょうかというようなことをお尋ねになったそうなんです。そうしますと、避難先へのちょっとペットの同伴は、現状ではちょっとできないですねというようなお答えがあったようで、であるならば、そうした避難はしたくてもちょっとうちはできないねというような判断をされたということでございました。

そのことがあって、であれば、例えば今後、自宅倒壊ですとか、あるいは浸水など、大きな被害が発生した場合に、じゃ、ペットのいる家庭はそれを連れていくような避難は、公民館とかそういう避難所への避難って難しいんでしょうかと、そういうルールって今、町にはあるんですかと、もしペットが現状駄目だって言われたんだけど、それが駄目ならば、今後それって変わらないんですかというような内容の御相談といたしますか、そういうことがございました。

私自身はペットとは無縁の生活をずっと送ってまいりましたが、この御夫婦にとっては家族同然のペットを連れていけないと避難はできないよという思いは理解できるところでございます。

よって、今回の質問を通して、ペットを飼っていらっしゃる方の災害に対する備え、あるいは、いざというときの行動、また、ペットを飼っていらっしゃる家庭に関しても、そうした心情なども考慮しながら、ペット避難、ペットの同行避難の在り方について考えるのは意義があることではないかと思った次第であります。

前置きが長くなりました。

今回の質問のテーマは、シンプルなものです。「ペットを飼っている家庭は、災害が発生したとき、どうするの」ということでございます。

では、質問事項、要旨にまいります。

災害時のペット同行避難について。

東日本大震災や熊本地震の経験から、災害時における避難所でのペットの受入れ態勢の確立の重要性、これは各自治体において認識されつつあります。厚生労働省は平成25年6月に「災害時におけるペット救護対策のガイドライン」を示し、また、静岡県においても、平成29年3月に、最新のものです、ね、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」が示されております。

当町におきましても、犬・猫を中心とした愛玩動物は家族と同等と考える町民は多いことであるかと思えます。万一の災害時におけるペットの同行の可否、あるいは飼育や避難のルール、こうしたものは町民にとって大きな関心事であるとともに、そのようなものを町としてガイドラインを示す、周知するということが急務ではないかと考えております。

以上のことを踏まえまして、以下の点について質問いたします。

1、当町の災害時の避難場所、避難地において、ペットの同行避難は、どの程度認められると考えるか。また、その理由は。

2、ペットの同行避難可能な専用の避難所開設を検討する自治体もあるようだが、当町では、そのような考え方はないか。

3、大型種や多頭飼育、また、避難所への同行が現実的に難しい種類の動物を飼う、そうした家庭への災害の対応、この指針はどのようなものか。

4、こうした町の考えや指針を、ペットを飼う、または、これから飼おうと考える町民に対し周知させる有効な方策は、どのようなものとするか。

添付資料といたしまして、静岡県健康福祉部の「避難所ペット飼育管理ガイドライン」の一部抜粋と、また、前回同僚議員が使用された町の地域防災計画、避難所等についてを添付いたしました。

以上、答弁願います。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 災害時のペットの同行避難についての御質問のうち、1点目の当町の災害時の避難場所や避難地において、ペットの同行避難はどの程度認められると考えるのか。また、その理由はについてお答えいたします。

平成23年に発生した東日本大震災では、住民が緊急避難を余儀なくされたため、自宅に取り残され飼い主とはぐれたペットが、放浪状態となった例が多数生じました。

環境省は、これまでの大規模災害における動物救護活動の経験から、より合理的と考えられる飼い主の責任によるペットとの同行避難を原則とする「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を平成25年6月に示しております。

その後、平成28年に発生した熊本地震では、多くの被災者がペットとの同行避難を行ったものの、避難所でのペットの受入れや、一時預かりをはじめ、災害に備えたペットのしつけ、ふだんとは違う環境によるペットのストレス、避難所での飼育ルールなど多くの課題が指摘されたことから、その対応状況を検証し、より適切な対策が講じられるよう、平成30年3月に、さきのガイドラインを「人とペットの災害対策ガイドライン」として改訂しております。

一方、県では、東日本大震災から得られたペットに関する教訓を踏まえ、平成27年3月に、飼い主とペットの同行避難や発災への備え、各避難所でのペットスペースの確保等について示した「災害時における愛玩動物対策行動指針」を策定し、その後、発生した熊本地震において、避難所におけるペットの受入れ態勢の確立の重要性が再認識されたことから、平成29年3月に、避難所におけるペットの受入れと飼育管理を円滑に行うためのポイントをまとめた「避難所のペット飼育管理ガイドライン」を策定しております。

当町においては、これらのガイドラインを参考に、ペットをケージやキャリーバックに入れていただくことを原則とし、可能な限り同行避難を受け入れる予定でございます。

その際のペットの避難スペースとしましては、大規模災害などにおける長期避難時には、各避難所の軒下やピロティ部分、駐輪場など屋根のあるスペース、風水害時の避難において

は、体育館の渡り廊下や2階のギャラリー一部分など、動物アレルギーのある方などにも配慮した場所を考えております。

次に、2点目のペットの同行避難可能な専用の避難所開設を検討する自治体もあるようだが、当町ではそうした考えはないかについてお答えをいたします。

ペットの同行避難専用の避難所開設につきましては、先ほど申し上げましたとおり、既存の指定避難所内のスペースを利用し、ペットの避難スペースを設置する計画でございますので、現時点では、専用の避難所を設ける予定はございません。

なお、既に町ホームページに掲載いたしました「大雨に備えておきましょう！」において、ペットと一緒に避難する場合の注意点などをお知らせしておりますが、今後、実際に避難所を開設する際には、同様の注意点をよしだ防災メールやヤフー防災速報においてもお知らせする予定でございます。

次に、3点目の大型種や多頭飼育、また避難所への同行が現実的には難しい種の動物を飼う家庭の災害への対応の指針はどのようなものかについてお答えいたします。

県の避難所のペット飼育管理ガイドラインにおける受入れ対象動物は、原則、犬・猫・ウサギや鳥などの小動物としており、それ以外の大型の動物や危険な動物など、専用の飼育設備が必要な動物は、可能であれば自宅の敷地内の安全な場所で飼育する、信頼のおける知人に預ける、動物飼育専門家に預けるとされています。

当町におきましても、多頭飼育も含めたこれらの動物の受入れは、県のガイドラインに従い、対応する予定でございます。

次に、4点目の町の考えや指針を、ペットを飼う、またはこれから飼おうと考える町民に対し周知させる有効な方策はどのようなものかと考えるかについてお答えいたします。

災害時には、何よりも人命が優先されますが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットとの同行避難は、動物愛護の観点からのみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要であると考えております。

町では、畜犬登録の際に、当町も加盟する静岡県動物愛護協会の「ペット動物の災害対策準備ができていますか？」という案内パンフレットを配布し、啓発に努めております。

また、飼い主からはぐれたペットを災害時にも探すことができるように、静岡県動物愛護協会榛原支部が作成している迷子札やマイクロチップ装着の案内パンフレットを、獣医やペットショップを通じて配布し、啓発しております。

そして、災害時におけるペットの対応は、飼い主による自助が基本となりますが、飼い主がペットの防災を考え、十分な対応をすることは災害への備えにつながり、自助によるペットの災害対策を講じることが、自分自身や家族、さらには地域防災力の向上にもつながると考えますので、今後、防災関連の啓発を行う際には、ペットの同行避難に関する内容につきましても周知を図ってまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

答弁いただきました。再質問を幾つかさせていただきます。

再質問に際して、少し認識の共有が必要だと思ひまして、基本的に今から話す話というか質問は、主な対象を犬、または猫を想定して質問をしたいと思ひます。

まず、私がどのくらいの規模の話をしているかというところで、やはり例えば町内で犬を飼っている家庭ってどのくらいあるんだろうとか、何匹くらい犬がいるんだろう、猫がいるんだろうというところを、やはりちょっと知っておかなければと思ひまして、担当課は都市環境課でしたか、お伺ひしたいんですが、そこで、1,704頭、今登録ありますというお答えをいただきました。かなり具体的な数字を出していただいたんですが、これってどうやって分かるものなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

犬の登録ということでございますので、都市環境課のほうから対応させていただきますが、犬の登録につきましては、狂犬病の予防法という法律がございまして、その中で犬につきましては、登録が義務づけられております。その中で、登録が義務づけられておりますので、例えばペットを購入した場合でありますとか、あと予防接種のときもございまして、予防接種のときも今うちのほうの事業といたしましては、獣医の方に委託して予防接種のときに、そこでも登録できるような状態にいたしまして、犬のほうを登録していただいたのを、こちらのほうに上げていただくということで、犬のほうは管理させていただいております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そうした形だということを伺ひました。

猫についてはいかがでしょうか。猫の登録というのは、犬ほど、要は、予防接種の機会がなかったり、性質的に非常に多産というか、寿命が短かかったりする関係で、実態の把握というのは、なかなか町内に何匹猫がいて、猫を飼っている家庭がどのくらいかというのはむずかしいかと思うんですが、その辺りに関してはどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

そうですね。今、猫に関しましては、今議員のおっしゃるとおり、猫の把握というのはなかなか難しく、先ほど答弁させていただきましたが、犬に関しましては、予防法という法律がありまして、その中で義務づけられているという中で登録制度を設けているということで、猫に関しては、登録の義務がありませんので、猫に関しては、うちのほうでは登録制度をひいていないという状態でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そのような現状があるという認識でございます。

町内の今登録上の予防接種を契機にした形での登録が大よそ約1,704匹いるというところでした。最新の広報よしだの世帯数が1万1,607件だそうです。これ割り算させていただきますと、約14.7%という数字が出ます。確実に1軒が1頭飼っているというわけではないと思ひます。多頭飼育の例がございまして、2匹、3匹飼っていて全部登録してあるとい

うケースがあるのと、また、逆に例えば子犬など生まれた場合の譲渡ですね、そうした際に、まだ登録はしていないけれども子犬がいるよということで、むしろその数としては、そういうことを考えますと、もう少しいるのではないかなと思っております。

猫に関しても把握はできないですけれども、やはり日常で猫を見かけることも多いものですから、何を言いたいかといいますと、およそ町民の家庭のうち、最低でも7軒に1軒、猫とかほかの動物を入れると、6軒や5軒に1軒ぐらいはペットを飼っているという認識を共有できるのではないかと推測いたします。

その上で、先ほど来から申し上げている、やはり動物を避難で連れていけないとなると、避難しないわという考え方が町民の中で、どうせ連れていけないんでしょうという認識がちょっと先ほど例に出していただいたように、そういうお答えもあったみたいなので、それが今の御答弁によると、基本的に連れてきていいんだよと、ただし、ケージ、キャリーバッグに入るものでないというところですね。このケージやキャリーバッグは、どの程度の大きさを想定しているものでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

キャリーバッグとかケージの大きさというような話なんですけれども、基本的には、犬・猫、小型の小動物といいますか、そこを想定しておりますので、すみません、どれくらいってなかなかあれなんですけれども、通常、猫ですとバッグ程度の大きさぐらいのものを想定のほうはさせていただいております。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

具体的なサイズ規定までは、まだ現状においてはそこまでというところは理解しておるところなんですけど、まずそれを、例えば2匹飼っているところは、両手に抱えて避難所に来てくれてもいいよという認識であると思います。

その一方、少し確認の意味合いもありますけど、リードでつながれている犬、あるいは、ちょっと大型のセントバーナードのようなタイプのものでですね。要は、籠に入らない大型種の犬ですね、主に。そうしたものは、やはり避難所には現状においては同行避難というか、連れてくるのは厳しいという認識でよろしいでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

原則、県のほうのガイドラインもそうなんですけれども、大型犬等の避難といいますか、そちらのほうは基本的にはちょっと厳しいというような形になってございます。

ただ、その中でも、災害によってというところはあるんですけれども、大雨ではないとか、地震等のところの場合では、グラウンドの隅とか、そういうところで係留ということもできますので、そういう場合には、そういう係留していただくというような形にはなるんですけれども、基本的には御自宅の中で、御自宅の外もそうなんですけれども、安全の場所のほうを確保していただいて、御自身の中で御対応いただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そうした今の答えから推測するとそのような形なんですけど、県のガイドラインを見ますと、やはり参考資料にありますように、ここにつないでくださいとか、こういう形にしてくださいというところがあって、そこはちょっと町のほうの指針と少し違うのかなと私は思っているんですけど、そこまでの体制が今現状においては整備はとてもしゃないけれどもできないという事情も分かるところであるんですけど、一つ、厚生労働省のほうから、いわゆる同行避難と、それからもう一つ別に、行政用語だと思うんですけども、同伴避難という表現がございました。同行避難はOKだけれども、同伴避難は現状においては難しいみたいな、社説みたいなものも見ております。この同行避難と同伴避難の違いについて、ちょっと御説明をいただきたいです。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

今の議員の話しました同行避難と同伴避難の違いということで、まず、同行避難、こちらにつきましては、基本的には、災害時においてペットと人が一緒にまず避難のほうをしていただくと、その後の関係になるんですけども、ペットのほうは、人の居住スペース、体育館でいうとアリーナとかという部分になるんですけども、それとは別のスペースのほうで飼育をしていただくといいますか、管理をしていただくという形になります。そういうことになりますので、ペットのほうは体育館の軒下とか駐輪場、飼い主さんにつきましては、避難所内で他の避難者と一緒に避難をしていただくということです。

次に、同伴避難、こちらにつきましては、避難所の同じ空間の中でペットと一緒に避難生活を送っていただくということになりますので、ペットの飼い主と、あとペットですね、それと避難者、そのほうがそれぞれ同一の居住空間、この中で生活のほうをしていただくということの違いになると思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

その同行避難と同伴避難がちょっと意味合いが違うこと、そして、町の今のルールといいますか、県のガイドラインに沿った指針では、避難所に小さいある程度の規模のものを連れてくる分には、キャリーバッグで運べるようなタイプの犬では何とか預かるといいますか、そこに設置スペースを設けるなり工夫をしていきたいと思います。ただし、大型犬に関しては、避難所での受入れは難しいんですけど、やはり緊急時の災害の度合によっては、思わず連れてきてしまうという、思わずといいますか、やはり当然外でリードで飼っている犬、やっぱり災害時に逃げるとなったときの緊急判断で、これは連れて行って避難所というケースもあり得ると思うんですけど、そこに対して追い返すみたいなことはないと考えてよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

基本的には、避難いただいたことを対応するという形は取りたいと思うんですけども、中では、各避難所自体にも、そういう動物等を置けるスペース等もあるかと思います。

その場合は、その場所ではなく、また違う場所のほうに移っていただくと、そういうことも考えられるかと思えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

恐らく吉田町であれば、入れさせないとか、追い返すとか、そのような冷たい対応は取らないと思っております。一度、預かるといいますか、短い時間でも滞在させて、その後の対応は、ガイドラインにもあります、先ほどの答弁にもありました、もし数日間の避難所での生活が余儀なくされたようなケースでは、遠くの親戚、被災していない地域に預けるとか、知り合いに預ける、あるいは、ペットショップのようなところ、宿泊のできる、旅行なんかでよく使いますよね、そういうところへ頼ってもらうと、それは自助の部分ですね。それがちょっと平日頃町民のペットを飼っていらっしゃる方に関しては、そこは考えておく必要が、現状においてはあるなという認識でございます。

それでは、すみません、少し角度を変えさせていただきます。

前提として、個別具体的な質問は、今回やめようと思っております。ケースが多過ぎるものですから、この動物のこれはどうなのというのを一々やるよりは、またむしろそれは分かりやすい形で提示していただければと思っておるんで、万が一、大きな地震・津波災害などが発生した場合、あるいは集中豪雨による大洪水などが発生した場合に、津波タワーに緊急避難、命を守る行動として、先ほど申し上げたような大型犬など連れてきてしまう。これに関しての見解は、倫理的には、もう私の中では答えは出ているんですが、そこに関しても言及いただけますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

津波避難タワーのことにしましては、こちらにつきまして、3.11以降、町の最優先の課題としまして取り組んできたものでございまして、津波防災の町づくりの中で、命を守る対策ということで津波避難タワーのほうを整備してきたものでございます。こちらにつきましては、各街区を決めさせていただいております、津波避難タワーにつきましては、その街区ごとの避難者の収容人数、そういうものを想定させていただく中で、タワーのほうを建設してきたものになってございまして、今おっしゃられた同行避難というような形のものになるんですけれども、同行避難等を想定したものというわけではございません。そういう関係もございまして、津波避難につきましては、避難する時間、そういうところの余裕もなかなか難しいというところもございまして、まずは御自身の命を守る対策をしていただきたいということもございまして、そちらのほうをまず第一に考えていただきまして、迅速な避難行動を取っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） よく理解しているつもりではあるんですが、私が申し上げているケースが、やはり先ほど家族同然の家庭もあると、大きな犬を飼っている家庭もあるだろうと、その中で津波が来て、もう命の危険があるといったときに、じゃ、今の話だと、連れていけないのかと、それを連れて昇っていけないのかというところがあるんですが、そこに関

しては、駄目ですということの答えに今聞こえましたけれども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

なかなかそのところ、ちょっと難しいところがございまして、御回答がうまくできないところがあるんですけれども、命を守る対策としまして御自身のことを思っていて、まずはペットというところよりも、まずは避難のほうをしていただきたいというふうになんかちょっとお答えすることしかできなくて申し訳ないんですが。

以上になります。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 質問しておきながら、判断の難しい問題だと思います。OKにしてしまうと何でもということになりますし、駄目だと言い切ってしまうと、なかなかまた反発もあるかもしれないので、そこに関しては、災害の本当に緊急時に起こり得る様々なケースの何かの一つとして、ちょっと心に止めておきたいなと思います。

では、もう少し別の質問でございます。

先ほど、都市環境課のほうからペットの犬の登録ということがございました。狂犬病予防とか、その予防注射の観点からの登録であると認識しておるんですが、せっかく町内の犬の登録があって、家庭も分かっているわけです。例えば、そこに対して防災の観点からアプローチして、防災の際はこうですよとか、あるいは、そういう情報を定期的に配信するですよとか、そのような取組はされたことが今まであるのか、あるならばどのようなものか、ないならば、ちょっと案件が違う部分ではありますが、今後そういうことってできないんでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

都市環境課のほうでは、年に1回の予防接種に関しましても、うちのほうから飼い主の方に通知を出して、予防接種のお願いをするということでやっておりますが、その予防接種の際にも、まず、広報につきまして、広報の中で毎年3月の日に予防接種がありますよということで広報よしだのほうに掲載いたしますが、その際にも、しつけのことであるとか、そういうことを一緒につけて、こういうしつけをしてくださいねということは広報させていただいております。

それと、あと予防接種に関しましても、予防接種に行った先で、先ほどありました協会が出してあります災害時のペットのしつけの方法、こういうことで平常時から心構えをしておいてくださいということへのパンフレットにつきましては、そういうペットショップでありますとか、獣医さんと、予防接種の際にもそういうものを配布させていただいて、常日頃からそういうことに心がけてくださいということで広報はさせていただいております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そうした取組をされているということで、それがまたそのペットを飼っている町民がよく理解しているかどうか、そこに対して満足しているかどうかというのは、またぜひ調査とい

いますか、それが理解されていけばいいんですが、理解されていけば、そもそも私にそのような質問が来ないんじゃないかなという思いもありまして、その周知の部分ですとか、啓発の部分は、今後もまた力を入れていただければなと思っております。

すみません、質問が少し戻る形になります。避難に関してもう1点だけちょっと確認をしておきたいことがございます。

基本的に大型種の持込みは、ちょっとその瞬間はともかく、長い滞在はちょっと現状難しいという認識は私も持っておるんですが、障害者の盲導犬、これはかなりの訓練をされていて、おとなしい、その方に対してしつげが徹底して、町内にそういう方がいらっしゃるかどうか現状においてはしっかり把握していないところではありますが、今後のケースとして、盲導犬を連れての同行避難、これに関してはちょっと特別なかなと思っているんですが、そこに対しての認識を教えてくださいませんか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

盲導犬をお連れされた場合の対応というような形になりますけれども、また、盲導犬の場合ですと、ペットという扱いとまたちょっと違ってくるといような形にはなるかと思いません。障害をお持ちになられていらっしゃる方が盲導犬を連れてくるという場合には、それ自体は通常の避難と同様の扱いということで、場所のほうもまたちょっとどのような形にするかというところはあるんですけれども、今しがたちちょっとお話ありました同伴避難というように扱いと同じような対応のほうを取らせていただきたいと思いますと考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そうですね、盲導犬はちょっと特殊で、やはりそこに関しては、特別な配慮は必要だという認識は町と共有できているかと思っております。

ここまで主に犬・猫のことを聞いてきましたが、もう少し聞かせてください。

ケージに入る小動物というカテゴリーの中では、ウサギですとか、県のガイドラインにもこのぐらいの動物はよろしかろうという内容で書いてございました。鳥、爬虫類、昆虫類、ここら辺のところに関しても、基本的に個人の、家庭の判断で避難所に持っていきたいといった場合、今申し上げたのは本当の一例で様々な種類があるとは思いますが、人の価値観って様々じゃないですか。それが大事だと思えば、やはりそれを持っていきたくて。迷惑をかけなければ、私は昆虫とか魚とかもそうですかね、いいんじゃないかと思っているんですが、そこら辺に関して、鳥ですとか爬虫類、爬虫類なんかは逆にちょっと怖がる人、鳥もそうですね、鳴く問題とかもあるんですが、それもケージに入って大事なものだということで持ち込むことに関しては、特にそこまでは問題ないという認識はいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

基本的には大丈夫だとは考えてございますが、今言われた爬虫類等の中で、それが危険な種類に当たるといことであれば、ちょっとそちらのほうはお持ちいただくことは、ちょっと御遠慮いただきたいというふうになると思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） それについては同感で、例えばイグアナですとか、カメレオンですとか、蛇ですとか、そういうのを嗜好で飼っていらっしゃる方がいて、やっぱりそれを大勢がいる場所で、やはりペットを飼っていない方のことも配慮しながら、それを見てどう思うかとかといったときに、やはり嫌悪感を持ったり、やっぱりそうしたときにトラブルが発生するので、そこに関してはちょっと適時考えて、意外と爬虫類って放っておいても長生きするようなどころもあるので、鳥もそうですかね、自宅が倒壊したり浸水していなければという前提ですが、餌やりに帰るぐらいの形で対処が望ましいかと思っております。

すみません、あと幾つか、お伺いさせていただきます。

昨日、これも災害の一種ではあると思うんですが、原発災害の質問が同僚議員からありました。そのときの避難ですね。広域避難ですね。広域避難において、やはりペットの同行って、私もちょっと現実的には難しいなと、バスで移動とかですね、思っているんですが、その広域避難時の本人の避難ですね、要するに、集合して例えばバスを使ってかなり遠い場所へ逃げざるを得ないような状況が仮に起きた場合、そこにはやっぱりペットというのは、入らないものなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

原子力災害が起きた場合のペットの避難というような形だと思います。こちらにつきましては、町のほうの原子力の災害の広域避難計画、こちらのほうにもペットの避難につきまして今後の課題というような形で記載のほうをさせていただいているところでございます。議員今おっしゃられたように、ペットのほうは、今後どのようなふうに避難させていくかというところが、まだ今の段階では決まってくるまででございます。また、ペットを含めて避難行動を取るに当たりましては、近隣市町、また、他県の原子力のほうの周辺の市町の対応方法、そういうものを、またどのような形にしているかというのを参考にさせていただきながら、実際にはバス運行とかいろんな関係って、静岡県のことになりますので、そちらのほうと協議を進めていながら、町のほうの内容の見直しとかも含めて実施していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 基本的には、その方向で行かざるを得ないといいますか、現実的に例えばバスに乗り込むときに、先ほど言った小さいケージのものはいいのかとか、子犬をどうしても連れていきたいといった場合のケースですね、これを置いていくのは忍びないから逃げないとかというケースがあるといけないとは思っております。もちろんそれまでの期間の間で、どこか預けられるとか、別の対処ができれば、それはそれで御本人がまず避難するというような形で対応していかざるを得ないかなと感じております。

あと少し、別の話をさせていただきます。

今日ここでいろいろ質問させていただいて、お答えいただいた御答弁の内容、これが先ほど申し上げた1,700とかある町民に、どの程度やっぱり認識されているかというところで、やはりそもそも公民館には連れていけないと思っている方もいらっしゃるかもしれないです。大きな動物は駄目だけれども小さな動物はいいんだと、ケージで持っていければいい

んだらうと考えている家庭もあれば、いや、もう動物の持込み自体駄目でしょうと思っている方もいらっしゃる。その辺のやっぱり周知策が、先ほどの答弁の中では、こういうことをしていますよというのがありました。私もかなり町のホームページは見るほうなんですが、なかなかその情報にたどり着けないといいますか、特にペットを飼っていらっしゃる方で、私らなんかはむしろ立場上、そういう情報に接する角度が厚いんですが、一般の町民が日常の仕事の中で、その情報をしっかり見てくれるかどうかというところがあります。

そこで、一つ御提案なんです。県のガイドライン、抜粋しましたが、この後非常に細かく飼い主の方はふだんこうしてくださいとか、こういうようなしつけをくださいという情報がありまして、それをぜひ防災課のほうの県のホームページのリンクですね、クリックすればそのガイドラインが見えると、もちろん紙で御高齢の方とか、なかなかネットに接する機会がない方は、紙を置いておいて、いつでも見てください、取って行ってくださいでもいいんですが、今はやっぱりある程度ペットを飼う家庭って若い家庭もいらっしゃるんで、そういう方はやっぱりネットで見て、そこをすぐ分かるようにしたいということで、これリンク張って県のホームページに飛ばすのは、極端な話、今日の午後だってやろうと思えばできる話で、今現状行われていないと思っているんですが、そこに関してはお願いできますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

町民の皆様のほうが、より分かりやすいホームページとか、そういうような作り方をさせていただきたいと思っておりますので、またそちらのほうにつきましては、内容等もちょっと確認させていただきながら、うまい作り方をちょっとしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 今日、実はお願いしたいことは、その1点でございます。

町民に対して、これはOK、これはNGというところをはっきりお示しいただきたい。それは、例えば県のルールをそのままではちょっとまずかろうというような部分は、一部、吉田町にアレンジして、その情報を出すのもいいですし、参考として県の資料はこんな感じですよというのを出すだけでも、ペットを飼う家庭にとっては、そこを参考にして自分たちの災害時の身の処し方を考える機会になり得ると思いますので、それに関しては、ぜひホームページ等に分かりやすい掲示を早急に検討というか、もう実施していただきたいと思っております。

すみません、議長、3番。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 先ほど、自助・公助・共助という部分で、ペットの同行避難に関する答弁の中で、やはり多頭飼育ですとか、大型犬などが、やはり自分個人で何とか対処を平日頃想定しておかなければいけないということがございました。県のガイドラインで示されているとおり、先ほども申し上げましたが、いざというときの預け先をつくっておく、あるいは飼い主の中で協同して、うちは預かれるよという家庭が、家が倒壊していないような地域に短い期間預かってもらうですとか、いわゆる自助、あるいは共助の部分でいろいろペッ

トを飼う町民は考えておくべきではないかなと思いますが、とはいえ、それは個人任せにしてしまうより、公助と言っていいのかどうか分からないんですけども、一つこういうことはどうですかというのが、例えば、災害の規模によってまちまちなんですが、町内のというよりは、むしろちょっと離れた町外の近隣地域、ここに例えば自治体同士でちょっと連携して、一定期間、ここでペットが預かれますよと、災害の度合によっては難しいケースも出てくるでしょうけれども、この地域で何かあった場合、この地域でペットの預かりは可能ですよというような、例えば民間業者をリストアップして提示してあげる。あとは、問合せはその代わり自分でやってくださいねとか、料金は個々に問い合わせれば答えてくれますよ、それがあると、町民の方で自分で探さなくてもいいですか、もちろんアクセスは自分でするんですが、そういうリストを町が提示してもらえることで、そこに対して個人で電話して、いざというときに預かってくれますかというような対応が取れるのではないかなと。何でもかんでも行政とは思ってはいないんですが、そのぐらいのちょっと優しさと言ったらあれですかね。そうしたところは、むしろ吉田町はできるのではないかなとっているんですが、今の私が申し上げたようなことって、現実的に可能性ってあるかどうか、お答えいただけますか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

今おっしゃられたペットの関係の一時預かり場所とかですか、そういうような関係かと思えますけれども、まず、町のほうといいですか、こちらのほうで今そういう場所、どういうようなところであるかということも把握をしかねているところもございますので、そういうところがありまして、また、町のほうにアップ等できるような形であれば、そこはちょっと検討をさせていただきたいとございます。今、議員もおっしゃられたように、当町だけで行えるものではもしかするとないのかもしれないので、そこを含めてちょっと検討していきたいと思います。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

今日、急に話ですので、今すぐにどうというのは求めておりませんが、そうした地域連携の中で、それこそ大災害の場合は、そんなの吹っ飛ばしますよ、そこまでは行かないですが、例えば吉田町だけ壊滅的な地域の打撃を受けたけれども、意外と周りの都市はまだ比較的機能しているような場合に、先ほどのペットを預かれるような地域があれば、それこそ広域避難ですとか、そういうところに対して少し光明があるのかなと思っておりますので、まずは御検討からお願いしたいと、もう実際にそうした取組をされている自治体も恐らくあると思うので、御検討をお願いしたいと思います。

では、最後になりますので、ちょっと主張なんですけど、これは私のスタンスでもあるんですが、災害って毎日考えていたら気が滅入りますよね。現実的にプロは別にして、こんな災害が起きたらどうしようというのを毎日考えて過ごすというのは、なかなか現実的には暗くなると思いますか、できない話です。であるからこそ、いざというときの決め事ですね。こういうケースはこうしておこうというのだけ覚えておいて、その災害がいざ発生したときに、やはり適切な行動を取ると、これがペット同行避難にかかわらず、あらゆる防災に関しても私はちょっとそのスタンスで考えておるんですが、今回、この質問を通しましていい

ますか、この機会があったことで、いざ災害があったときに、うちの家庭のワンちゃんはどうしようとか、それに対してどういう適切な行動がいだらうかと、じゃ、籠で連れていけばいいねという家庭もあれば、うちは外でリードで飼っているから、これはちょっと難しいから、何か遠くの人にいざとなったら頼むねとか、遠くの親戚ですとか、あるいはホテルを探しておこうとか、そういう対処を決めておいて、それを覚えておいていただくという一助になればという形で、今回質問をさせていただきました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（増田剛士君） 以上で、3番、盛 純一郎君の一般質問が終わりました。

◇ 楠 元 由美子 君

○議長（増田剛士君） 続きまして、2番、楠元由美子君。

2番、楠元由美子君。

〔2番 楠元由美子君登壇〕

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元由美子です。

私は、令和2年第4回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、事前に通告してありますとおり、川尻海岸におけるシーガーデン整備についてお尋ねします。

町は、豊かで勢いのある魅力的なまちを目指し、平成28年3月、新たな安全と新たなにぎわいの創出を一体的に進める町独自のシーガーデンシティ構想を策定しました。

構想の主な取組で、新たなにぎわいの創出の核となる多目的広場・海浜回廊の整備が着々と進められており、川尻海岸におけるシーガーデン整備におきましては、令和2年度末には、多目的広場とつながった海拔11.5メートルの川尻海岸防潮堤が完成予定であり、特に川尻の住民の皆様や浜田土地区画整理組合の関係者には、大きな喜びと期待をされております。

さて、このシーガーデン整備は、町が国とのつながりを大切にし、異例の速さで、国及び県との連携の下進められておりますが、それぞれの費用負担などがどのようになっているのか、具体的な説明はまだされておられません。

以上を踏まえ、以下、質問します。

1、今まで多目的広場を除いた川尻海岸の防潮堤の工事費用はどれくらいかかっているのか。

また、国・県・町との費用負担はどのようになっているのか。

2、今後、川尻海岸防潮堤完成までに、どれくらいの工事費用が必要となるのか。また、国・県・町との費用負担はどのようになっているのか。

3、川尻海岸の防潮堤ののり面は芝を張る予定と伺っているが、強風や台風などの影響により損傷も予想される。景観を維持するための管理費などを捻出する方法は、どのように考えているのか。

4、第5次吉田町総合計画後期基本計画の中で、多目的広場の整備は、水産基盤整備として、令和5年度の目標値が100%となっているが、にぎわいづくりの拠点として、どこまで

の完成を町は考えているのか。また、完成までにどれくらいの費用負担が今後必要となる予定か。

5、防災ゾーンにおける土地及び河川防災ステーションの建物などの費用負担は、国・県・町でどのようになっているのか。

6、今後、新型コロナウイルス感染症拡大による財政への影響が予想されるが、計画への影響は。

以上が私の質問要旨であります。明確なる答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の御質問にお答えする前に、シーガーデンシティ構想及び推進計画について、御説明をいたします。

平成28年3月に策定いたしましたシーガーデンシティ構想におきましては、津波防災まちづくりによる新たな安全の創出と、沿岸地域における新たなにぎわいの創出を一体的に進め、豊かで勢いのある魅力的なまちの実現を目指しております。

また、町民の皆様に参加していただき、令和元年12月に策定いたしましたシーガーデンシティ構想推進計画におきましては、構想の具現化に向け、川尻海岸におけるシーガーデンの整備コンセプトを掲げております。

具体的には、多目的広場を含む漁港エリアを「親水・交流ゾーン」、約1.5キロメートルの防潮堤エリアを「海辺のプロムナードゾーン」、県営吉田公園を含む大井川河口エリアを「レジャーとスポーツゾーン」にゾーニングし、それぞれのゾーンの特性を踏まえながら、効果的に魅力ある機能や施設を配置していくこととしております。

本年度、多目的広場と防潮堤との接続が完了しますことから、大井川河口付近から吉田漁港までの区間におけるシーガーデンの全体像がおおむね姿を現してきており、新たな安全の創出を皆様に実感していただける段階まで整備が進んでいる状況でございます。

それでは、川尻海岸におけるシーガーデン整備についての御質問のうち、1点目の、今まで多目的広場を除いた川尻海岸の防潮堤の工事費用はどのくらいかかっているのか。また、国・県・町との費用負担はどのようになっているのかについてお答えいたします。

川尻海岸におきましては、南海トラフ巨大地震などによる最大クラスの津波を海岸線で防護することを最大の目的とした防潮堤の整備を進めており、併せて、にぎわいを創出するために、海浜回廊の整備を推進しているところでございます。

この防潮堤の整備は、国、県、町が一体となって鋭意進めているところでございまして、11月末時点におきましては、全体盛土量を26万8,000立方メートルのうち25万8,000立方メートルの盛土が完了しております。これは、96%の進捗率でございまして、来年1月末までには、全ての盛土が完了する予定でございます。

また、のり面への芝の張りつけや階段の設置につきましても、順次進めており、本年度中に全てが完了する予定でございます。

この防潮堤は国土交通省、静岡県、吉田町などで構成する駿河海岸整備検討会においてまとめられた「駿河海岸における海岸保全の在り方」に基づいて整備を進めており、この在り

方において、海岸防護の基本的な考え方、施設整備に当たっての役割分担、維持管理の基本的な考え方などが示されております。

この施設整備に当たっての役割分担について御説明いたしますと、背後盛土を実施する前の既存堤防の補強工事につきましては、国の海岸事業により実施するものとされており、平成29年度までに天端保護工として、国の施工により工事が完了しております。

堤防補強工事に続く盛土につきましては、現況の堤防高、いわゆる海拔6.2メートルまでは、国の事業により実施するものとされており、現況の堤防高からかさ上げする盛土につきましては、町が実施し、国及び県においては、各工事現場で発生する建設発生土を盛土材として調達、支援することとなっております。

議員の御質問にあります国・県・町との費用負担につきましては、この役割分担に従い、それぞれが負担することになりますが、国及び県の負担額につきましては、各発注機関で実施する様々な工事の中で土砂運搬などの費用を計上していることから、具体的な費用は把握できない状況でございます。

町の負担額として令和元年度までに要した工事費用の総額は、6,969万円でございます。背後盛土の支障となった松林の撤去、土砂の受入管理、工事用道路の設置などを実施しております。

ここで言う土砂の受入管理とは、国や県などの各工事現場から搬入される土砂を整地する作業、工事車両出入口への交通誘導警備員の配置、粉じん対策としての散水を実施するもので、令和元年6月からは、町の事業において対応している状況でございます。

本年度につきましては、さきの令和2年第5回吉田町議会臨時会において御報告をいたしましたとおり、1億5,936万3,600円に変更契約した工事におきまして、引き続き、土砂の受入管理、のり面への芝の張りつけ、階段の設置、坂路の舗装などを実施するものでございます。

なお、令和元年度から令和2年度にかけて町が実施いたします工事につきましては、国の緊急防災減災事業及び緊急自然災害防止対策事業の採択を受けておきまして、後年度に、起債償還額の70%に当たる額が交付税で措置される大変有利な起債を活用しており、実質的な町の負担は、工事費の約30%に当たる額となるものでございます。

続きまして、2点目の今後、川尻海岸防潮堤完成までに、どのくらいの工事費用が必要となるのか。また、国・県・町の費用負担はどのようになっているのかについてお答えをいたします。

川尻地区の防潮堤におきましては、背後盛土の整備に引き続き、海浜回廊、いわゆる防潮堤の天端道及び旧町道古川川尻線の代替えとも言える防潮堤の陸側の側道を整備する予定でございます。

なお、背後盛土につきましては、整備完了後に、海岸保全施設として速やかに海岸管理者へ引き継ぐ予定でございます。のり面の芝、階段及び坂路の舗装も、この海岸保全施設に含まれております。

一方、今後、町が整備する天端道及び側道につきましては、現在、整備内容の詳細について検討しているところでございまして、現時点では3億円程度の整備費用を見込んでおります。

これらの施設は、海岸管理者に対し占用申請を行って整備するものであり、国及び県の費用負担はございません。

続きまして、3点目の川尻海岸の防潮堤ののり面は芝を張る予定と伺っているが、強風や台風などの影響により損傷も予想される。景観を維持するための管理費などを捻出する方法はどのように考えているのかについてお答えいたします。

防潮堤ののり面には、のり面保護として芝を張りつける工法を選択しており、先ほど申し上げましたとおり、のり面及び芝も海岸保全施設となるため、基本的には海岸管理者が維持管理することとなります。今後の管理方法等の詳細につきましては、国、県、町の3者で協議を重ね、決定してまいります。

続きまして、4点目の第5次吉田町総合計画後期基本計画の中で、多目的広場の整備は、水産基盤整備として令和5年度の目標値が100%となっているが、にぎわいづくりの拠点としてどこまでの完成を町は考えているのか。また、完成までにどのくらいの費用負担が今後必要となる予定かについてお答えいたします。

多目的広場につきましては、平成28年度から盛土工事を開始し、本年度、防潮堤との取り合い部分を施工しましたことから、海拔10メートルまでの高さの盛土が完成したところでございます。

令和3年度は、天端の一部をさらに1.5メートルかさ上げする工事を予定しており、令和4年3月末までには、川尻工区の防潮堤と同じ高さとなる計画でございます。

また、にぎわいづくりといたしましては、令和4年度から天端の工事に着手する予定でございます。災害時にヘリポートとなる芝生広場や休憩施設などを、順次整備していく計画としております。

今後の整備費用といたしましては、現時点で9億円程度を見込んでおりますが、これまで同様、国や県の補助金等を最大限に活用するなど財源の確保に努めてまいります。

なお、にぎわい創出の実現に向けては、PFIの手法などを用いた民間活力の導入につきましても検討しておりますので、市場調査を通じて様々な御意見や御提案をいただきながら、連携していただける企業の発掘に努めてまいります。

次に、5点目の防災ゾーンにおける土地及び河川防災ステーションの建物などの費用負担は、国・県・町でどのようになっているのかについてお答えいたします。

シーガーデンシティ構想推進計画の防災ゾーンに位置しております河川防災ステーションは、水防活動を行う上で必要となる土砂やコンクリートブロック等の緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、ヘリコプターの離着陸などに必要な面積を確保した施設で、洪水時の水防活動や災害時の復旧活動などの活動を迅速に行う基地となるものでございます。

現在、県営吉田公園の南側、大井川河口の右岸において河川防災ステーションの整備が進められておりますが、この土地は国有地であり、河川防災ステーションの基本的な整備につきましては、国土交通省が行い、その中に設置いたします水防センターにつきましては、町が整備する分担となっております。

続きまして、6点目の今後、新型コロナウイルス感染症拡大による財政への影響が予測されるが計画への影響はの御質問についてお答えいたします。

現在、編成作業に取りかかっております令和3年度の予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、町税を中心に大幅な減少が見込まれ、かつてないほどに厳しい財政運営となることが予想されております。

こうした状況の中、シーガーデンの整備に起きましても、緊急性と必要性を慎重に見極め、国や県の補助事業等を有効に活用するなど、創意工夫をしながら最少のコストで最大の価値を生み出す努力をしてまいります。

議員の御質問にあります計画への影響でございますが、町民の皆様の生命・財産を守る対策でございます新たな安全の創出に係る整備につきましては、東日本大震災以降、当町の喫緊の課題として取り組んでおりますことから、このような状況でございますも優先して進めてまいります。

一方、新たなにぎわいの創出に係る整備につきましては、早期の完了が望ましいところではございますが、今後の財政状況を踏まえながら、優先順位を明確にするなど、整備方針を検討してまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

今、町長より御答弁をいただきました。ありがとうございます。少し再質問をさせていただきます。

再質問のほうですけれども、3番のほうの質問のところ、少し再質問させていただきます。

こちらのほう、令和2年第2回吉田町議会定例会のほうで頂いています工事概要書を見ますと、天端部分のほうが車道ということで表記されておりますことから、ここは車を通る海浜回廊となる予定なのかなということと、あと、こちらのほうのアスファルトの舗装とアスカブ縁石を設置予定ということで書かれておりますけれども、海拔11.5メートルの高さのところだと、かなり風の影響とかも考えられると思います。その辺の安全面とかは、どのような形でお考えでしょうか、教えてください。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

国、県と連携をしまして、川尻工区を担当しておりますので、建設課のほうから少しお答えをさせていただきます。

町長答弁にもございましたように、海拔11.5メートル、一番高いところは天端道と私も呼んでおります。それと丘側、川尻側、陸側のほうに下ったところに側道という形で今説明をさせていただきましたけれども、道を設置する計画です。今、議員お尋ねなのは、11.5メートルの天端道のほうが風が強いんじゃないか、車が乗るんじゃないか、大丈夫なのかというような御質問に受け取りましたけれども、11.5メートルの天端道は、基本的には車は乗りません。歩行者、自転車ということで考えておりますし、これから具体的なところが決まってくるとは思いますが、転落防止の措置も取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 今、安全面のほうも考えて、今後いろいろと対応していただくというお話をいただきました。そちらの防潮堤のほうの天端部分のほうは、主には歩行者、自転車が通るといってお話でしたが、今年度、多目的広場との接続部分が完成予定ということを知っていますが、こちらの多目的広場とこの海浜回廊と合わせて、どのような形で使われる予定でいらっしゃるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

シーガーデンの関係になりますので、私ども企画のほうでこちらのほうを答弁させていただきたいと思いますが、先ほど町長答弁にもございましたが、シーガーデンシティ構想の推進計画ということで、シーガーデンの川尻海岸の整備方針というのを定めさせていただいております。

この中で、多目的広場、先ほどゾーニングの話をさせていただきましたが、多目的広場のほうにつきましては、親水・交流ゾーンということで、海辺を楽しむシーサイドというか、漁港エリアということの中で整備をしています。一方、吉田公園のところにつきましては、レジャー・スポーツゾーンということで、県営吉田公園と一体のエリアということの中でゾーニングをしまして、そこをつなげるということで、プロムナードゾーンということで位置づけをさせていただいております。

こちらは、いわゆる天端道を活用しまして、多目的広場、それからあと吉田公園までをつなぐ散策路、いわゆるプロムナードですので散策路的なもの、先ほど今、建設課長からもお話がありましたとおり、歩行者、自転車ということで、そこをつなぐということの中では、ゾーニングということになっております。眺望を楽しみながらサイクリングやジョギング、また、ウォーキングというようなゾーンとして位置づけているものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 接続部分のほうの完成とともに、先ほどの、ごめんなさい、町長答弁の中で記されたようなゾーンがいろいろと展開されるということで理解しました。

あと、先ほどの答弁の中で、こちらのほうの側道ですね、今、設計のほうを委託されているかと思うんですけども、こちらのほうの側道のところをちょっと東臨港橋のほうから、どのような形のルートで車が通れるような形になるのかの、今決まっている範囲でいいんですけども、教えていただけますか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

側道の関係ということで、建設課からお答えいたします。

今、測量設計をやっているという状況は間違いありません。御存じだと思いますが、もともと古川川尻線という道がありまして、背後盛土に関係する形で、今それは廃道となっております。それを復旧するようなイメージを持っていただければありがたいと思いますが、吉田漁港側の東臨港橋から、第2号橋梁とって吉田公園のほうにつながる橋がございますけれども、そこまで昔の古川川尻線のように、今の時点では6メートルの幅員で道路を築造する計画でございます。また、河川防災ステーションもさらに大井川河口のほうに、東側に位置しますので、その動線も今後考えていくような形を取りたいとは思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） もともとの古川川尻線に近い道ができるというようなことで、町の皆様も期待されていると思うんですけども、こちらのほうの道路のほうは、いつ頃に完成がされるような予定でいるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

町長答弁にもございました、今後どれくらいの費用が見込まれるんだということの中で、約3億円を見込んでいますという中の大体の概要を申し上げますと、天端道に1億5,000万、側道に1億5,000万というようなことで見積っております。

そして、令和3年度に完成予定でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 側道の件は理解しました。

次に、4のほうの再質問をしていきたいと思えます。

こちらのほうの多目的広場の護岸工事ですけれども、平成30年度から芝生の植栽が行われておりますが、その後の維持管理とかは、どのような形で行われておりますか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

多目的の整備につきましては、産業課のほうで担当してございますので、私のほうから答えさせていただきます。

多目的広場の護岸ということでのり面の部分になりますが、平成30年度に芝生の工事、張り芝の工事をやらせていただきまして、昨年度より管理ということで実施しております。

芝生につきましては、春に植えまして、それ以降、芝生が根づくまでということで、水まき作業が必要であるということで、水まき、それから、やはり周りにも草が多いものですから、除草剤の散布等々をやっておる状況でございます。作業に当たりましては、専門の造園業者をお願いをいたしまして、実際の状況を確認しながら実施しているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

今、産業課のほうから、こちらの維持管理のほうの状況を教えていただいたんですけども、こちらのほうの専門業者さんに依頼しているということですが、ここの多目的広場もそうなんですけれども、すみません、ちょっと戻りまして防潮堤のほうとかののり面も芝生のほうで張りつけということになっていまして、そちらのほうとかの維持管理なども同じような形でされる予定でしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

防潮堤のほうののり面の管理ということで、建設課からお答えします。

町長答弁でもございましたように、基本的には造った後に海岸管理者に速やかに引き渡すもので、それは国・県になります。ですので国・県に維持管理をしていただくという中で、町もそうは言っても少しは手助けはしなければいけないなというスタンスではおります。ですので、そこで専門業者が入るかどうかなどというのはいまだ決まっていないと、管理方法は今後決めていくということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 了解しました。

では、多目的広場のほうに関しては、町が管理しているというような理解でよかったですでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

議員おっしゃるとおりでございます。町のほうで管理をしていきます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

そうしましたら、こちらのほうの、すみません、多目的広場のことでもう少し教えてください。

こちらのほうの整備が今後ますます行われていくと思えますけれども、町民の皆様の関心もその都度高まってくると考えます。いつ頃、この多目的広場のほうに町民の皆様が乗れるような予定で考えているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ町長答弁でもございましたが、令和4年度から実際天端部分の芝生広場でありますとか、駐車場でありますとか、そういった休憩施設を含めた形の整備を計画的に進めてまいりたいというふうに考えてございます。ここで明確にいつ完成というところは、なかなかこういう状態になりまして非常に難しいところではございますが、完成した部分、一部分供用開始ということも考えられると思えますので、工事の進捗状況に合わせまして、町民の皆さんに開放できるということで判断をしたときには、一部供用開始という形で開放していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

せっかくすごく見晴らしのいい場所というか町のほうもいろいろと力を入れているような場所でありながらも、なかなか皆さんにまだお伝えできる部分が少ないというのは、本当に残念だなと思う中で、少しずつ皆さんが乗れるような状況になったときには、ぜひ町民の皆様にもたくさんそちらのほうを見ていただいて、何か現場を実感していただきたいと思えます。

また、先ほどの町長答弁の中で、こちらのほうの広場のほうのにぎわいの創出として民間事業者の方なんかにも今後PRなどをとというようなお話もあったんですけども、具体的に

まだ今は決まっていない状況かもしれませんが、ビジョンとしてどんな形で考えられているのか、少し教えていただけますか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

このシーガーデンに向けまして、多目的広場だけではなくて、私たちシーガーデンの川尻海岸の関係で推進計画というのを定めている、これは議員も御承知だと思いますけれども、一つの多目的広場のゾーンだけではなくて、一体として今のこのPFIであるとか、そうした形で民間活力をとということで導入を今検討しているところでございまして、現在、実は内閣府によりますPPP、また、PFI事業に関する企画構想事業化支援というのがございまして、これは経費とかは国が全て出していただけるんですが、こちらに実はサウンディング調査ということで、市場調査をやるときの支援を、私たちはノウハウがないものですから、そうしたところでちょっとエントリーをしまして、そうした指南をいただけないかというのをこれまで手挙げをしておりましたところ、こちらのほうで事業採択のほうをちょっと今私たちが受けていまして、今のこのサウンディングの説明の資料の作り方であるとか、そうしたものを今いろいろ指導いただいているところです。

そうした中で、これはまだサウンディング、その市場調査までは行かないけれども、その事前のちょっと調査といいますか、そうしたものがあまして、一応今2月に県のほうで官民連携でプラットフォーム、静岡市のほうであるんですが、そこでこの計画のほうを一応お出しをするような形をして、民間事業者、こうしたことを考えているんだけど、民間としてどういうことがやれるのかということの調査をちょっとして、そこで皆さんから御意見をいただきながら、具体的な実際の調査とか、そうしたところにつなげていきたいということで、現在動いているところでございます。

この計画の中でもありましたけれども、ここのシーガーデンにつきましては、津波防災、いわゆる安全面については今年度末までにはほぼ11.5メートルを含めて、多目的広場からまたさらに吉田公園までほぼ安全面というところが、そこは確保できてくるということで、その後、にぎわいにどうつなげていくかと、にぎわいに今後入れていくわけですがけれども、そちらのほうにつきましても、今後民間活用導入も含めて、今後進めていきたいというふうに考えております。

実際に、すみません、この整備計画の中では、町だけで全てができると、要するに、行政だけではなくて、民間の運営のノウハウ等も頂きながら、官民一体となって進めていくという整備方針も定めておりますので、そうした中で事業を進めていければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 多目的広場の件は了解しました。

次に、5番に対しての再質問をさせていただきます。

こちらのほう、以前、大井川の右岸のかさ上げ工事を国と調整していくというお話をされたと思いますが、その後の進展はどのようになっているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

河川防災スケジュールの関係で、防災課のほうからお答えさせていただきますけれども、今の御質問の右岸のところのかさ上げというのは、場所的にはどの場所を指されていますか。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

吉田公園の南側のところに多分河川防災ステーションの今工事をやっているかと思うんですけども、その大井川のほうのところの、ごめんなさい、私が間違えたかもしれないんですけども、今、川尻の防潮堤は11.5メートルになっていますけれども、そちらの吉田公園の焼津側の大井川のところの……。すみません、大井川の右岸の堤防の部分になりますけれども。

○議長（増田剛士君） 議員、ちゃんと理解して質問をお願いしますか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

大井川の河口側からの堤防の部分なんですけれども。

○議長（増田剛士君） よろしいですか。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 大井川の堤防のかさ上げは国土交通省の中では考えておりません。基本的に、行政案件でございまして、政治案件です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 了解しました。ありがとうございます。

じゃ、すみません、次の質問をさせていただきます。

河川防災ステーションのところの部分の中のところに、建物として水防センターを何か町の負担で建設予定というようなお話の先ほど答弁だったと思いますけれども、こちらのほうの建物のほうは、どのようなものを予定されているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 議員ね、議員の質問は全て費用に関することなんですよ。全然再質問の中で費用に関して一切触れられていないんですけども、その点について再質問はないということでしょうか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） すみませんでした。

じゃ、こちらのほうの建物のほうですけれども、町の負担で建設予定ということでありますけれども、こちらのほうの建設費用のほうとか町の財源のほうとかは、どのような形で考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

費用のお話ということになりますと、今、水防センターのほうの建設のほうの費用、まず概算という形になりますけれども、約3,000万円ほどの費用をかけて建築等をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 今、3,000万ほどのということで費用のほうをお聞きしたんですけども、実際、この水防センターというものは、どのような活用をされるようなものなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

町長答弁にもございましたように、まず、防災センター自体のものは、水防活動をする上での必要な資機材を置いておく場所、並びに、その緊急用資機材の事前配備してヘリコプター等の離着陸する場所が防災ステーションになりまして、防災センターのほうにつきましては、こちらと同じような形になるんですが、水防の拠点というような形で活用をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 1点補足をさせていただきます。

水防センターにつきましては、今、防災課長が申し上げたとおりなんですけれども、こちら、ただ単にそれは非常時であって、平常時におきましては、交流・憩いの場を創出するというので、この推進計画のほうでも定めておりまして、こうしたいわゆる二面性の活用ということを考えた形での整備というようなことに、整備のほうはなってくるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） じゃ、こちらの水防センターのほうは、主には防災とか水害時のときに主だとは思いますが、そういった平常時のときには、にぎわいも兼ねたというような建物も兼ねたものになってくるというような答弁をいただいたんですけども、先ほどの旧の古川川尻線のほうの道路のほうを今後造っていくに当たって、こちらのほうの水防センターのほうのところにも行けるようなルートも考えられているということでよかったですでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

水防センター、河川防災ステーションへの側道のタッチということで、建設課のほうからお答えします。

今、測量設計をしている中で、やはりそこで車が止まってしまうというのはナンセンスな話ですので、動線を考えたいと思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） ありがとうございます。

いろいろと答弁をいただきました。新型コロナウイルスの感染症拡大による財政への影響も心配ではある中で、いろいろと町のほうが工夫しながら事業を進めていることを理解させていただきました。

今後も健全な財政運営を図りながら、豊かで勢いのある魅力的なまちを目指すためにも、川尻海岸におけるシーガーデン整備が滞りなく進められることを望み、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（増田剛士君） ここで暫時休憩といたします。

再開は10時45分とします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時43分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

引き続き一般質問を行います。

◇ 蒔 田 昌 代 君

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

〔7番 蒔田昌代君登壇〕

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田昌代です。

私は令和2年第4回吉田町議会定例会一般質問において、事前に通告してあるとおり、ごみの減量とリサイクルに向けての紙類の分別収集について町長に質問いたします。

ごみの減量とリサイクルに向けての紙類の分別収集について。

町が収集するごみは、家庭から排出された可燃物、金物類、プラスチック類マークあり、プラスチック類マークなし、ガラス類、ペットボトルの6種類があります。また、自ら処理施設等へ持込むごみには、古紙類などがあります。

毎年3月に各家庭にごみ収集カレンダーが配布されますが、ごみを出す日やルールが分かりやすく載せてあります。町のホームページにもある「ごみの分け方・出し方」のチラシには、さらに絵で分かりやすく「ごみの分け方・出し方」が出ています。

その中で紙類を見ると、収集に出すごみの可燃物には、包装紙があり、自ら処理施設等へ持込むごみの古紙類には、新聞紙、ダンボール、雑誌、家電の箱、牛乳パックがあります。

家庭で出る紙類には、それら以外にも様々なものがあります。ティッシュペーパーの箱やレトルトカレー、お菓子の外箱、衣類と一緒に入っている白い紙、ラップやトイレットペーパーの芯も紙でできています。汚れていないこれらの紙類の分別収集について、以下の点について質問します。

1、ティッシュペーパーの箱、外箱、トイレットペーパーの芯など、これまで燃やすごみに入れていたであろう紙類も、これらを雑がみとして扱う考えは。

2、これらの雑がみをリサイクルできる資源と考え、新聞、雑誌、段ボールと同様に、資源物として分別収集するとごみの減量につながると考えるが、町はどのように考えているか。

3、古紙類は、資源回収に出すかリサイクルセンターへ、新聞は4自治会館に持込み可能となっているが、雑がみの分別収集について、自治会や町内会の協力を仰ぐ考えはあるか。

4、SDGs（11、住み続けられるまちづくりを）の観点から、今後のリサイクルへの取組は。

以上が私の一般質問の要旨であります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） ごみの減量とリサイクルに向けての紙類の分別収集についてのうち、1点目のティッシュペーパーの箱、外箱、トイレットペーパーの芯など、これまで燃やすごみに入れていたであろう紙類も、これらを雑がみとして扱う考えはと、2点目の、これらの雑がみをリサイクルできる資源と考え、新聞、雑誌、段ボールと同様に資源物として分別収集すると、ごみの減量につながると考えるが、町はどのように考えているかについては、関連がございますので、併せてお答えいたします。

現在、一般家庭ごみにつきましては、生ごみ、紙くずなどの可燃物と、金物類、プラスチックなどの資源物に分けて排出していただいております。可燃物は、地域のごみ集積所に排出していただき、資源物は、金物類、プラスチック類のマークあり・なし、ガラス類、ペットボトルの5種類に分別して、こちらも地域のごみ集積所に排出していただいております。蛍光管、乾電池、古紙類、小型家電の資源物につきましては、リサイクルセンターや拠点回収場所に排出していただき、分別回収しております。

また、一般家庭ごみの中のティッシュペーパーの箱やトイレットペーパーなどの雑がみのうち、古紙類と一緒にリサイクルセンターに持ち込まれる物については、資源物として回収しておりますが、雑がみは紙くずという意識が強く、大半は可燃物として排出されている状況でございます。

議員御指摘のとおり、町としましては、ごみの減量化を図っていく上で、雑がみを資源物として回収することは必要であり、そのためには、町民の皆様お一人お一人が、雑がみは可燃物ではなく資源物であるという意識を持っていただくことが重要であると考えております。

この、雑がみは可燃物ではなく資源物であるとの意識を持っていただくために、リサイクルできる雑がみとできない雑がみにはどのようなものがあるか、どのように排出すればよいかなど、雑がみの取扱いについて、町ホームページや「広報よしだ」などを活用し、周知してまいります。

また、回収につきましては、リサイクルセンター、販売店などの拠点回収場所や回収業者への引渡し、学校の集団回収など多様な回収ルートが整備されておりますので、これらにつきましても同様に周知を図ってまいります。

次に、3点目の古紙類は資源回収に出すかリサイクルセンターへ、新聞は4自治会館に持込み可能となっているが、雑がみの分別収集について自治会や町内会の協力を仰ぐ考えはあるかについてお答えします。

雑がみにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、リサイクルセンター、販売店などの拠点回収や、学校の集団回収など多様な回収ルートが整備されており、取扱いに違いはございますが、各自治会におきましても回収にご協力をいただいております。

今後、雑がみの取扱いにつきましては、雑がみは資源物であるということを町民の皆様に周知するとともに、引き続き、自治会に回収の御協力をお願いしてまいります。

次に、4点目のSDGs（11、住み続けられるまちづくりを）の観点から今後のリサイクルへの取組はについてお答えいたします。

SDGsは、環境問題を考慮しつつも経済的に発展する持続的な社会を実現するため、平成27年9月25日に国連サミットで採択された「継続可能な開発目標」であり、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として17の目標が掲げられ、2016年から2030年までの達成を目標としております。このような世界規模の動きの中で、2020年1月からはSDGsの達成のための「行動の10年」がスタートいたしました。

議員の御質問にあります「11、住み続けられるまちづくり」の達成に向け、リサイクルの観点から考えてみますと、生産性があり、環境破壊をすることのない、豊かで持続可能なまちづくりを目指す必要があります。資源効率の改善や省エネの推進、持続可能なインフラのほか、ライフサイクル全体を通じた生活の質を改善することが求められています。

そのため、町は、第5次吉田町総合計画後期基本計画において、可燃ごみの減量、リサイクル率の向上を掲げ「ごみ減量・リサイクル活動が活発に行われる美しいまち」の実現を目指しております。

この「ごみ減量・リサイクル活動が活発に行われる美しいまち」の実現のため、町では、様々な事業に取り組んでおり、広報よしだによるライフスタイルの見直しに関する啓発、シニアカレッジや小学校の授業を活用した環境教育を通じての地球温暖化やごみの問題についての働きかけ、また、循環型社会形成のために資源を有効的に活用するための剪定枝等チップ堆肥化業務委託事業や、家庭での生ごみの減量化を図るため生ごみ処理機器等設置費補助金など、ごみ減量・リサイクルの推進に向けた事業を進めております。

また、そのほかにも、町民の皆様に取り組んでいただきたい3R「リデュース・減らす、リユース・繰り返し使う、リサイクル・再資源として再利用する」に加え、静岡県全体で取り組んでいる6R県民運動の「リフューズ・断る、リターン・戻す、リカバリー・回復させる」の3つを新たにに加え、実践していただくことで、より効果的にごみの減量化・リサイクルの推進を図ることができると考えております。

ごみの減量及びリサイクル意識の向上が叫ばれる中、今回、議員の御質問にあります紙類の分別収集につきましても、ごみ減量化に向けた方策の一つでございますので、課題や問題点を踏まえた上で積極的に進めてまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

今、回答をいただきました。

町は、雑がみを、これからティッシュペーパーの箱、外箱、トイレットペーパーの芯など、雑がみとして扱う考えで、町ホームページ等、周知、広報していくということでお返事をいただきました。

今回、ちょっと一つ聞きたいのが、11月18日の町政連絡会で、吉田町牧之原市広域施設組合負担割合の見直しについて話がありました。今定例会の議案の第103号に吉田町牧之原市広域施設組合規約の一部を変更する規約というのがありますが、その中では、経費負担の割合の変更であることがうたっています。均等割25%とありますけれども、あと、ごみ処理割が75%になるというふうに書いてあります。その話合いがなされたときに、ごみを減量するための具体的な方法の改善とか、そういった話合いなどというのは、その場ではなかったのでしょうか。やはり均等割75%にするとすると、やっぱりごみを減らして、この割合は多くなるんですけども、ごみを減らせば、この分減ると思うんですよ、払うお金が。そういった点を考えて、まずこの均等割75%という前に、減量に対することも、ごみを減らすということに対しても話合いがなされたのか、そういうところを聞きたいと思います。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、今回、議員からお話がありました広域施設組合の負担金の割合の見直しの関係でございますが、これはあくまでも、ごみだけではなくて全体を見据えた中で、負担比率がどうであるかということで行っております。

当然、比率が、そこの後に、ごみの処理の処理量割ということになりますと、当町はその分ごみを多く出しておりますので、そこは増えるということは当然承知をしておるところでございます。これはその後の、町の在り方といいますか、どうしたらそのごみを減らしていくかというところの、町のほうの考え方ということになりますので、この負担割合の経費の中では、牧之原市との協議の中では、そこまでのことの話はしていないということになります。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

町の在り方ということなんですが、やはり広域ですので、牧之原市にもやはりそういった点で意識を持っていただきたいと思うんですが、そういった話合いはされる考えはあるのでしょうか。

広域は、今現在広域が出しているのは雑がみという概念はなくて、それを吉田町は雑がみとして扱いますよ、減っていくんですが、広域と一緒にやっている隣の牧之原市にも、そういった話合いのことを言うことは、機会を設けるといえるか、話合いは考えていますか。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 今回、ごみの均等割が25%で、ごみの処理量が75%という形で、その使用量に比例する割合を増やしたわけです。したがって、先ほど企画課長が申し上げたとおり、使用量割合が増えたということは、要は、使用する割合、量を減らせば、当然、それぞれ牧之原も我々も使用量を減らせば負担が減るというのは、より今までより効果が大きくなりますので、当然、それぞれの市、町が、そういう意識を持って市民、町民に啓発活動などを進めて、ごみの処理を減らすというインセンティブは大きくなったという、こ

ういうふうに理解しておりますので、お互いがそれぞれ減らしていく方向に啓発していればいいのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

静岡県というのは、調べたところ1人当たりのごみの排出量がすごく少ない県のランクで、上位のほうに割と入って、10位以内に入っていると思っています。その中でも掛川市がすごくごみの排出量に対して、全国的に見てもすごい上位のほうにランクして、1日当たりのごみの排出量の少ない市ということでランク入りしています。その実際、掛川市がやっている、私はちょっと事業所が掛川市にあるものですから、3年前に行ったときに、ごみの出し方というのに関しては非常に衝撃を受けました。ここまでリサイクルするのっていうのが現状です。なので、その掛川市でやっているのを吉田でももちろんできるんじゃないのか、ましてや広域ですので、隣の牧之原市にも同様にやっていただけたらいいなど、そうするとごみの減量になってリサイクルが進んでというふうに考えてきました。

本当に最初は難しいかもしれないです。難しいかもしれないけれども、やっぱり町が主導を取っていただいて、大分静岡県はそういう雑がみのリサイクルに関してはノウハウのある自治体もありますので、そちらからの情報を得ながら進めていったほうがいいと私は思います。

町は今、リサイクルの費用で予算も出していて、生ごみ処理機も出していたり、剪定枝や草刈り機の草というのうちの町は多いと思うんですが、そういったものもやっているんだけれども、まず最初に取り組んでいきたいのが、その紙ごみからやっていただきたいと思います。

あと、ちょっと飛んでしまいますけれども、第5次吉田町総合計画の後期基本計画の中で、第6章の豊かな自然と共生するまちづくりの分野、ごみ減量のリサイクルで、目指す状態をごみ減量リサイクル活動が活発に行われている美しいまちとあります。これは先ほどの答弁の中にも入っていました。分野の主な目標は、1人当たりの可燃ごみの排出量、平成30年度の現状値で743.2グラムで、目標値は令和5年度は603.81グラムとなっています。県から10月に発表された一般ごみの排出量、2018年、平成30年の期末別で、1人当たりのごみ排出量が少なかった自治体ですね、人口10万人未満では、菊川市が646グラム、森町が664グラム、長泉町が683グラムなどであったと書いてありました。この現状値からすると、吉田町は、大体どのくらいの位置にいたのか、教えていただけますか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、吉田町が県で何位にいるかという、すみません、今ちょっとその資料のほうを持ち合わせておりませんが、吉田町の場合ですと、ほかの市町村と比べますと、資源物と可燃物の分別はかなり進んでいるほうだというふうに考えておりますので、それなりの順位のところにはいるというふうには考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

令和5年度の目標値が603.81グラムですが、人口10万人未満の市町の数値から見ると、やはり42グラムから50グラム、80グラムとのちょっと差があるんですけども、その目標値を設定した根拠というのは、どこに、どういったデータを基に、この目標値を設定したのでしょうか。数字として結構幅があるので、この目標値とする設定というのは、この10月に発表された人口10万人未満の市町だと、かなり低い値になるものですから、その目標値を設定したデータというか、根拠というのはどこにあるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この目標値につきましては、平成30年に吉田町の一般廃棄物処理基本計画というものを策定しております。これは一般廃棄物につきましては、吉田町の10年の計画について、一般廃棄物についての計画を記したものでございます。この中で、今後の人口の推移でありますとか、今のごみの排出量、その人口の変動におきまして、どのようなごみの変動があるかという中で目標を設定しているということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

令和5年までに、この目標値に持っていきたいということなので、早急に本当に取りかかって、その目標の達成のために頑張っていたきたいなと思うんです。

次に、3の今答弁にもありましたが、雑がみのリサイクルというのは、リサイクルセンターへ持っていく、販売店、書店に持っていく、学校の資源回収にしていって、多様な方法があるとおっしゃいましたが、まず、本当に町が雑がみとして扱っていただかないと、PTAとかの資源回収にも、それを扱うという判断ができないので、早急に雑がみとして扱いますので、生かせる資源として使えるということをアピールしていただきたいと思います。

これも掛川市の例で大変申し訳なんですけれども、本当にこういったコピー用紙もシュレッターにかけてシュレッターごみとして捨ててしまうものを、今まで吉田町にいたときは、吉田町の袋にこれをシュレッターごみとして入れて捨てていました。ですが、それをシュレッターごみも、紙ごみとして回収するんです。しかも自治会で、町内会単位で、それを保管するスペースがあって、そこに大きな専用の袋があって、それをがさっとあけます。回収は週に1回で、それこそ新聞紙、段ボール、紙ごみ、雑誌、シュレッターごみというのを、全部分けてありまして、それを週1回業者さんに回収してもらうということです。そこで、町内会は、それをお金に換えることができるんです。そうすると、町内会の収入になって、何かイベントをするときに、そこからお金が出せるので、すごく助かりますという話を伺っています。

その町内会でも、やはり町中なので高齢化が進んでいて、これをやりたいからお金をください、回収するとなるとなかなか言えない状況があるので、こういった雑がみを分類して、シュレッターごみも利用して、町内会の一定の場所で集めて、それを業者さんに持ってってもらって得た収入で、町内会の運営ができるということがあるんです。

今、自治会等でやっていますが、さらにそういった雑がみも含めて進めていただきたいと思います。自治会の協力というのを仰いで、そういったメリットがある、メリットといえばあれですけども、こともあるので、協力というのは仰げるものなんでしょうか。

それをお願いするに当たって、課題となること、問題となることは、町はどういうことを考えていますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど町長からの答弁でもありましたとおり、今現在でも自治会におきましては、古紙という形で資源物については雑誌、段ボール、新聞紙なんかは回収していただいております。それにつきましては、自治会で回収業者に依頼をして、そこに持って行ってもらうと、その先ほど言った収入が自治会に入るという仕組みは、自治会でも今行われております。

先ほど言った雑がみにつきましても、今現在、雑がみという種類では分けてはございませんが、雑誌と一緒にあれば、古紙という形で雑がみについても回収は可能であります。ただ、それを雑がみという形で、先ほど言ったシュレッターであるとか、雑がみという形で新たに回収場所を設けるといことになると、なかなか今の自治会のスペースの中で、その場所が設けられるかどうかということであるとか、じゃ、その雑がみのところをどうやっていくかという、手間の問題だとか、いろいろな問題がございますので、そういう面も今後課題としては挙げられるという形ではございますが、現在でありましても、資源物としての取扱いは自治会のほうで行っているということにつきまして、今後につきましても、自治会にはお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

いきなり4へ飛んでいきますけれども、4の持続可能な開発目標というのがあって、現在、吉田町が取り組んでいるものに、各シニアカレッジとか、小学校で様々な環境問題、ごみ問題についての循環型社会についての勉強会、学ぶ場を設けてあると言っています。

今後、やはり町が広報しても町民の皆さんが、えー、この雑がみ、どうして、なぜやるのというやっぱり意識を変えていただかないと、なかなか進まないと思うので、やはりこういったシニアカレッジとか、小学校でも今勉強会とかをしていただいておりますが、そのほかに町として、そういった町民の意識を変えるような勉強会とか参加をするイベントとかというのは、案として何か考えていることはあるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

議員おっしゃるとおり、まず、ごみの減量化という中で一番大切なことは、やはり各個人の意識を、今まではごみだとして扱っていたものを、資源物だという形にさせていただくという意識づけが、やはり一番大切ではないかというふうには考えております。

そういう中で、先ほど言ったシニアカレッジであるとか、学校の授業なんかを活用できれば、そういうところの中で、ごみではなく資源物とはこういうものがありますよというものから、ごみの減量化に向けて世界的な動きがどういうふうになっているとか、そういうものも含めて教育する場を、うちのほうで提供していきたいということで進めていきたいなというふうに考えております。

あとは、小さいところから言いますと、例えば広報であるとか、今年の6月に、要は、ごみとはこういうふうなものですよという中で、ごみの減量化に向けた広報の特集を組んでい

ただいております。そういう中で、ごみはこうすると減量できますよとか、物についてもPRをしているような状況です。そういうものを活用しまして、今後につきましても進めていきたいと、それとあと、県のほうでもエコチャレンジということで、例えば今問題になっている食品ロスであるとか、そういうものについてもアプリ等を活用して、食べ切りに協力していただいた方にはポイント制でやるとか、そういうものも県のほうでも進めておりますので、そういうものうちのほうで活用しながら、今後につきましても進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

今年、ちょっといろいろ調べていって、隣の焼津市であった紙ごみのイベントで、各町内会、自治会で、紙ごみのどれだけ回収できたか、ランキングを出したそうです。ランキングというか、チャレンジしましょう、紙ごみをどれだけ出したかというので、重さで競ったらしいです。そういったイベントがあって、参加しませんかというのを焼津市のホームページで見ました。それって、やはりどうしてもリサイクルしていくとなると、ちょっとつらくなってくる時期があるので、それを楽しくできるようなイベントというのも少し盛り込んでいきながら、リサイクルに対して、紙ごみだけではなく、ほかのことでの資源ごみでもできると思います。そういったのを考えて、イベント等をつくっていただいて、ごみと資源を分けること、リサイクルにすること、そういったイベントも必要だと思うんですが、今までやっぱり既存の県がやっているエコチャレンジとか、様々なことはやってきてありますが、町独自で、そういったイベントも考えてみてはどうかと思うんですが、その点について、町独自で何かそれに対して、この資源ごみの回収とかリサイクルに関して、イベントとかは考えていますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど言ったように、今、エコチャレンジにつきましても、県だけで動いているわけではありませんので、町のほうもそういう会議に出た中で、どういうふうな形で推進していくかということで、そういうものも利用していくという中では、それは町独自ではありませんが、そういう活動については、そういうものを利用していきたいという中で、それとあと、やはり先ほど言いました意識づけというところをまず最初にやっていった中で進めて、その後、そういうものも利用した行動ということも考えていかなければいけません。まず、意識づけが必要だということで、変えられるものは変えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

やはりごみの減量とリサイクルを推し進めていくに当たり、やっぱり町からのこういうふうになります、こういうふうにしてくださいということをお願いすると同時に、町民の紙ごみのリサイクル、分別する意識の向上も非常に大事だと思います。やはり、その2点に関しては、町も主導となって雑がみの分別リサイクルの推進とごみの減量化に対しても、意思

を明確にすべき時期に来ていると私は思っております。「広報よしだ」等、ホームページ等で、様々な手段を使って、ぜひアピールしていただいて、雑がみ分別で資源、リサイクルに出して、ごみの減量を推進していける町づくり、町にしていだけるようお願いをして、私の一般質問を終わりとします。

○議長（増田剛士君） 以上で、7番、蒔田昌代君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時20分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 15 日目、最終日でございます。
ただいまの出席議員数は 13 名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
これから議案審議に入ります。
初めに、補正予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。
第 100 号議案から第 102 号議案及び第 105 号議案の 4 議案につきましては、質疑は既に終了しておりますので討論から行います。
引き続き、補正予算に関する議案を除く、その他の議案審議を議案番号順に行います。
それでは、審議に入ります。
-

◎議案第 100 号の討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第 1、第 100 号議案 令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 8 号）についてを議題といたします。
これから、第 100 号議案について討論を行います。
発言は、許可の後登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第 101 号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第1、第101号議案 令和2年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、第101号議案について討論を行います。

発言は、許可の後登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第102号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第3、第102号議案 令和2年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから第102号議案について討論を行います。

発言は、許可のあと登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

9番、山内 均君。

〔9番 山内 均君登壇〕

○9番（山内 均君） 議員番号9番、山内 均です。

令和2年第4回議会定例会に議案提出されました第102号議案 令和2年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、反対討論をいたします。

第102号議案、第1条、令和2年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。事項は、川尻南部污水幹線工事、期間は令和3年度、限度額1億3,300万円。

この議案では、事項及び期間は確認できるが、債務負担行為の限度額の算定の根拠が示されていない。全員協議会で行われた議案の内容確認時に、公共下水道事業、川尻南部污水幹線工事第4工区川尻南部污水幹線工事、第5工区川尻南部污水幹線工事、第6工区の管渠建設工事の延長が670.5メートル、利用可能対象区画が26戸、そのうち使用戸数が19戸であることを確認できた。この限度額、1億3,300万円を19戸で割り、1戸当たりの単価を出すと1戸辺り700万円の費用を要する。ただし、1億3,300万円は管渠建設費だけの金額であることは確認したが、予算全体は確認はできない。実際には、令和元年度の公共下水道事業の決算の歳出総額は12億1,778万であり、一般会計繰入金、町民税からは6億4,500万円強が下水道事業に充当された。一方、浄化センターと同じ浄化機能を持つ合併浄化槽に関

しては、1戸当たりの建設費用は5人槽で約85万円程度であり、19戸では1,600万円程度となる。町民税からの負担はなくなり、下水道事業の独立採算制の確保や税負担の公平性を確保することができることとなる。また、将来の人口減少や地域の特性を考えると合併浄化槽による水洗化の向上が有利になると考える。

以上の観点から考えると、浄化槽事業は税負担の公平性、効率性が確保でき、工事費の大幅な縮小や工事期間の短縮が期待できる。結論としては、地域での立地条件や将来性を含めると、下水道事業は地域性や効率性においても有効な施策ではなく、適当でないと考える。したがって、下水道事業から合併浄化槽への事業転換を考えるべきであると考えておる。よって、第102号議案には反対の意思を表明する。

以上、反対討論といたします。

○議長（増田剛士君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、大石 巖君。

〔12番 大石 巖君登壇〕

○12番（大石 巖君） 12番、大石 巖でございます。

第102号議案 令和2年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、賛成の意見を申し上げます。

川尻南部汚水幹線工事の債務負担行為についてであります。

まず、債務負担行為とは、翌年度以降にわたる事業の前年度末までの支出額や当該年度以降の支出予定額等に関する調書を議会に提出しなければならないというふうになっております。地方自治法第214条の規定により、事項、期間、限度額を記載するということになっております。本議案は、こうした様式にのっとり調整をされておりますし、資料として箇所図も添付されていることから、議員の皆さんにも事業内容の理解が進むものと考えます。

なお、予算審議の中で債務負担行為についての着眼点としまして、議員必携の266ページでは債務負担行為を必要とする理由と目的が明確であるか、債務負担行為の期間を極力短縮するよう配慮されているか、負担限度額が明確に定められているか、将来予算措置が確実に講じられて処理できる性質のものであるかなどが記されておりますので、そういう観点からの議論が必要かと思えます。私たちのこうした議案審議は、この観点からのチェックが大事だというふうに考えております。

その上で、山内議員の意見については、こうした観点からとは違った内容の発言がありました。まず、債務限度額の算定の根拠がないという話でありました。事業計画の中では19戸が対象ということでその単価も発言があったわけですが、この幹線沿いには確かに今19戸の現存する住宅があり、それに対する排水の処理ができるというふうな報告がありました。しかし、この地域は区画整理事業区域内でありまして、この中にはまだ幹線沿いには31区画という仮換地区画もありますので、さらにその背後には住宅密集地も控えておりますので、そうした区域への延長も可能となるこうした幹線工事だというふうに私は考えております。

また、浄化槽への転換が必要だというふうに発言でありましたが、今の公共下水道事業計画については、今審議会のほうで議論がされている、しかし、現在の計画についてはこれは着々と進めていくという方針に今現在は変わりありません。

そうした観点からも、この債務負担行為の中身については、次年度、令和3年度の当初予算の中で具体的に議論されるべきものと考えます。そうした観点から、私は長期にわたる事業ではありますが、しかも予算の面いろいろな面で困難もあると思いますが、生活環境の向上と河川等の水質保全を図るためにも、町民の皆さんの理解の上に一層の推進をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（増田剛士君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田剛士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

表決において起立しない方については反対とみなします。

それでは、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増田剛士君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第105号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第4、第105号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

これから第105号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案の審議が終わりました。

これから、その他の議案の審議に入ります。

◎議案第96号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第5、第96号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第6、第97号議案 吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

- 3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

97号議案、印鑑登録の手続をマイナンバーを使用して、今あるコンビニに加えて役場前設置の自動交付機でも取得できるようにするための条例の文言追加ということでございました。全員協議会でも説明を受けましたが、公布日から施行とあります。この議案が可決された場合、既に機械の機能としては取りそろっているシステムです。これが今直ちに利用できない事情ですとか、あるいは実運用開始がいつからかということに対しては説明を受けました。システムのハードはそろっているが、ソフト部分が少し時間を要するというのと、それから実運用は1月下旬から2月上旬、すみません、記憶違いがあれば訂正いただきたいんですが、そのように伺ったと思っております。そこを踏まえて質疑いたします。

この自動交付機でマイナンバーを利用した取得が可能になるということを町民にどのような手段で、時期をどの時期に伝えようとお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

まず、周知方法の前に運用の時期の確認ですけれども、私全員協議会では確か1月中旬から下旬にかけてというお話をさせていただいたと思いますが、少しまたスケジュール詰まってきました、今1月20日前後というところまで詰まっております。

その後の周知方法につきましては、まず1月の広報に掲載をするということと、併せてホームページ、それからよしポケ、あとは窓口でのお知らせをする予定でございます。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 少し早めの運用を恐らく内部で進めていただいていることかと思うんですが、せっかく拡充される自動交付機があるので、例えばですが開庁中は操作の困難な一部の方を除いてなるべく自動交付機でマイナンバーでもそれから町民カードでも取得できるので、もし操作が分からなければ一緒に行って手伝いますので一度御説明しますというような形が、結果的に窓口負担を減らしたりそちらの自動交付機の利用率を上げることになると思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

そうですね。なるべく吉田町民カード、それからマイナンバーカードと今度2種類どちらでも使っていただけるようになるものですから、なるべく自動交付機御利用いただきたいんですけれども、今でも例えば窓口で印鑑登録をして吉田町民カードを作った時点でその方印鑑証明が欲しくて登録をしに来るという方がほとんどですので、その時点で自動交付機をお使いくださいという御案内をしたりとか、あとは窓口が混雑しているときは少し無理なんですけど、今でも一緒に自動交付機で一緒について行って操作方法をお教えしてその場で取っていただくという方法を取っておりますので、今後もそのような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 今のお話、よく理解できました。システム運用によって圧倒的に利用割合の多い窓口の取得がちょっと減少して、さらに最近では感染抑止のための対面対応の減少ですとか、担当する職員さんのほかの作業ができる、そういう効率の向上、あるいはもう少し言うとマイナンバーの取得率向上なんかにもつながることなのかなと思っております。

これもちょっと聞いてみたいんですが、具体的に窓口の対応をどの程度減らしたいですとか、あるいはマイナンバーの取得率を今直近で大分じわじわと上がってきて18%手前ぐらいと聞いておりますが、どの程度まで持っていきたいというような数値の目標は今あるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

なかなかマイナンバーの取得自体が、国としても町としてもですけれども、なるべく取得をしていただいて窓口を減らすということを目指してはいきたいんですけれども、こちら取得に関してはなかなか個人の事情だとか、あとはもし取得をするとしてもその取得をする時期も個人の自由というところがなかなかあるものですから、町としてもじゃ何%までとかというような目標は今定めては実際ありません。ただ、できるだけ周知を今まで以上に周知をして、たくさん取得をしていただいて、なるべくコンビニエンスストア、それから自動交付機をお使いいただいて、窓口での混雑を生まないような形に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 理解しました。

最後の質疑にさせていただきます。

システムの運用開始によりまして、マイナンバーカードを持ってくれば役場の窓口ではないですけれども自動交付機でも取得が可能、ただし窓口は依然として印鑑、登録のときに出る吉田町民カードが必要という状態がしばらく続くんじゃないかなと思っております、これは少し町民にとって分かりづらいというか、ちょっと混乱するような状況がしばらく続くんじゃないかと。で、これ現在登録により、印鑑登録としてカードが作られてしまうと言うとあれですけれども、作る形になっているんですが、これは将来的に例えばマイナンバーカードの取得率がすごく上がっていった場合、そのカード自体が必要なくなってくるんじゃないかという考え方もあるんですが、それは町民カードの発行というのは今後も継続されるものなのか。その方向性について最後お伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

この吉田町民カードというのは、まず自動交付機で各種証明書を取得できるということの以前に、印鑑登録証という役割を持っております。以前で言う印鑑手帳の代わりとなっておりますので、当分の間は証明書という形でどうしても発行もされてしまいますし、皆さんにお持ちいただくような形になってきます。ただ、全国的に見ても今マイナンバーカードに印鑑登録証の機能を入れるというようなところが、ほとんど、全てを調べたわけではありませんので全てとは言えませんが、ほとんど例がまだ今のところなくて、今後いろんな情報を取入れて行く行くは将来的にはマイナンバーカードに運転免許証だとか国民健康保険証の機能なんかも備わるということですので、1枚持っていれば何にでも使えるという形になれば町民の方々にも便利でありますので、その辺は情報をたくさん仕入れてできればその1枚にまとまるような形に進めていきたいと思っておりますが、それがいつになるかというところはまだ見通しがついておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第98号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第7、第98号議案 吉田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第99号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第8、第99号議案 吉田町新型コロナウイルス感染症経済変動対策貸付資金利子助成金基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第103号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第9、第103号議案 吉田町牧之原市広域施設組合格約の一部を変更する規約についてを議題といたします。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第104号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第10、第104号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎選挙管理委員会委員及び補充員選挙

○議長（増田剛士君） 日程第 11、吉田町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、鈴木 進君、守屋孝平君、大石晴美君、池谷一朋君。

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました鈴木 進君、守屋孝平君、大石晴美君、池谷一朋君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。

第1順位、中村節男君、第2順位、松浦慎次君、第3順位、杉村勝巳君、第4順位、増田義美君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、中村節男君、第2順位、松浦慎次君、第3順位、杉村勝巳君、第4順位、増田義美君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎議員派遣について

○議長（増田剛士君） 日程第12、議員派遣についてを議題とします。

吉田町会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（増田剛士君） 日程第13、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 以上で令和2年第4回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○議長（増田剛士君） 今日でもって議会定例会が終わるわけでございますけれども、上程いたしました議案について議員の皆様から活発に討論いただきまして、最終的に可決していただきまして本当に誠にありがとうございました。

本当に今年はコロナで明けて、コロナで暮れると。来年もコロナで明けますけれども、何とかその途中で終息をしてコロナで暮れたと言われたいような1年であってほしいと、本当に切に願うものでございます。

議員の皆さんにもお話ししたことがあると思いますけれども、このコロナによってうちの町もほかの町と同じようにやはり財政的な落ち込みというもの、これはもう避けることができません。そういう意味において、当然のことながら予算編成に関してはそれぞれの事業というものをもう一度精査をした上で、優先順位をちゃんとつけた上で町民の皆さんへのサービスの提供という面に過誤がないように来年度の予算編成をしなければならないと思っております。また、来年度の予算編成が終わった後、来年の3月議会で皆様にそれぞれいろんな意味で討論をいただき、また質疑をされるわけでございますけれども、ぜひとも皆様におかれましては町民へのサービスの低下はできる限りないような形で予算を編成したいと思っておりますので、またよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

本当にこのコロナによってうちの町が平成23年の東日本大震災から営々と強力で推し進めてきました津波防災まちづくりというもの、大石議員の一般質問であるとか、楠元議員の一般質問にもございましたけれども、平成23年以降この町に新しい工場を建設する、また店舗を建設する、そして創業を開始した企業、店舗は23社でございます。そして、もう進出が決まっておりますこれから創業しますという会社が7社でございます。そういう意味において、この町もその成果というものが町民の皆さんに目に見える形で出てきたと思っております。それと同時に東日本大震災以降ずっと人口動態に関しては出ていく人が多かったんです。入る人よりも出ていく人。それがようやく平成27年度から入る人がこの町から出ていく人を上回ったと、そういうのを見て、いい傾向が見られたと思っております。

今日の交通安全の町内巡視をさせていただきましたけれども、川尻なんかでは本当に普通の一般の方の御自宅が建っていると、そういう意味において少しずつそういうものが町民の皆さんにも浸透してこの町というものがいい方向に向かっているんだと、そういう実感を得たわけでございますけれども、本当にこのコロナというものによってこのいい傾向が腰折れしないように、これからもやはりこの津波防災まちづくりというものは強力で推し進めてまいりたいと思っております。

来年の3月には現在築造中の防潮堤は躯体は完成をいたします。当然のことながら鏝の貼付であるとかそういうものもあります。来年度の防潮堤に関しては、大井川の堤防よりは国

が作る河川防災ステーションがございませぬけれども、これも 11.5 メートルの高さでまいりますので最終的に天端等々もちょっとかさ上げになりますけれども、本当の意味で防潮堤に関しては完成すると。側道も完成します。いよいよこれからまた住吉とか吉田漁港のほうにこれからやらなければいけないとこんなふうに思っております。

私はこの町の町長でございませぬので、確かにコロナに感染することはこれは非常に気をつけなければいけないですけれども、そうかと言ってこの庁内にとどまって、自分の部屋に閉じ籠もっているようでは何にもなりませんので、いろいろ感染の危険はございませぬけれども、できる限りその対処をしながら東京であるとか、それから名古屋であるとか、そういうところに行って様々な働きかけであるとか陳情等をします。先月も東京へ参りまして、菅首相の側近の方と 4 人ほどで会食をしたんですけれども、そういう中においてもやはり地方の実情というものなかなか中央の方には届いていない部分がございますし、また隔靴搔痒の部分がございますのでそれらについてお話し申し上げて、またいろんな形でうちの町の津波防災まちづくりについてもお話申し上げて、今後のさらなる御支援をお願いしたわけでございますけれども、本当に国民の命とそれから国の経済と二者択一でいくと、本当にこの国は恐らく未曾有の混乱に遭うのではないかとこんなふうに思っています。いろんな意味で国民の命も大事、経済も大事と、本当に難しい駆け引きがこれから出てくるでしょうけれども、本当にいろんな意味で行政というものはその十字架を背負わなければならないと思っておりますので、また議員の皆様にもよろしくその辺について御指導賜りたいと思っております。

本当に昔この下水道の問題で、私が町長になって二、三年たった頃でございませぬか。今はもうなくなりましたけれども、大井川の池谷 薫さん、町長やっていた方ですけれども、こんなことを言われたことがあります。吉田町が下水道をしなければ、県下でも有数の裕福な町だったよな。そういうふうに言われたことがずっと腹に響いておると、今でもいっております。私も早い段階でこの議会でどなたかの質問、恐らく八木議員か河原崎議員ぐらいしかいないと思っておりますけれども、そのお二方がおられる頃この下水道の問題について議員から質問されたことがあります。そのとき私は発言全部は覚えておりませぬけれども、いつかやはりこれについて本当に考えなければならない時期が来ると、そんなふうな答弁をしたことがございませぬけれども、今回の公営企業の問題、そういう時期が来たのかなとこんなふうに思っています。ただ、事業というものは非常に難しいところがございまして、やはりハードランディングではなく、ソフトランディングしてそのショックアブソーバーを働かせると、そういうふうなことも考えなければならないと思っております。

いろんな意味で、このコロナによって財政というものが厳しさを増してまいりますけれども、吉田町の町づくりというものがそういう中においてもやはり町民の皆さんに対して豊かで勢いのある町というものを作っていかなければならないとこんなふうに思っておりますので、また議員の皆様にはいろいろ厳しい質問であるとか質疑等を受けなければならないと思っておりますけれども、ぜひともこの町づくりに対してまた議員の皆様のお理解と御支援を賜りたいと思っております。また難しい時期ではございませぬけれども、議員の皆さんも町内に閉じ籠もるのではなくて、やはり近場でも結構でございませぬし、遠くでも結構でございませぬけれども、ぜひともそれぞれの町がどんなことをやっているのかとそういうことをぜひともインターネットで調べるだけではやはり血肉の温かさは分かりませぬので、ぜひとも感染は気をつけなければなりませんけれども、ぜひとも行っていただきたいとこんなふうに思っております。

おります。また、町内のそれぞれの企業であるとかそれぞれの人々のところに直接足を運んで、いろんな意味で問題が生じておりますので、ぜひとも足を運んで皆様の切実な声に傾けて、また3月議会というものが内容の濃い定例会に終わることをぜひともこいねがうものでございます。

本当にこの定例会ありがとうございました。皆様におかれましても、下水道の問題ではまた皆様とちょっとお会いすることございますけれども、ぜひともいい年をお迎えするようにこいねがいで、私の挨拶といたします。今定例会、ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（増田剛士君） ありがとうございます。

本日ここに令和2年第4回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月1日以来、15日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚く御礼申し上げます。

また、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、今後も町政の積極的な推進に御尽力賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症にうつらない、うつされない、これを念頭に万全の対策をしていただき、いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛くださいまして、無事年越しされ、御多幸な新年を迎えられますようお祈りいたしまして、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上をもちまして、令和2年第4回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 9時43分